

中村学園大学 点検・評価報告書

令和 2 (2020) 年度



目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
1.1. 現状説明	3
1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	3
1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	6
1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	7
1.2. 長所・特色	9
1.3. 問題点	9
1.4. 全体のまとめ	10
第2章 内部質保証	11
2.1. 現状説明	11
2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	11
2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	12
2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	15
2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	18
2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	20
2.2. 長所・特色	21
2.3. 問題点	21
2.4. 全体のまとめ	21
第3章 教育研究組織	23
3.1. 現状説明	23
3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	23
3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	26
3.2. 長所・特色	27
3.3. 問題点	28
3.4. 全体のまとめ	28

第4章 教育課程・学習成果	30
4.1. 現状説明	30
4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	30
4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	31
4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	34
4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	41
4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	45
4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	47
4.1.7. 教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	50
4.2. 長所・特色	51
4.3. 問題点	52
4.4. 全体のまとめ	52
第5章 学生の受け入れ	54
5.1. 現状説明	54
5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	54
5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	55
5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	60
5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	63
5.2. 長所・特色	64
5.3. 問題点	65
5.4. 全体のまとめ	65
第6章 教員・教員組織	67
6.1. 現状説明	67
6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	67
6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	68
6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	69
6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	71

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	73
6.2. 長所・特色	74
6.3. 問題点	74
6.4. 全体のまとめ	74
第7章 学生支援	76
7.1. 現状説明	76
7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。.....	76
7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。.....	77
7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	83
7.2. 長所・特色	84
7.3. 問題点	85
7.4. 全体のまとめ	85
第8章 教育研究等環境.....	87
8.1. 現状説明	87
8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。.....	87
8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。.....	88
8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。.....	91
8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。.....	92
8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。....	93
8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	95
8.2. 長所・特色	96
8.3. 問題点	96
8.4. 全体のまとめ	97
第9章 社会連携・社会貢献.....	98
9.1. 現状説明	98
9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。.....	98

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	99
9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ...	102
9.2. 長所・特色	103
9.3. 問題点	104
9.4. 全体のまとめ	104
第10章 大学運営・財務	106
第1節 大学運営	106
10.1. 現状説明	106
10.1.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	106
10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	106
10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	109
10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	110
10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	113
10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	114
10.1.2. 長所・特色	115
10.1.3. 問題点	116
10.1.4. 全体のまとめ	116
第2節 財務	116
10.2.1. 現状説明	116
10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	116
10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	117
10.2.2. 長所・特色	118
10.2.3. 問題点	119
10.2.4. 全体のまとめ	119
終章	120

序章

学校法人中村学園は、昭和 28（1953）年の設立以来、中村学園の創立者である中村ハル（以下、「学園祖中村ハル」という。）の教育の理念と情熱を「建学の精神」として受け継ぎ、社会の発展に資する多くの優秀な卒業生を輩出し、今日まで堅実に伸展してきた。私学を取り巻く環境は厳しさを増しており、本学園が将来にわたって教育研究機関としての確固たる地位を維持し、更なる発展を遂げていくために、本学園は社会のニーズを的確に捉え、変化に対応した教育と堅実な経営に努めている。

中村学園大学（以下、「本学」という。）では、取り巻く環境の変化を速やかに察知し、社会ニーズを的確に捉えるため、平成 10（1998）年より「中期総合計画」を策定している。この「中期総合計画」は、本学の教育・研究の現状を正確に点検・評価することにより、「建学の精神」を堅持しつつ、育成すべき人材像や教育方法等の基本方針を設定し、それらの具現化を図るために各学部・学科・部局の目標や計画を設定するものである。

実行段階においては、年度毎の「事業計画」に基づき実行し、年度途中の「中間報告」で進捗確認を行い、年度末の「事業報告」で結果を評価している。さらに次年度の事業計画立案にあたっては、前年度の点検・評価を踏まえた上で、改善方策を含めて立案することで、PDCA サイクル等を適切に機能させる仕組みを構築している。また、自己点検・評価の客観性や適切性を確保するため、平成 29（2017）年度には、高等教育に見識を有する産学官で構成する外部評価委員会を設置した。以降、PDCA サイクルの一端として毎年外部評価を実施している。

これまで本学ではFD活動そのものを「建学の精神」に則った大学運営の核と捉え、学長をはじめとする役職者で構成するFD委員会がその活動「教育の質の改善と充実」の役割を担ってきた。第3期の認証評価受審に先立ち、これまでFD委員会に包含していた自己点検・評価体制を明確にするため、令和2（2020）年4月に「自己点検・評価委員会」を設置した。「自己点検・評価委員会」は、恒常的な点検・評価活動を推進し、内部質保証プロセスを有効に機能させるための常設委員会である。今回の認証評価では、審議会の下において、「自己点検・評価委員会」が点検・評価活動の全学的な調整を担った。

なお、前回の平成26（2014）年の認証評価において、「組織的な情報の把握に努めているものの、今後は、収集した情報を利用した検証が求められる」との評価を受けた。評価時には既に第6次中期総合計画（平成27（2015）～29（2017）年度）を策定済みであったため、第6次中期総合計画期間中に検証を進めた。その結果、第7次中期総合計画（平成30（2018）～令和2（2020）年度）より、新たに学園全体として優先的に実行すべき「重点取組項目」を策定し、その上で各学部・学科・研究科が、重点取組項目の達成に向けた目標・計画・各年度のKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）をボトムアップで立案する形式を採用した。これにより、学園全体の進むべき方向性を確保しつつ、各学部・学科・研究科においては自らの目標達成に向け各種施策に取り組みながら、各KPIの進捗状況を確認し、未達成の場合はその課題と理由を把握の上、状況の検証に努める体制を導入した。

同じく前回の認証評価において改善事項とされた、流通科学部の学生受け入れにおいては、平成28（2016）年度は1.34倍、令和元（2019）年度は1.31倍と基準を超過した。超

過理由は、文高理低による社会科学系人気（平成 28（2016）年度）、大規模大学の入学定員管理厳格化（令和元（2019）年度）による歩留まり率の上昇であり、令和 2（2020）年度は、さらに慎重な査定に努めることで、1.16 倍と適正な入学者管理を行うことができた。今後も各学部・学科における入学試験実施委員会および入学試験運営委員会において、適切な比率となるよう、推薦入学試験合格者数と一般入学試験等の合格者数とのバランスを考慮しながら適正な定員管理に努める。

今回の第 3 期の認証評価は、令和 3（2021）年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を、併設する短期大学部と同時受審する。同一の認証評価機関で認証評価を受審することにより、併設の短期大学部と連携した自己点検・評価活動に認証評価を組み込み、認証評価基準や評価方法、評価資料の統一を図るとともに評価結果に準じた改善活動を一体的に推進する予定である。

今回の認証評価では、内部質保証に責任を負う審議会の下に認証評価受審を統括する自己点検・評価委員会が点検評価報告書活動の全学的な調整を担い、さらに学長を代表とする自己点検評価報告書作成委員会が各学部・学科・研究科や部局の点検・評価を実施し作成した。

本報告書において、現状を把握し長所・特色や問題点を明らかにするとともに、第 3 期の認証評価受審を機に本学の更なる教育の質の充実と向上に取り組む所存である。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科または課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の理念・目的は、学園祖中村ハルの教育理念を「建学の精神」として受け継ぎ、適切に設定している。

【建学の精神】



本学は、学則（資料 1-1）第 1 条に「中村学園大学は、教育基本法および学校教育法に則るとともに本学の建学の精神に基づき、理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努め、社会の発展および文化の向上に貢献し得る有為の人材を養成することを目的とし、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。」と定めている。

また、大学院の学則（資料 1-2）第 1 条には「中村学園大学大学院は、教育基本法、学校教育法および私立学校法に則るとともに、中村学園大学建学の精神に基づき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、広い視野に立って、その精深な学識を授け、高度の専門的能力を有する人材を育成し、もって文化の向上並びに人間の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている。

各学部・研究科の目的は、大学および大学院の目的と連関して、各学部・研究科の特性

に合わせて次のように定めている（資料 1-1～2）。これらの目的は各学部・研究科の個性や特徴が明確にされており、高等教育機関としてふさわしいものである。

【目的】

栄養科学部 栄養科学科

高度な栄養科学の知識・技術・態度を基に、総合的な栄養管理能力を有し、栄養科学の分野で活躍できる人間性豊かで広い視野をもった、専門性の高い実践力のある管理栄養士の養成を目的とする。

栄養科学部 フード・マネジメント学科

栄養科学の知識・技術・態度を基盤とし、健康増進に寄与する食品の研究・開発・製造のための知見に加えて、食科学をビジネスへつなげる知見を併せもつことで、高付加価値な食産業を創出できる人材の養成を目的とする。

教育学部 児童幼児教育学科

子どもたちの健全な心身の発達を担う教師・保育者としての十分な学力と実践力を備え、学校や福祉施設など、社会の様々な分野で指導者・教育者として活躍できる人材の育成を目的とする。

流通科学部 流通科学科

流通業、マーケティング、ロジスティクス関連の知識及び企業経営を中核にした教育を、理論と実践を通じて行うことにより、流通業、一般企業のマーケティング、ロジスティクス等の流通関連分野で、確固たる知識・能力に基づいて状況の変化に柔軟に対応できる、広く社会において指導的活躍が期待される人材を育成することを目的とする。

栄養科学研究科

わが国の人をとりまく環境、生活様式、価値観などの変化に対応して、先端的、かつ国際的レベルでの栄養科学の教育研究を行い、実践を重んじ、専門的知識と技術を備えた栄養科学領域の研究者、指導者並びに実践者を養成し、広く国民の健康増進に貢献することを目標とする。

教育学研究科

人間形成の土台となる幼児・児童期の発達に関わる研究を行い、保育学・初等教育学に関して高度な専門性を有する研究者・教育実践者の育成を目標とする。

流通科学研究科

研究指導を中心としながらも、大学院修士課程に対する社会的要請並びに専門家育成に対する流通分野の産業界からの要望に応じて、次代を担う流通科学のプロフェッショナルを育成することを目標とする。

このように、各学部・学科・研究科は建学の精神に則り、人間教育・社会性教育・教養教育・専門教育と、研究を有機的に連携させた社会有為な人材育成に努めている。また、これらの理念・目的と連関した教育目標を以下のように定めている（資料 1-3～10 [ウェブ]）。

【教育目標】

栄養科学部

栄養科学部は、建学の精神に基づき、理論と実際の統合を図り、食と栄養に関する諸問題の解決に必要な専門知識を有し、社会に貢献できる実践力のある人材を養成します。

栄養科学部 栄養科学科

栄養科学科は、対象者の健康維持・増進、疾病発症と重症化予防および生活の質の向上等に寄与できる管理栄養士の養成を目標としています。特に対象者に応じた適切な栄養状態・食生活の実現に向けた支援ができるよう、科学的なものの見方・考え方ができ、社会に貢献できる人材を養成します。

栄養科学部 フード・マネジメント学科

フード・マネジメント学科は、栄養科学の知識・技術を基盤とし、食品の研究・開発・製造に関する食科学をグローバルな視点から国内外のビジネスへつなげる高度な専門性と実践力を備え、食産業で活躍できる人材を養成します。

教育学部 児童幼児教育学科

児童幼児教育学科は、建学の精神を体現した人間性豊かな教員や保育士を養成することを目標としています。具体的には、乳幼児と児童の教育ならびに保育に関する高度な専門性と実践力を備え、教育や保育の分野で熱意と使命感をもって活躍できる人材を養成します。

流通科学部 流通科学科

流通科学部は、経営分野と商学分野を中核とした教育を理論と実践を通じて行い、広く社会全般で指導的役割を果たすことができる人材を育成します。

栄養科学研究科 博士前期課程

栄養科学研究科博士前期課程（以下、「本前期課程」という）は、機能栄養学、健康・病態栄養科学、食品科学の各専門分野において、食を通じて人々の健康増進に貢献することができる高度専門職業人、研究者並びに教育指導者を育成します。

栄養科学研究科 博士後期課程

栄養科学研究科博士後期課程（以下、「本後期課程」という）は、機能栄養学、健康・病態栄養科学、食品科学の各専門分野において、広く社会に貢献できる自立した研究者並びに栄養科学実践者を育成します。

教育学研究科

教育学研究科（以下、「本研究科」という）は、子供の発達、教育、保育に関わる専門分野における確かな理論的基盤とともに、学校、幼稚園、保育所、福祉施設など、教育・保育の現場における優れた実践力を備えた専門家を養成します。

流通科学研究科

流通科学研究科（以下、「本研究科」という）は、流通業、マーケティング、ロジスティクス関連の知識及び企業経営を中核にした教育を理論と実践を通じて行うことにより、流通業、一般企業のマーケティング、ロジスティクス等の流通関連分野で、確固たる知識・能力に基づいて状況の変化に柔軟に対応できる、広く社会において指導的活躍が期待される人材及び当該分野における研究者を育成します。

以上のことから、本学は、理念・目的を適切に設定し、また、それを踏まえた学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ホームページ等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知および公表

本学の理念・目的および各学部・研究科の目的は、学則第1条（資料1-1～2）および「建学の精神」、「3つのポリシー」（資料1-3～10 [ウェブ]）に明示している。これらは、本学のホームページをとおして学園祖中村ハルの人生訓や教育理念を紹介（資料1-11 [ウェブ]）し、広く社会に周知および公表している。また、毎年度在学生に配布する

「中村学園大学Nガイド」（資料 1-12）、「中村学園大学大学院Nガイド」（資料 1-13）には、学部・学科・研究科別に教育目標および 3 つのポリシーを明示している。新入生には N ガイドを用いたオリエンテーションを実施するほか、学園祖の自叙伝『ハル先生—学園祖中村ハル物語—』（資料 1-14）を配布している。学園の創立記念式典では理事長講話や DVD「学園祖中村ハルの生涯 原点」を放映することにより学園祖中村ハルの生涯を通じた教育一筋に懸ける情熱や理想とともに「建学の精神」の成り立ちを紹介している。

さらに、大学合同の教養教育科目として自校学科目「中村学」（選択・講義・2 単位）を開講し、教職員および中村学園に関わりをもつ多彩な外部講師が、様々な視点から建学の精神についての講義をオムニバス形式で展開している（資料 1-15）。

なお、学園祖中村ハルの遺訓「努力の上に花が咲く」は学生に理解されやすい教育理念として折に触れ語り継がれている。

教職員に対しては、月 2 回、理事長および学長による朝礼において、本学の理念・目的および運営方針などを提案し、学内への浸透を図っている。

ステークホルダーに対しては、本学のホームページをととして学園祖中村ハルの教育理念を紹介し、高校生やその保護者には大学案内を制作するなどして広く周知している。

以上のことから、本学の理念・目的および学部・研究科の目的は、学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に学内周知するとともに、ホームページ等により、社会に対して広く公表していると判断できる。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定
--

本学は、変化の激しい時代に対応し、本学園が将来にわたって教育研究機関として確固たる地位を維持し、更なる発展を遂げていくために社会のニーズを的確に捉え、変化に対応した教育と堅実な経営の方針を実現するための具体的実践指針として、3 か年毎に中期総合計画を策定している。令和 2（2020）年度は、第 7 次中期総合計画（資料 1-16）の最終年度にあたる。第 7 次中期総合計画（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）より、新たに学園全体として優先的に実行すべき次の「重点取組項目」を策定し、そのうえで学園各学校が、重点取組項目の達成に向け、下部組織の現状を踏まえて目標・計画・各年度の KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を立案する形式を採用した。

< 第 7 次中期総合計画の重点取組項目 >

1. 次世代に対応する新たな教育・研究の確立に向けた不断の改革
2. 世界に貢献することのできる主体となるためのグローバル化の取組
3. 地域へ貢献するための産学官連携活動の強力な推進

4. 食を基軸とした学園ブランド確立の重層的取組
5. 教育・研究の発展の基盤としての圧倒的な経営基盤の強化
6. 誰もが誇りと生きがいをもてる環境づくり・働き方改革

これにより、学園全体の進むべき方向性を確保しつつ、学園の各学校は自らの目標達成に向け、各種施策に取り組みながら KPI の進捗状況を点検し、最終目標を達成するためのプロセスが適切に伸長しているか「過程」を重視することで、各取組みの進捗を点検・評価する体制を導入した。また、令和 2（2020）年度には 10 年先を見越した「中村学園 2030 年ビジョン」（資料 1-17）を策定し、併せて「第 8 次中期総合計画（令和 3（2021）～5（2023）年度）」（資料 1-18）を立案している。

変化の激しい時代に対応するため、中期総合計画として 3 年を基本とすることは変わらないものの、「3 年の中期計画 3 サイクル」と位置づけ、10 年における長期ビジョン（中村学園 2030 年ビジョン）を新たに策定することで、中・長期的な視点を持って取組みを進めている。また、中期総合計画では、併設する中村学園大学短期大学部（以下、「併設短期大学」という。）と共通する教育方針を掲げ、学部・研究科・付置施設ごとに学園のビジョンを踏まえた重点取組項目を設定し、九州一社会有為な人材を育む学園を目指している。

中期総合計画の目標達成状況については、各学部・研究科にて定期的に進捗状況を把握しながら具体策を実行している。年度末には達成状況の確認と課題の抽出を行い、次年度計画を見直し、各学部・研究科内の共通認識を図っている。また、令和 2（2020）年度は、各学部・研究科から提出された 9 月の「第 7 次中期総合計画」中間報告書に対して自己点検・評価委員会による点検を行い、第 8 次中期総合計画に向け課題を抽出した。「第 8 次中期総合計画」の重点取組項目は次のとおりである。

<第 8 次中期総合計画の重点取組項目>

1. 予測困難な VUCA（ブーカ：Volatility（変動性・不安定さ）、Uncertainty（不確実性・不確定さ）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性・不明確さ））時代に求められる人材育成のための教育・研究の確立
2. グローバルな視点を持ちながらローカルに活躍できる人材の育成と取組の加速
3. 持続可能な社会・地域に貢献していく産学官連携活動の推進
4. 食を基軸とした学園ブランド確立に向けた重層的取組の浸透と発信
5. 教育・研究の持続可能な発展に資する経営基盤の改善
6. 誰もが夢と生きがいをもてる組織・環境づくりの構築

なお、中期総合計画は、審議会、理事会の承認を得て実施されるものである。従って、各学部・研究科や事務局各部局の計画については、多角的に行われている。

さらに本学は、建学の精神に基づく理念・目的を実現するため、教育研究の質を維持・向上すべく自主的かつ自律的な内部質保証体制を整え、恒常的な推進と改革・改善に努めており、中期総合計画の他にも「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）を策定している。この方針は、公益財団法人大学基準協会の認証

評価における 10 の基準に沿って構成しており、本学の諸活動が高等教育機関として大学基準に適合し、かつ本学の理念・目的を実現する指針として設けられている。

以上のことから、本学は、理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現するため、大学基準協会に照らして、将来を見据えた中・長期の事業計画、その他の施策を設定していると判断できる。

1.2. 長所・特色

本学は、学園祖中村ハルの建学の精神を礎とする理念と目的に則って設立された。設立以来建学の精神を堅持し、多くの有為な人材を社会へと輩出してきた。今後も学園祖中村ハルの教育に対する情熱や建学の精神、理念・目的を基軸として教育研究活動を推進する。

また、第 8 次中期総合計画（資料 1-18）は、過去や現在を起点とする“フォアキャスティング”（forecasting）ではなく、「中村学園 2030 年ビジョン」（資料 1-17）として 10 年先のあるべき姿を明文化し、そこから逆算して現在までを考える“バックキャスティング”（backcasting）の思考法を用い、「3 年の中期計画 3 サイクル」における目標・計画・各年度の KPI を最初の 3 か年を「第 8 次中期総合計画」として策定している（資料 1-18）。このような思考法や、その具現化に向けたフレームワーク等については「中村学園 2030 年ビジョン」および「第 8 次中期総合計画」を“オリエンテーション動画”として作成し学内教職員へ配信している。この動画は、いつでも何度でも視聴ができ、この動画を通して学内教職員が共通理解をもって計画の策定ができるような仕組みを構築している。さらに、本学の理念・目的の実現に向けた指針として「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）を策定している。

在学生に対しては、学園祖中村ハルや建学の精神を学ぶ科目（中村学）の開講、創立記念式典時における理事長の講話などをはじめとしてさまざまな機会を利用して、情報の発信を行っている。例えば、栄養科学部栄養科学科では学科の理念と目的をはじめ、歴史や特徴について在学生の目線で分かりやすく紹介し、学科のサイトでも公開している。また、平成 29（2017）年度新設の栄養科学部フード・マネジメント学科でも教育の理念と学科の特色を在学生の目線も交えて分かりやすく、学科の特設サイト（資料 1-20）で紹介している。

1.3. 問題点

特になし

1.4. 全体のまとめ

本学は、「建学の精神」に基づく「大学の理念・目的」を設定し、連関する学部・研究科の目的を適切に定めている。これらは、学生および教職員に適切に周知するとともに学外へと適切に公表し、理念・目的の学内外への浸透に努めている（資料 1-3～10 [ウェブ]）。また、10年後を見据えた学園の将来像を描いた「中村学園2030年ビジョン」（資料 1-17）を基に中・長期計画「中期総合計画」を策定するとともに、計画や目標の達成実現に向けて令和元（2019）年度に「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）を策定した。今後は、これらを踏まえた第8次中期総合計画（資料 1-18）に基づき、大学全体および各学部・学科・研究科・部局の年度毎の目標・計画 KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）に取り組む予定である。

このように、本学は、建学の精神、大学の理念・目的に沿った諸施策に取り組み、ホームページにて学外に公表し、中期総合計画を策定して目的の達成に取り組んでいることから、大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、中村学園大学および中村学園大学大学院学則（資料 1-1～2）の第2条において「教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。令和元（2019）年度には「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）を策定し、全学的な内部質保証の方針や各組織の役割の明確化並びに自己点検・評価体制の見直しを実施した。大学の学則は、具体的には次のとおりである。

学則第2条に則り、社会的使命を果たすための教育研究の質を維持向上すべく、内部質保証に関する基本方針を定める。自主的かつ自律的な内部質保証体制を整え、恒常的な推進と改革・改善に努めるとともに、その取組状況や教育その他諸活動の効果を社会へ公表し、信頼性を確保する。

(1) 内部質保証体制と役割

- ・最終意思決定機関である「審議会」が全学的な内部質保証の責任を担い、学部等の自主性を尊重しながら恒常的な PDCA サイクルの適切性について点検・評価し、内部質保証システムを適切に機能させる。
- ・大学基準協会の評価基準に沿った本学独自の方針を定め、全ての構成員が一致協力して各方針に基づく共通認識と整合性を持った実効性ある教育研究活動を推進する。

(2) 自己点検・評価の実施体制

- ・自己点検評価活動の推進を図るため、「自己点検・評価委員会」は各方針に基づく学部等の諸活動とその自己点検評価について整合性や一貫性を確認し、組織間の連携を通じて実効性ある PDCA サイクルの機能を図る。

(3) 学生・外部の評価による質保証検証

- ・学生生活に関する調査等の継続的なデータ収集と分析を実施し、その結果を内部質保証のエビデンスとして活用する。
- ・教育研究活動の客観性・適切性の確保および教育研究水準向上のため、監事監査や

「外部評価委員会」による客観的評価を実施し、評価結果を自己点検・評価活動に活かす。また、機関別認証評価の受審により教育研究水準を点検し、改善と向上に努める。

(4) 情報公表による質保証

・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務等諸活動の状況や検証結果について積極的に公表し、地域社会や産業界等に対する説明責任を果たす。

本学では、「中村学園 2030 年ビジョン」（資料 1-17）「第 8 次中期総合計画」（資料 1-18）「大学の基本方針」「理念に沿った目的実現のための方針」を本学の点検・評価指標に位置付け、教育研究の展開や自己点検・評価を適切に実施することにより、全学的な教学マネジメントや内部質保証システムの有効かつ恒常的な運用に努め、評価・改善を推進しながら教育の質の維持・向上を図っている。また本学では、定期的に内部質保証システムの検証および改善を行い、教学マネジメントや全学的な事項に関わる有効性の検証・内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として「審議会」（資料 2-1）を設置している。審議会は、従来学長の諮問に応じ助言および提案を行うことを目的としていたが、令和 2（2020）年 4 月に、学長のリーダーシップのもと、大学の最高意思決定機関に位置づけ、全学的な FD の基本方針、基本計画および自己点検・評価に関する事項を担うものとして組織を改変した。さらに、大学における諸活動の PDCA サイクルを機能させるための中心的な役割を担う組織として、令和 2（2020）年度に「自己点検・評価委員会」（資料 2-2）を設置した。「自己点検・評価委員会」は、学部・学科・研究科・部局等における自己点検・評価活動に対し必要な助言や調整を「FD センター」（資料 2-3）と支援・協力しながら行い、点検・評価結果を全学内部質保証推進組織である審議会に報告し、審議会は、全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を審議している。

さらに、外部有識者による評価を行うための「外部評価委員会」（資料 2-4）を設置し、自己点検・評価報告書の客観性・適切性を確保し、かつ本学の教育研究水準の維持・向上を図っている。

なお、本学における内部質保証の体制や点検・評価指標として位置づけられる資料は、ホームページで情報を公開し、内部質保証についての情報の共有化と教職員の意識向上を図っている。

以上のことから、本学は、内部質保証のための全学的な方針および手続きを明示していると判断できる。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学 内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学 内部質保証推進組織のメンバー構成

本学は、学長のリーダーシップのもと併設短期大学と共同で内部質保証を推進する体制

を整備し（図 2-1 参照）（資料 2-5）、かつ全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として審議会（資料 2-1）を設置している。

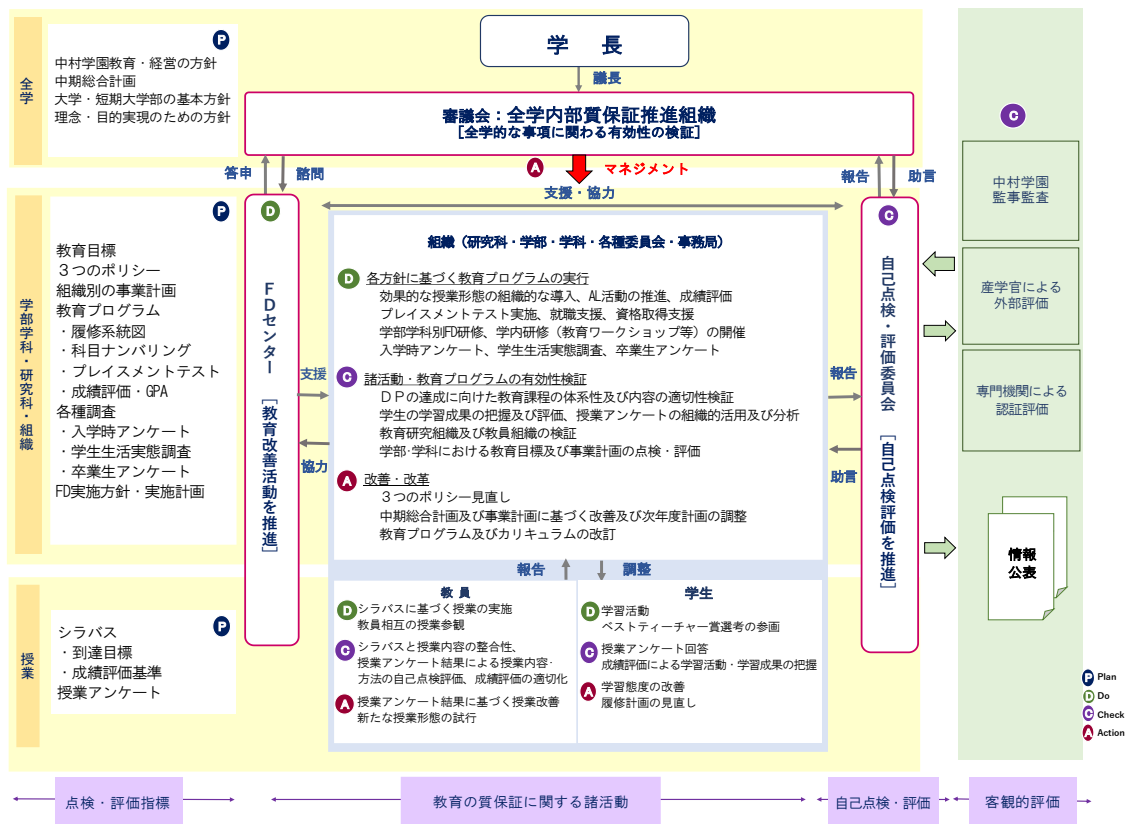


図 2-1 教育を軸とした内部質保証体系図

主な組織の役割

〔審議会〕

全学内部質保証推進組織である審議会は、教学マネジメントの基本方針や基本計画を担う。自己点検評価体制の最上位機関として自己点検・評価委員会の報告等をもとに全学的な見地から自己点検評価活動の公平性と実効性を図り、定期的な内部質保証システムの検証および改善を行う。

〔FD センター〕

全学的な FD の実施を掌る。教務委員会と協働し、教育改善活動を推進するとともに、学科と協力し、教育の質的向上や授業改善に取り組む。

〔組織（研究科・学部・学科・各種委員会・事務局）〕

中期総合計画や基本方針に基づき、教育目標や3つのポリシーに沿った方針（事業計画・KPI 指標）を策定する。計画・目標の具現化に向けて適宜運営体制を構築し、関連部署と調整を図りながら教育研究活動の推進と自己点検・評価を実施する。

[自己点検・評価委員会]

従前はFDの一部に包含していた自己点検・評価を顕在化させ、機能強化を図るため、令和2(2020)年4月に自己点検・評価委員会を設置した。自己点検・評価を推進する中心的役割を担い、内部質保証プロセスを有効に機能させるため、各学科の自己点検評価活動に対し、客観的な点検・評価、助言、調整を行う。

審議会は、元来教員を中心に、学長および学部長、研究科長、学科主任、併設短期大学の短期大学部長、学科主任、事務局長を構成員としていたが、令和2(2020)年度から組織を改編し、学科主任に代えて教務部部長、学生部部長、連携推進部部長、入試広報部部長、学術情報部部長を構成員として追加した。これにより、教学部門のみならず事務局の意向もマネジメントに反映することで、教職協働による内部質保証の推進を加速できるようになった。

審議会の構成員は以下のとおりである。

- (1) 学長
- (2) 短期大学部学長
- (3) 各研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 事務局長
- (6) 各事務局部長

「審議会」で定められた教学マネジメントの基本方針や基本計画をもとに、「FD センター」(資料2-3)は「教務委員会」(資料2-6)と連携し全学的な教育改善活動を推進するとともに、学部・学科・研究科と協力し、教育の質的向上や授業改善に取り組んでいる。また、「自己点検・評価委員会」(資料2-2)との協力体制を備えることで実質的な改善・改革を進められる体制を整備している。

本学では、FD活動そのものが建学の精神に則った大学運営の核と捉え、FDを広く教育の改善、研究活動、社会貢献、管理運営に関わる大学運営全般として多角的に捉えた自己点検・評価活動を推進してきた(資料2-7 [ウェブ])。

また、社会情勢の著しい変化と社会が求める人材の多様化が進む中で、社会のニーズに応える人材の育成や、学生満足度の高い教育活動の充実に努め内部質保証プロセスを有効に機能させるために、自己点検・評価体制の再整備と機能強化を図るべく、令和2(2020)年4月に「自己点検・評価委員会」を設置し、定期的な自己点検・評価や外部評価活動を通して絶えず教育研究水準の向上に資する活動に取り組んでいる。外部評価活動としては、地域の産学官からの客観的視点による点検・評価を目的として、平成29(2017)年に「外部評価委員会」(資料2-4)を設置し、外部有識者による本学の教育研究活動の適切性や妥当性の検証と評価に基づき、教育研究の質向上を図るための体系的な内部質保証体制を

整備している。

令和 2 (2020) 年度は、COVID-19 の発生を受け、県内の感染者が発生し始めた令和 2 (2020) 年 3 月より、COVID-19 に対して正しく対応し学内感染を引き起こさないよう、「中村学園大学（含む短期大学部）危機管理計画」（資料 2-8）に基づき、学長を本部長とする「新型コロナウイルスに係る緊急対策本部」を設置し、令和 2 (2020) 年 4 月からは緊急対策本部会議を定例開催してきた（令和 3 (2021) 年 3 月 1 日時点で計 37 回開催）。会議では、感染者発生時の即時対応、短期的・中長期的に取り組むべき課題について議論し、会議での決定事項は各学部・学科・研究科・部局等に展開するとともに、教育研究活動を遂行するにあたり支障がある場合は、各部局からの報告・連絡・相談に基づき、この緊急対策本部会議にて対応案を協議・決定してきた。なお、緊急対策本部のメンバーは、審議会構成員に医学関係教員を加えたものであり、全学および学部等を単位とした PDCA サイクルを適切に運営することができている。緊急事態宣言発出期間中、授業は、学内ポータルサイト／教育支援システム UNIPA（以下、「UNIPA」という。）を利用した遠隔授業とし、学内施設を閉鎖し学生の学内入構を禁止、教員は在宅勤務、事務職員は在宅勤務を積極的に推奨しつつ最小限の事務機能の維持に必要な範囲に限り入構を許可した。

学内会議におけるオンラインの活用や COVID-19 に感染した場合の対応フロー（資料 2-9）を作成するなど各種の対策を講じながら関係省庁のガイドラインに沿った本学の感染防止対策を定め、6 月より教育の質保証を優先して一部の対面授業を再開した。7 月中旬以降、再度福岡県の新規感染者が急増した際の本学における感染者発生時には、迅速な状況把握と適時適切な対応に努めるとともに、日頃の健康保持や感染拡大防止の注意喚起を強化している。上述のように、本学の内部質保証システムを機能させる観点から、全学を単位とした PDCA サイクルの運営などにおいて、COVID-19 感染防止への対応・対策は、教育を中心とした大学の質の維持・向上の観点から適切に行っている。また、これら本学の対応については、学生には UNIPA で、教職員にはグループウェア（サイボウズ Garoon[ガルーン]）で周知し、学外にはホームページ（資料 2-10 [ウェブ]）で公表している。

以上のことから、本学は学長のリーダーシップのもと、内部質保証の推進に責任を担う全学的な体制を整備していると判断できる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針および手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上

の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、理念・目的を具現化するため、各学部・学科・研究科の教育目標および学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の 3 つのポリシー（資料 1-3～10 [ウェブ]）を策定している。教育活動の改革や改善に努めるため、3 つのポリシーを一貫性・整合性のあるものとして策定し、PDCA サイクルの起点とし教育研究活動の改革や改善に努めている。ポリシーの適切性や科目構成等による検証については、「FD センター」（資料 2-3）および「教務委員会」（資料 2-6）が定期的の実施している。さらに、学部・学科・研究科については、点検・評価活動を毎年実施し「FD 実施報告」としてまとめるとともに、次年度に向けて「FD 実施計画」を策定している。（資料 2-11 [ウェブ]）

3 つのポリシーに則した各学部・学科・研究科等の PDCA サイクルが、有効かつ恒常的に機能するための体制は、「内部質保証体制図（教学マネジメントモデル）」（資料 2-12 [ウェブ]）（図 2-2 参照）に示すとおりである。

全学的な内部質保証推進組織である「審議会」（資料 2-1）が、教学マネジメントの基本方針や基本計画を担い、PDCA サイクルの最上位組織として全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を図っている。

内部質保証プロセスを推進する役割を担う「自己点検・評価委員会」（資料 2-2）は、定期的な自己点検・評価や外部評価活動を通して絶えず教育研究水準の向上に取り組んでいる。加えて、地域の産学官からの客観的な視点を加えた内部の点検・評価の取組みとして、平成 29（2017）年に「外部評価委員会」（資料 2-4）を設置した。外部有識者による本学の教育研究活動の適切性や妥当性の検証と評価に基づき、諸活動の適切な水準を維持するとともに、更なる教育研究の質向上を図るための恒常的かつ体系的な内部質保証体制を整えている。「外部評価委員会」の評価結果は、自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保し、教育水準の維持・向上を図るため「審議会」に報告したうえで教育研究活動に活用し、次期の各学部・学科・研究科の各種計画に反映している。このように、外部者による本学の教育研究活動の適切性や妥当性の検証と評価に基づき、諸活動の適切な水準を維持するとともに更なる教育研究の質向上を図るための恒常的かつ体系的な内部質保証体制を整えている。例えば、本学では、教員の意欲向上と授業改善の活性化を目的として、教育内容・方法の改善に取り組み、教育実践に顕著な成果をあげた教員を表彰する制度を設け、組織的に内部質保証の改善・向上に取り組んでいる。

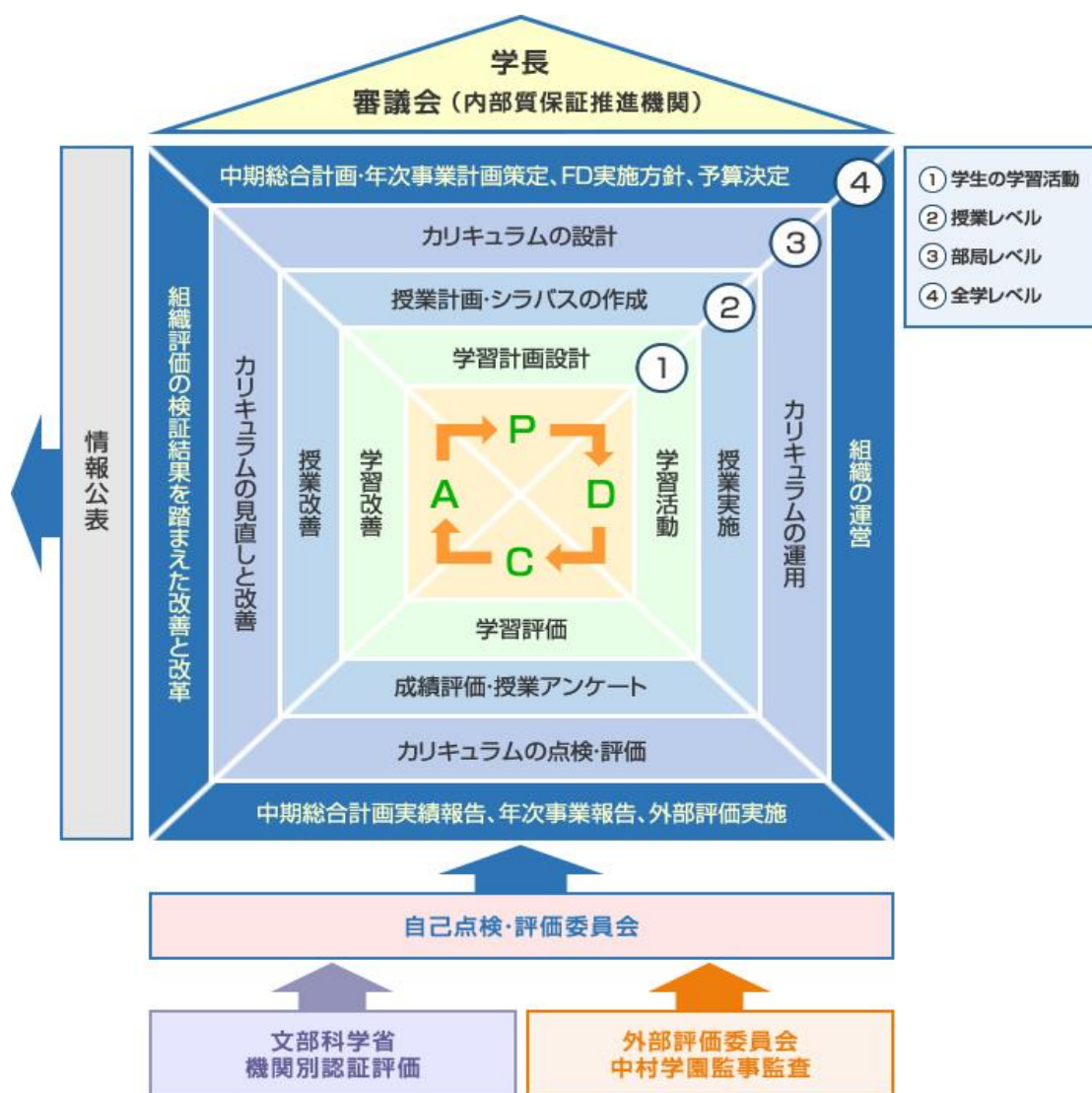


図 2-2 内部質保証体制図（教学マネジメントモデル）

① 学生の学習活動

学生満足度の高い教育環境および教育内容の実現に努め、学習意欲を喚起し、十分な学習成果を得るためのサイクルを構築する。

② 授業レベル

授業実施や学生指導など個々の教育活動として、ディプロマ・ポリシーに示す資質や能力を養成するため、成績評価や授業アンケートをとおして教育活動を自己評価し、授業計画の見直しや分析を重ねて授業改善に努める。

③ 部局レベル

カリキュラムや教育プログラムなど学部や各種委員会の活動として、カリキュラムの策定においては、卒業認定やディプロマ・ポリシーとの整合性や体系性を確保するため、学科のみならず、全学横断的にカリキュラムを検討する体制を整える。また、各種調査（学生生活実態調査（資料 2-13）、卒業後アンケート（資料 2-14）等）の結果

を検証し、各種委員会や学科による横断的な改善や改革に取り組む。

④ 全学レベル

全学的な内部質保証を推進する組織活動として、自己点検・評価委員会、外部評価委員会による点検・評価活動を定期的実施し、結果を踏まえた改善と改革を推進する。

各学部長並びに研究科長が構成員である「審議会」の議論を踏まえた全学的な基本方針や基本計画に基づき、各学部・学科・研究科は教学マネジメントシステムモデル①～④の実働を掌っている。

行政機関や認証評価機関から指摘事項等を受けた際には、審議会が中心となり、各学科、各種委員会等で迅速に対応する体制を整えている。

平成 26（2014）年度第 2 期の認証評価結果（資料 2-15）並びに平成 29（2017）年度栄養科学部フード・マネジメント学科新設に伴う文部科学省の設置計画履行状況等調査結果（資料 2-16）において、いずれも「流通科学部の入学定員に対する入学者数比率の平均が高く改善が望まれる」という指摘事項が付された。これについては、「審議会」および「入学試験運営委員会」（資料 2-17）において、適切な比率となるよう、推薦入学試験合格者数と一般入学試験等の合格者数とのバランスを考慮しながら適正な定員管理に努めた結果、流通科学部における令和 2（2020）年度の入学者数比率は、1.16 倍と適正な入学者管理であった。また、流通科学部の編入学定員に対する入学者数比率が低いことも改善課題としており、併設短期大学において編入学を推進する取組みの推進や相談体制を強化するなど対策を継続的に講じている（資料 2-18）。

令和 2（2020）年度は、COVID-19 により、特に教育の質の維持と学生支援の強化が求められた。本学では、審議会メンバーが中心となる「新型コロナウイルスに係る緊急対策本部」が中心となり、迅速な状況把握と適時適切な内容に努めるとともに、健康保持や感染拡大防止の注意喚起を強化している。対応についてはホームページ（資料 2-10 [ウェブ]）に公表している。

以上のことから、内部質保証の方針および手続きに基づき、本学の内部質保証システムは、有効に機能していると判断できる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務等諸活動の状況について、ホーム

ページ「情報公開」（資料 2-19 [ウェブ]）を中心に積極的に情報を公表している。また、事業報告書であれば、「監査報告書」を併せて掲載するなど、情報の正確性および信頼性に配慮し、地域社会や産業界等に対する説明責任を果たすことに努めている。また、ホームページ上で「FD 活動」について、FD の「実施方針」「実施計画」「実施報告」を公表している（資料 2-7 [ウェブ]）。これらは「FD センター」（資料 2-3）で諮られた後、審議会（資料 2-1）で審議・承認されたものである。さらに、科目ごとの点検・評価として学生を対象に実施している「授業アンケート」（資料 2-20 [ウェブ]）の結果も、担当教員の授業改善や学科のカリキュラム検討に活用されるとともに、ホームページに公表している。また、授業アンケートに寄せられたコメントや意見・要望等に対して、UNIPA のアンケート機能を通じて担当教員がコメントを登録している。

学生のディプロマ・ポリシーの達成度を図るアセスメントの一環として「学生生活実態調査」（資料 2-13）や「卒業後アンケート」（資料 2-14）を実施している。これらの調査結果や改善活動について積極的に社会へ公表している。今後、調査結果はデータを蓄積し経年比較や分析を進め、教育内容や学習成果に関する点検・評価を実施し、改善事項があれば組織的に改革を促す PDCA サイクルの実質化を目指している。

内部質保証の前提となる自己点検・評価について、中村学園大学および中村学園大学大学院学則第 2 条（点検及び評価等）（資料 1-1～2）に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定している。

建学の精神に基づく理念・目的を実現するため、教育研究の質を維持向上すべく自主的かつ自律的な内部質保証体制を整え、恒常的な推進と改革・改善に努めており、また、取組状況や教育活動等の効果を社会へ公表し、信頼性の確保を目指している。

その体制図は「教学マネジメントモデル」（資料 2-12 [ウェブ]）としてホームページで公表している。

また、年次計画に加えて平成 12（2000）年から策定している中・長期的な視点による学園の中期総合 5 か年計画については、第 1 次～第 4 次の 5 か年計画を経て、平成 24（2012）年からは 3 か年計画に改め、平成 30（2018）～令和 2（2020）年「第 7 次中期総合計画」（資料 1-16）を履行中である。中村学園の併設校それぞれが事業計画を策定し、併設短期大学や中学・高等学校、幼稚園を含む全教職員がこの計画を共有し、日々の活動に取り組んでいる。その事業報告は、単年度ごとにホームページ上で公表している（資料 2-21 [ウェブ]）。

この他、透明性を持ってステークホルダーや社会に対する説明責任を果たすことを信条として、公表し得る全ての教育研究活動等の情報をホームページ上で公表している（資料 2-19 [ウェブ]）。学校教育法施行規則の改正により公表が義務化された情報の 9 項目を、大学基準協会が定める 10 の基準に振り分け、体系的に整備して公表し、加えて本学の強みや特色を社会に分かりやすく示すために、説明が必要な事項には「現状説明」として解説を添えている。学外からの各種問い合わせや苦情の対応については、事務局全ての部局について主管業務とともに問い合わせ先一覧（資料 2-22 [ウェブ]）を公表し、各部局と連携

を取りながら真摯な対応を行っている。

また、本学の教育・研究・学生生活・就職・人事・財務情報・行事等に関する最新の情報を、学生・教職員・保護者・就職先企業・他大学・高等学校など、広く学外の人々にも発信するため、広報誌「セロリ」（資料 2-23 [ウェブ]）を年 4 回発行している。

以上のことから、本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切にホームページ等で公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、FD を教育の改善、研究活動、社会貢献、管理運営に関わる大学運営全般として多角的に捉えてきたが、社会情勢の著しい変化と社会が求める人材の多様化が進む中で、FD に包含していた自己点検・評価体制の再整備と機能強化を図り、令和 2（2020）年度から「自己点検・評価委員会」（資料 2-2）を設置した。自己点検・評価委員会による全学的な取組みと各部局による取組みとを踏まえた点検・評価を実施し、改善や向上につなげることで PDCA サイクルの機能を図っている。例えば、事業報告における各学部・学科・研究科・部局の点検・評価により課題や取組み状況を把握し、優れた点は評価し、課題・改善等には助言や調整を行っている。各学部・学科・研究科・部局においては、自己点検・評価委員会の評価結果を受け、諸活動の検討や充実に活かすとともに、自己点検・評価委員会は内部質保証最高機関である「審議会」（資料 2-1）に点検・評価結果を報告する。審議会は、自己点検・評価委員会の報告を受け、全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を図るとともに、定期的な内部質保証システムの検証および改善を行っている。点検・評価においては、中期総合計画および事業計画を基本資料としているが、各学科等からの点検・評価内容の根拠を把握しつつ行っている。さらに、中期総合計画にしたがって、毎年度中間・期末に、客観的なデータに基づき KPI の達成状況を検討し、それを踏まえて次年度の事業計画を策定するという仕組みにより、PDCA サイクルを効果的に運用している。

また、学内の定期的な点検・評価活動を踏まえ、さらに産学官の学外有識者による「外部評価委員会」（資料 2-4）を実施することで自己点検・評価活動の客観性と適切性を担保している。

以上のことから、本学では、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

2.2. 長所・特色

本学は、「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）を策定し、「教育を軸とした内部質保証体系図」（資料 2-5）に示すように、全学的に有効性を検証しつつ改善に取り組む「全学レベル」、各学部・学科・研究科およびその他部局で教育プログラムおよび各事業の改善等に取り組む「部局レベル」、教職員あるいは学生が授業等で取り組む「個人レベル」の3つに区分してPDCAサイクルを機能させる仕組みを有している。これら一連の取組みを実施することにより、点検・評価活動を行っている。

本学は、従前より自己点検・評価活動の妥当性や客観性の向上を常に意識するとともに適切な組織体制を整備してきた。学外有識者による「外部評価委員会」（資料 2-4）」も4年目を迎えている。一方、新たに設置した「自己点検・評価委員会」（資料 2-2）の設置により、より具体的かつ、客観性と妥当性に基づく点検・評価活動の実施へ向けた検討を進めるとともに、評価結果に対する改善・向上への取組みを進めることとしている。

2.3. 問題点

本学では、令和元（2019）年度までFD組織が自己点検・評価を実施してきたが、内部質保証体制を整備し令和2（2020）年度に「自己点検・評価委員会」（資料 2-2）を設置したため、この「自己点検・評価委員会」が恒常的な自己点検・評価活動を推進することになった。本委員会が全学的な内部質保証体制において、「審議会」（資料 2-1）および「FD センター」（資料 2-3）と連携を取りながら、各学部・学科・研究科・部局におけるPDCAサイクルが有効に機能しているかを検証するとともに、全学的な内部質保証システムの改善・向上に取り組む必要がある。

2.4. 全体のまとめ

本学は、「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）を策定し、全学的な内部質保証の方針や各組織の役割の明確化並びに自己点検・評価体制の見直しを実施した。また、令和2（2020）年4月に「自己点検・評価委員会」（資料 2-2）を設置し、定期的な自己点検・評価や外部評価活動を通して絶えず教育研究水準の向上に資する活動に取り組んでいる。教育改善活動の推進は「FD センター」（資料 2-3）が引き続き主導的に行うことから、「審議会」（資料 2-1）や「自己点検・評価委員会」との協力体制が必須となる。

現在、内部質保証システムが有効に機能するよう様々な取組みを推進しており、今後も本学に適した教育研究活動の検証や改善を繰り返しつつ、実効性のあるシステムの向上を図っていくこととしている。

COVID-19 感染防止への対応・対策として、本学では全学内部質保証推進組織である審議会メンバーが中心となる「新型コロナウイルスに係る緊急対策本部」を設置し、迅速な状

況把握と適切な教育研究活動に努めるとともに、健康保持や感染防止の注意喚起を強化するなど適切な措置を講じた。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成および研究科構成との整合性

評価の視点2：大学の理念・目的と付置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、学則（資料 1-1）第 1 条に規定しているとおり、本学の建学の精神である理論と実際の統合、学問と生活の融合に基づいた教育目標のもと栄養科学部栄養科学科、教育学部児童幼児教育学科、流通科学部流通科学科の 3 学部 3 学科に加え、平成 29（2017）年には、食産業の高付加価値化のニーズに応えるため、栄養科学部にフード・マネジメント学科を新設し、栄養科学の知識・技術・態度を基に、高齢者に対応した食事や機能性食品といった健康増進の知見に加え、6 次産業化や海外展開など食科学をビジネスへつなげる知見を併せ持つことにより、高付加価値な食産業を創出できる人材を養成することとした。また、大学院においては、より高度の専門的能力を有する人材を育成するため、栄養科学研究科、教育学研究科、流通科学研究科の 3 研究科を設置している。さらに栄養科学研究科においては、平成 16（2004）年に機能栄養学、健康・病態栄養科学、食品科学の各専門分野において、広く社会に貢献できる自立した研究者並びに栄養科学実践者を育成することを教育目標として、博士後期課程を設置した。

これらの各学部・学科・研究科については、その時代の社会的ニーズを反映し、外部環境の動向に配慮した構成に努めている。

本学ではさらに先端的かつ専門的な教育研究を推進し、教育研究面をサポートするための付置施設として「薬膳科学研究所、流通科学研究所、健康増進センター（含む栄養クリニック）、アニマルセンター、発達支援センター」を設置している。

その他の教育研究組織として「ラーニングサポートセンター」「メディアセンター（情報システム・図書館）」を設置している（図 3-1～2 参照）。

薬膳科学研究所（資料 3-1）は、分子栄養学部門、栄養疫学部門、生体応答部門、開発・教育部門から構成され、平成 16（2004）年に開設された。薬膳科学研究所では「食による健康増進」を基軸とした地域中核拠点化に取り組んでおり、地域産業との研究会開催や共同研究など産学官連携事業の推進と薬膳に関する教育の展開に努めている。

流通科学研究所（資料 3-2）は、平成 20（2008）年に開設された。アジアおよび欧米での調査研究を通じて流通科学理論とその実証に係る国際研究を推進しており、毎年「国際セミナー」を開催している。また、数年ごとに「流通科学研究所報」の刊行を通して、研究成果の教育・実践への反映を促し、地域・社会に貢献している。

健康増進センター（含む栄養クリニック）（資料 3-3）は、本学の在学生や卒業生、地域住民を対象に、食事や運動などの日常生活や習慣が健康保持に及ぼす影響を調査し、その成果を教育や研究に反映させるとともに地域住民の健康増進に寄与することを目的として平成 3（1991）年に開設された。健康栄養学の実態調査および、健康栄養クリニックの 2 本の柱を基盤として研究活動を行っている。健康栄養学の実態調査（ヘルスチェック）では、栄養士や管理栄養士を目指す本学学生を対象に毎年身体計測や臨床検査および食事調査を行い、この調査結果を教育に取り入れることにより、栄養のプロを目指す学生にとって栄養素摂取や生活習慣が健康状態に及ぼす影響を自己の身をもって考えたり、学んだりする機会としている。また、健康増進センター（栄養クリニック）では、健康増進に資する栄養指導システムの構築プロジェクトにも取り組んでおり、行政と連携した健康栄養フェスティバルやヘルシークッキング教室および運動教室を開催し、地域における健康増進に寄与している。また、COVID-19 感染防止への対応・対策として、YouTube による健康料理動画の配信も行っている。さらに、入館時の手指消毒とともに検温記録を義務付け、健康の保持と諸活動を円滑に行う措置を講じている。

発達支援センター（資料 3-4）は、平成 20（2008）年に開設された。子どもの発達と支援の在り方を研究し、地域行政が行う「居場所・交流」型支援に対し、大学ならではの物的資源（設備・教育機器など）や人的資源（幅広い分野の専門家集団・学生など）を生かし、いきいき子育て教室や動作法訓練会、保育・教育専門講座など地域に根差した「学習・教育」型支援を実施している。

アニマルセンター（資料 3-5）は、実験動物の適正な飼育・管理を行いながら、食品、健康および疾病に関する栄養科学的研究の推進を目的に、平成 2（1990）年に開設された。栄養学のみならず、生命科学分野の研究および教育を支援する施設である。動物を用いた研究活動を通して、研究成果を教育へ反映させ、さらに地域・社会に貢献している。

ラーニングサポートセンター（資料 3-6）は、学生の学習を支援するために、平成 25（2013）年に開設された。基礎学力を向上させるために、個別指導やグループ指導、学内講座を開講し、高校教育から大学教育への円滑なシフトをサポートしている。

メディアセンター（資料 3-7）は、情報システムおよび図書館で構成されている。メディアセンター（情報システム）では、学内に設置しているパソコンや、サーバなどのコンピュータ機器や学内 LAN およびネットワーク機器の運用管理、利用者の登録や周辺機器の貸出、情報処理についての操作指導、プログラミング相談等の業務を行っている。また、定期的に学内の教職員・学生を対象にした講習会等を開催している。

一方、メディアセンター（図書館）では、大学における学生の学習や大学が行う高等教育および学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有しており、大学の教育研究にとって不可欠な中核を成す総合的な機能を担う機関の一つと位置付けられている。本センターでは、果たすべき役割・機能の変化を踏まえ、大学における学術情報基盤とし

での役割の遂行を目指している。

また、各付置施設では年 1 回研究紀要を発刊しており、学術リポジトリを通じて研究活動とその成果を広く社会へ公表している。

学校法人中村学園の構成および併設短期大学と本学の教育研究組織図は、以下に示すとおりである（図 3-1～2 参照）。

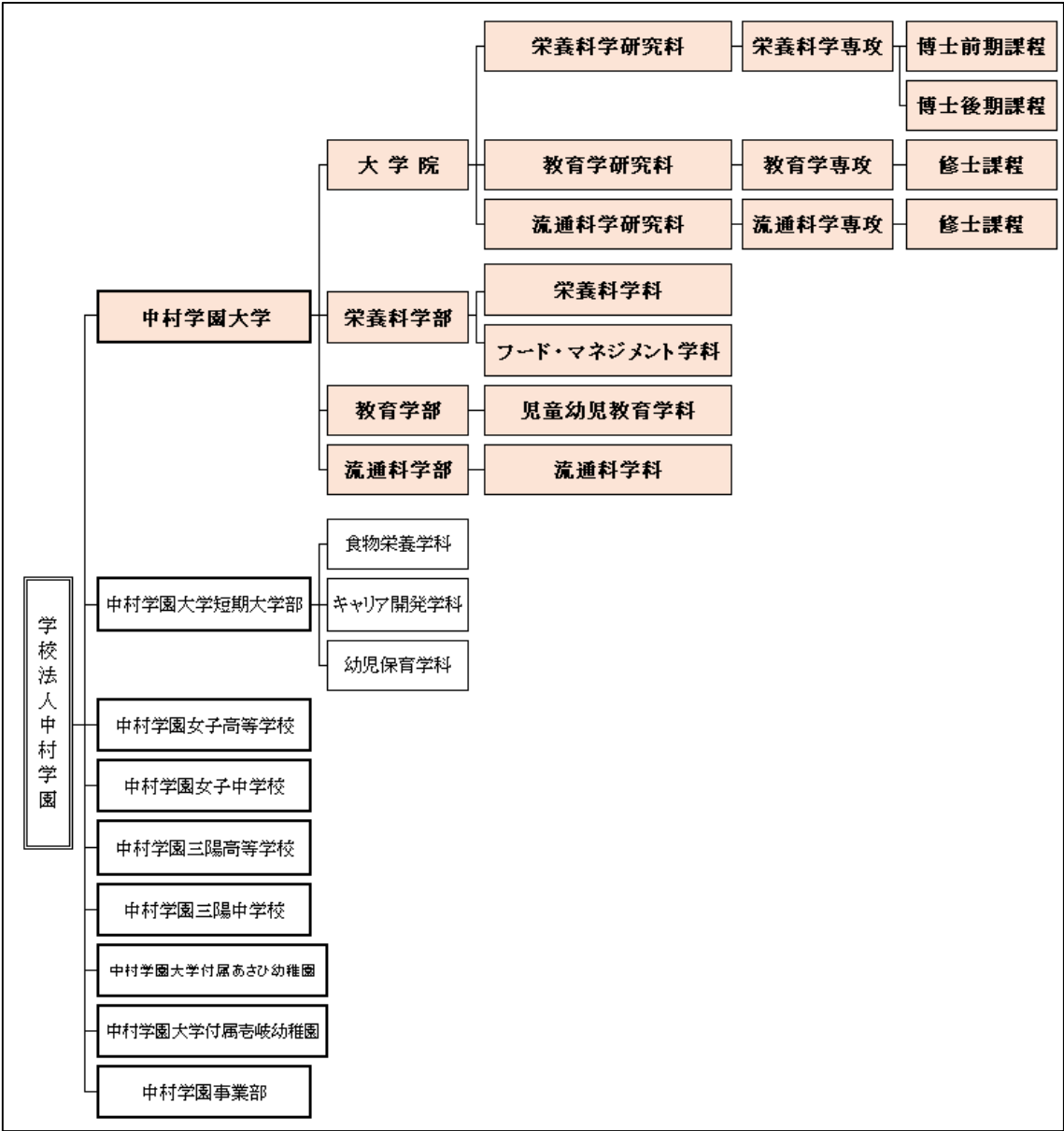


図 3-1 学校法人中村学園の構成



以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、付置研究所、センター、その他の組織の設置状況は、適切であると判断できる。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

点検においては、各学部・学科・研究科および付置施設の計画や目標に対する取組みの具体性や進捗状況を把握し、評価の根拠や達成度判定が適切であるか、達成の見込みがない場合は原因や対策が明確であるか、一般社会に理解しやすい適切な表現を用いているか等の視点に基づいて客観的に評価している。

「自己点検・評価委員会」の点検結果は、各学部・学科・研究科および付置施設へフィードバックし、調整を行うとともに「審議会」（資料 2-1）へ報告している。審議会は、点検・評価報告内容を確認し、必要に応じて改善・向上に向けた助言を促す役割を担っている。最終的に事業報告は、理事会の承認を経てホームページを介して社会へ公表している（資料 2-21 [ウェブ]）。

このように組織的な連携を通じて実効性のある点検・評価を重ねることで、教育研究活動の客観性や適切性を確保するとともに、教育研究水準の向上に取り組んでいる。

例えば、健康増進センターでは、「中村学園大学（含む短期大学部）健康増進センター規程」（資料 3-3）第 9 条に基づき、センターの運営に関して、予算、事業計画・報告、規程の改廃、研究計画の変更、新規事業の開始等重要事項を審議するために、健康増進センター運営委員会を定期的で開催し、点検・評価を行っている。この運営委員会の委員は、センター長、副センター長、専門職員 3 名、栄養科学研究科長、栄養科学部長、栄養科学科主任、および併設短期大学の食物栄養学科主任で構成されている。健康増進センター運営委員会での指摘事項に関しては、専門職員および研究職員全員が集まって毎月 1 回開催している健康増進センター会議にて、今後のセンターの運営方針について討議を行っている。

また、発達支援センター（資料 3-4）の重点目標や具体的活動計画については、年次計画を策定し、定期的で開催される発達支援センター企画運営委員会において進捗状況を把握しながら、計画に基づいた実践活動および研究活動を実行している。達成状況の確認と課題の精査を行い、計画の見直しや企画運営委員会内での共通認識を図っている。

以上のことから、本学では、教育研究組織の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている判断できる。

3.2. 長所・特色

本学では、建学の精神や理念・目的に基づいた各学部・学科・研究科と各分野に関連する付置施設を設置している。

各教育研究組織は、全学共通フォーマットと同一基準による中期総合計画や事業計画・報告において毎年組織的な検証を行っており、建学の精神や基本方針に則した適切性や一貫性が保たれている。

また、人材育成等における時代と地域のニーズに応えるため、各学部・学科・研究科および付置施設で特色ある活動を行っている。例えば、栄養科学部においては、九州経済を牽引する重要な産業である食産業の高付加価値化に貢献できる新たな食品加工など付加価値

値を持った商品開発に携わることができる食のスペシャリストを育成するため、平成 29 (2017) 年に栄養科学部フード・マネジメント学科を開設した。当学科では、栄養科学の知識・技術を基盤とし、食品の研究・開発・製造に関する食科学をグローバルな視点から国内外のビジネスへつなげる高度な専門性と実践力を備え、食産業で活躍できる人材を育成している。

また、健康増進センターは、健康栄養学の実態調査（ヘルスチェック）と健康栄養クリニックの 2 本柱で研究活動と地域貢献を行っている。20 歳前後の青年期の健康度の実態を解明するとともに、青年期の健康度と中・高年期の生活習慣病発症など予後との関連の解明を目的として、栄養科学科および食物栄養学科（併設短期大学）の学生約 1,000 名を対象に、毎年 1 回身体計測、血液検査、食事調査等をとおして、在学中の健康度の解析および卒業後の長期にわたる追跡研究を実施している。本学学生も測定者として参加することにより、測定方法への理解や臨床での応用が期待できる。臨床検査結果や栄養実態調査の結果は、学生本人にフィードバックすることで、自分自身の健康状態を把握することができる。栄養クリニックでは、毎年約 20 名の地域女性肥満者に対して減量指導を行い、長期追跡調査を実施することにより、減量に必要な諸因子を見つけ出すことを目的としている。

さらに、流通科学研究所では、毎年国際セミナーを実施しており、学外から約 150 名の参加があり、研究成果を社会へ還元している。令和 2 (2020) 年度は、流通科学部創設 20 周年記念として国際セミナーを大学院流通科学研究科と共催して開催した。地域の卸売・小売業界から 4 社の代表並びに中国・韓国・アメリカの現状を伝える大学教員を講師に迎え、テーマを「コロナ禍による流通の影響と対応」と題してコロナ禍の影響や独自の取り組みを紹介する場となった。COVID-19 感染防止対策として学外参加者はオンライン参加とした。

3.3. 問題点

社会情勢の変化やニーズを見据えた活動の展開や地域との連携が求められるが、現状は学部・学科の教職員と付置施設のスタッフは兼務体制となっている。

地域社会からのニーズに十分に応えうるだけのスタッフ・施設設備が充分ではないため、兼務体制や大学教育と研究の推進における様々な制約のなかで、更なる本学の強みや研究の幅を広げる試みが必要である。

3.4. 全体のまとめ

各学部・学科・研究科、付置施設の設置状況は、建学の精神および教育理念に沿ったものであり適切であると考ええる。具体的な取り組みは、「中期総合計画」や「事業計画」を策定し、内容の見直しを行いつつ、継続的に取り組んでいる。

グローバル化に伴う国際競争の激化や ICT 技術の急速な進展など社会が大きく変化する時代を迎え、学部・学科や研究科、各付置施設からなる教育研究組織は、建学の精神や大

学の理念・目的に則るとともに社会の変化や動向に対応した機能と役割を果たしていることから、本学の教育研究組織並びに取組みは概ね適切である。

今後も社会情勢や外部環境の変化に対応しつつ、大学の理念・目的を実現するべく教育研究活動の活性化に絶えず努めていく。

COVID-19 感染防止への対応・対策として、本学の付置施設である健康増進センターでは入館時に手指消毒を行うとともに検温記録を義務付け、健康の保持と諸活動を円滑に行う措置を適切に講じている。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

本学では、建学の精神に基づき、学部・学科・研究科ごとに教育目標を定めている。この教育目標を達成するため学部は学科ごと、研究科は課程ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。ディプロマ・ポリシーには、備えるべきまたは有するべき資質・能力を挙げ、認められたものに学位授与するとしている。

例えば、栄養科学部栄養科学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

本学科では、4年以上在学し本学の過程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に学士（栄養科学）の学位を授与します。

1. 地域社会や国際社会で貢献できる人材として、人間・社会・文化・自然等に関する幅広い教養、語学力、情報処理能力を身につけている。
2. 保健、医療、福祉、介護および教育の領域で食生活の改善・健康増進・疾病予防の担い手として活躍できる栄養学と調理学の専門的知識と技術力を修得している。
3. 管理栄養士に必要な基礎的知識を修得し、臨床現場において栄養管理のプロセス面よりチーム医療に参画できる知識とコミュニケーション能力を備えている。
4. 健康増進のための食品・調理の研究と開発および栄養学的見識を備えた食領域のスペシャリストであり、加えて生活科学の知識を総合的に活用・実践する指導力を兼ね備えている。
5. 管理栄養士に求められる専門職としての倫理観と使命感を持ち、高い志を持って社会に貢献できる。
6. 生涯にわたり食・栄養と健康に関する新しい知識や技術を取り入れ、応用する能力を備えている。
7. （教職課程履修者のみ）学校教育を担う教員として必要とされる使命感や責任感、専門的な知識・技能および実践的な指導力を有している。

その他の学部・学科・研究科のディプロマ・ポリシーの概要は以下の通りである。

《栄養科学部 フード・マネジメント学科》

学部の教育目標に基づき、「食に関する科学知識と食をビジネスに結び付ける知識を兼ね備えている」等、5項目を挙げている（資料1-5〔ウェブ〕）。

《教育学部 児童幼児教育学科》

学部の教育目標に基づき、子ども愛にあふれ、教育や保育を通して社会の発展に寄与す

るという熱意と使命感をもった専門家として、「子供の発達過程、教育や保育の原理および制度・政策に関する専門的知識を備えている」等、5項目を挙げている（資料1-6〔ウェブ〕）。

《流通科学部 流通科学科》

学部の教育目標に基づき、「実社会に通用する教養と良識を修得している」等、4項目を挙げている（資料1-7〔ウェブ〕）。

《栄養科学研究科 博士前期課程》

教育目標に基づき、「食を通じて人々の健康増進に貢献することができる高度専門職業人、研究者並びに教育指導者としての能力とその基盤となる栄養科学に関する幅広い知識と技能を身につけている」等、2項目を挙げている（資料1-8〔ウェブ〕）。

《栄養科学研究科 博士後期課程》

教育目標に基づき、「栄養科学領域の自立した研究者並びに栄養科学実践者としての能力とその基盤となる高度な専門知識と技能を身につけている」等、3項目を挙げている（資料1-8〔ウェブ〕）。

《教育学研究科 修士課程》

教育目標に基づき、「教育学、教科教育学、保育学、発達心理学、教育心理学、児童福祉学等の専門分野における高度な研究遂行能力を身につけている」等、2項目を挙げている（資料1-9〔ウェブ〕）。

《流通科学研究科 修士課程》

教育目標に基づき、「マーケティング分野またはマネジメント分野における専門的知識と、両専攻分野における基本的実践遂行能力を身に付けている者」としている（資料1-10〔ウェブ〕）。

ディプロマ・ポリシーは、教育課程や時間割、履修登録に関する連絡事項を記載した冊子「中村学園大学Nガイド」（資料1-12）および「中村学園大学大学院Nガイド」（資料1-13）に掲載し、全学生に配付するとともに、年度始めの学生へのオリエンテーションの際に直接説明を行っているほか、本学ホームページや大学案内において公表している（資料1-3～10〔ウェブ〕）。さらに、学部・学科においては、令和2（2020）年度より「卒業認定・学位授与の方針と科目の関連性」を一覧化し、各シラバスよりリンクで閲覧可能とした（資料4-1〔ウェブ〕）。これにより、科目修得により得られる知識・技能・態度等の学習成果とディプロマ・ポリシーとの関連についてより明確に示すことができるようになった。

以上のことから、本学では、授与する学位ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ホームページ等で公表していると判断できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ご
--

と) および公表

・教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、前述のディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針として、学部は学科ごと、研究科は課程ごとに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。カリキュラム・ポリシーは、履修細則に記載されている他、「中村学園大学 N ガイド」（資料 1-12）および「中村学園大学大学院 N ガイド」（資料 1-13）に掲載するとともに、ホームページや大学案内において公表している（資料 1-3～10 [ウェブ]）。

学士課程におけるカリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、共通教育科目、専門教育科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講することを基本とし、これに加えて学科ごとの特色に応じた方針を設定している。

また、博士前期課程・博士後期課程および修士課程におけるカリキュラム・ポリシーにおいても、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力の修得のため、教育課程を編成している。

カリキュラム・ポリシーに沿って編成された各科目の授業内容についてはシラバスに明記され、さらに、令和 2（2020）年度から科目ごとのシラバス（資料 4-1 [ウェブ]）にディプロマ・ポリシーとの関連を示している。これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの整合性を明示している。また、教育課程改定の際には、教育内容や方法について記載が不足している点がないかについて確認を行う他、ディプロマ・ポリシーとの整合性が取れているかについて、点検を行っている。

例えば、栄養科学部栄養科学科のカリキュラム・ポリシーは、厚生労働省が「管理栄養士学校指定規則」として定めている教育内容と単位数を充足したうえで、以下の通りに定めている。

本学科では、厚生労働省が「管理栄養士学校指定規則」として定めている教育内容と単位数を充足したうえで、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）に掲げる知識・技能などの目標を達成するために、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。

1. 『一般教育科目』および『基礎教科』『専門教科』とこれらを統合した「総合演習」「臨地実習」からなる専門教育科目について学年を追って系統的に配置する。
2. 専門教育科目では、原則として管理栄養士学校指定規則に定められたカリキュラム編成に準拠する。
3. 栄養学領域では、栄養アセスメント、栄養介入、栄養モニタリングと評価からなる「栄養管理プロセス」を意識した能動的学修を取り入れた教育を行う。
4. 調理学・食品学領域では、各ライフスタイルに対応した献立作成や食品の調理性、必

要な栄養成分に関する基本的知識と系統的な調理技術・開発技術を習得できる教育を行う。

5. 初年次には、課題発見・解決能力や学習意欲および倫理観を養うために課題解決型学修や早期臨床体験による導入教育を配置する。
6. 3 年次には模擬患者実習や栄養クリニック演習等の客観的技術能力評価などを通して、臨床の場におけるコミュニケーションと管理栄養士の技能を系統的かつ実践的に教育する。
7. 「卒業論文」作成を通して、主体的な研究態度ならびに研究の進め方を習得させ、科学的・論理的思考力を養う教育を行う。
8. 栄養教諭免許および家庭科教諭免許取得に必要な教職科目を修得できるカリキュラム編成とする。
9. 学修成果の具体的な把握・評価方法については、シラバスに示された観点別評価方法に準じる。

ディプロマ・ポリシーの達成のためにその他の各学部・学科・研究科が設けているカリキュラム・ポリシーの概要は以下の通りに定めている。

《栄養科学部 フード・マネジメント学科》

「『食に関する科学的知識』を身につけるための『栄養学科目』『食品学科目』と、『食をビジネスに結び付ける知識』を身につけるための『食品ビジネス科目』の融合を図った教育課程の編成を基本とする」等、7 項目を示している（資料 1-5 [ウェブ]）。

《教育学部 児童幼児教育学科》

「子供の発達過程、教育や保育の原理および制度・政策に関する専門的知識を教授する専門基礎理論科目を 1 年次に配置する」等、12 項目を示している（資料 1-6 [ウェブ]）。

《流通科学部 流通科学科》

「教育課程を編成する科目を『教育科目』『共通基礎科目』『基幹科目』『専門演習科目』『発展科目』『人材育成プログラム科目』に分ける。各科目群内においては、科目間の関連と難易度により年次別段階的な配当を行う」等、9 項目を示している（資料 1-7 [ウェブ]）。

《栄養科学研究科 博士前期課程》

「必修科目として、機能栄養学部門、健康・病態栄養科学部門、食品科学部門の全研究指導教員による『栄養科学総合講義』を課し、栄養科学に関する幅広い知識を教授する」等、7 項目を示している（資料 1-8 [ウェブ]）。

《栄養科学研究科 博士後期課程》

「必修科目として、機能栄養科系、健康・病態栄養科学系、食品科学系の全授業担当教員による『栄養科学概論』を課し、栄養科学に関する高度な幅広い知識を教授する」等、4 項目を示している（資料 1-8 [ウェブ]）。

《教育学研究科 修士課程》

「学修のための枠組みとして『教育学系』『保育・教科教育系』『教育臨床系』の 3 つの系を置いている。」等、5 項目を示している（資料 1-9 [ウェブ]）。

《流通科学研究科 修士課程》

「専門科目を『流通マーケティング系』と『流通マネジメント系』の2つの系統に区分して配置する。」等、4項目を示している（資料1-10 [ウェブ]）。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと同様に「中村学園大学Nガイド」（資料1-12）および「中村学園大学大学院Nガイド」（資料1-13）に掲載し、全学生に配付するとともに、年度始めの学生へのオリエンテーションの際に直接説明を行い、学生への理解・浸透を図っている。

以上のことから、本学では、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、履修細則等に記載するとともにホームページ等で公表していると判断できる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容および方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮【学士】
- ・教養教育と専門教育の適切な配置【学士】
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【修士】【博士】
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では建学の精神のもと各学部・研究科の教育目標、ディプロマ・ポリシーを定め、それに到達するためのカリキュラム・ポリシーを定めている。

実学に資する教育目標は各免許・資格等のガイドラインとの関連によるところが大きい。そのため、その要件を満たしつつ整合性を取りながら、かつ本学の特長を生かした教育課程を編成している。

教育課程編成上の順次性、体系性について、「教務委員会」（資料2-6）が中心となって、全学的に履修系統図（資料4-2～5）（資料4-6 [ウェブ]）および科目のナンバリングの整備を進め、各授業科目とディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの関連の可視化を図る取組みを行っている。

科目の配当については、各学部・学科・研究科における専門性に合わせて効果的な科目

配置を考慮し、特に免許・資格色が強い栄養科学部および教育学部では、当該法規やガイドライン等を踏まえ、演習や実験・実習を軸とした実践的な科目を効果的に配当し、科目の順次性や関連性を明確化した上で、シラバス（資料 4-1 [ウェブ]）にも明記している。

また、これらは各学部・学科の履修細則にも定めている（資料 4-7～10）。

単位制度に関しては、大学設置基準に基づき、学則（資料 1-1）に定めており、「中村学園大学 N ガイド」（資料 1-12）では次のとおり学生に説明している。「単位については『大学設置基準（文部省令 28 号）』に 1 単位を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成すると定められています。本学ではこの規定に基づき、講義科目 15 時間、演習科目 15～30 時間、実験・実習科目及び実技科目 30～40 時間の授業をもって各々 1 単位としています。」、「（講義科目の場合）1 回の授業（90 分）を 2 時間と換算し、これに予習・復習（各 2 時間）を行うと合計 6 時間になります。授業回数を半期（前学期または後学期）15 回とすれば、計 90 時間となり、1 単位が 45 時間ですから 2 単位の科目となります。つまり、予習・復習を含んで単位修得となる事を十分留意し授業に臨む必要があります。」

このような説明に加え、さらに、シラバスに事前学習（予習）・事後学習（復習）に必要な内容および時間数を明記している。

個々の授業科目の内容および方法については、シラバスにおいて、授業概要や成績評価方法等を明示している。シラバスは執筆者が記入後、各学科のカリキュラム・ポリシーに準じているか、或いは、学生にとって分かりやすい内容になっているか等、その適切性について、専任教員による第三者チェックを行っている。

授業科目の位置づけについて、各科目は必修科目、選択科目、自由科目のいずれかに位置づけられる。また、それぞれの科目は、全学共通である共通教育科目または各学科独自の専門科目に区分される。各学科のカリキュラム内における科目の配置状況については、科目ナンバリング（資料 4-11）や履修系統図を示すことで、学生や教員が把握できるようになっている。

初年次教育については、各学科に初年次教育科目を配置し、高校生活から大学生活へ順調に移行し、大学での学び方や社会人としての素養を修得すること、また、将来についてのキャリアを明確にすることを意識させている。

高大接続の配慮としては、前述の初年次教育科目の配置により、高校から大学への学びをスムーズにつなげる他、併設の高等学校や協定校の高校生に対し、大学での学びを知る機会として大学の授業科目を履修できる科目等履修生制度を導入している。科目等履修生制度については、令和 2（2020）年度、併設短期大学の教養科目と合わせて 41 名の高校生が受講している。

高大接続に関しては、栄養科学部フード・マネジメント学科において、令和 4（2022）年度入試から総合型選抜（食の課題探究型）を導入する予定である。これは、高校時に行った食に関わる探究活動を入学試験で評価するもので、合格した後は、高校時の学修の内容を当学科のカリキュラムによって深化させることが可能になる。

教養教育については、人間教育の根幹の実現に向けて幅広い教養と社会で生き抜く力を養成し、専門の枠を超える教養を涵養すべく、「教養教育委員会」（資料 4-12）が中心となり、科目の整備を行い、学部共通の科目として大学教養科目を配置している。大学教養科目は、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「健康・スポーツ科学」「外国語」に分

類し、学問分野による偏りが生じないように配置している。また、自校教育の「中村学」（資料 1-15）や地元福岡について学ぶ「博多学」や「食の博多学」など地域に根ざした科目を開講している。さらに、学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施として、「社会学」「現代社会と政治」「現代社会と教育」を配置し、人間と社会の関係性やその相互作用について学び、人間をその置かれた社会的な環境から捉える視点を身につけることを目標にしている。

専門教育については、各学科のディプロマ・ポリシー達成に必要な科目を配置している。併せて、免許・資格取得ができる学科については、所管の法令に沿って必要な科目を配置している。また、実体験に基づくキャリア教育に該当する科目を全学科で配置し、職業的自立を図るために必要な能力を育成している。例えば、栄養科学部フード・マネジメント学科の「食品ビジネスインターンシップ」では、5 日間以上の企業での実習を通して、現場で求められる知識や技術を体現し、自分の不足している点を再確認し、将来の方向性を明確にするとともに、社会で働くことの意義を実感することを科目の到達目標としている。

研究科においては、コースワークとしての特論科目、演習科目やリサーチワークとしての特別研究科目を配置し、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。

教育課程編成においては、各学科で検討の後、教務に関する事項を審議する「教務委員会」で審議の後、「審議会」（資料 2-1）の審議を経て、各学部の教授会（資料 4-13）で審議・決定している。

各学部・学科・研究科におけるそれぞれの専門性に合わせた科目配置の特徴は、以下に示す通りである。

栄養科学部栄養科学科の教育課程は、文部科学省および厚生労働省による管理栄養士養成施設への規則および規程等に基づき、授業科目の系統的教育課程の関連性を明確化し、カリキュラム・ポリシーを定めている。それらに基づき授業科目を適切に開設しており、「一般教育科目」および「基礎教科」「専門教科」と、これらを統合した「総合演習」「臨地実習」からなる専門教育科目について、学年を追って系統的に配置する教育課程を編成している。また、中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）および栄養教諭一種免許状の取得を希望する学生に対し、体系的・年次的な教育内容を提供している。なお、教職教育科目は、卒業要件単位の対象には組み入れていない。

また、入学直後の「初年次教育」はチュートリアル方式で実施するとともに、附属医療施設である「栄養クリニック」を活用して、早期臨床体験学習により学習意欲の向上を図っている。さらに、「総合演習」では学外の模擬患者（Simulated Patient：SP）を用いた実習により、栄養相談の実践力と就業力の向上を図るとともに、3 年次までに学外での臨地実習（事業所および小学校、保健所、病院）を実施している。

栄養科学部フード・マネジメント学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいた編成が行われている。文理融合の学科であることから、様々な学問領域を網羅した科目構成になっているため、学生と教職員がカリキュラム全体を俯瞰できるようにすることが

重要である。このため、この学科では、科目のナンバリングによって教育課程の体系性を示し、「履修系統図」（資料 4-3）（資料 4-6 [ウェブ]）によって授業科目の順次性や相互関係を示している。これらは「中村学園大学 N ガイド」（資料 1-12）で明らかにしている。また、ディプロマ・ポリシーと科目との直接の関連性についても一覧表にしてホームページで公開している。

授業科目は多分野にわたり、外国語を含む「教養科目」のほか、「栄養学科目」「食品学科目」「食文化科目」「調理学科目」「食品ビジネス科目」「マネジメント・コミュニケーション科目」等がある。また、これに加えて企業との協働による授業がこの学科の特徴となっており、企業等の外部講師による授業が行われる「発展科目」、企業の協力によって実施される「フィールドワーク科目」がある。最後には 4 年間の学修の総仕上げとなる「卒業研究」がある。

以下に、栄養科学部フード・マネジメント学科で学べる学問について示している（図 4-1 参照）。



図 4-1 栄養科学部フード・マネジメント学科で学べる学問

個々の授業科目の内容・方法についてはシラバスに明らかにしているが、作成に当たり教員相互でチェックしあうこととしており、これにより教育内容の向上が図られることが期待できる。なお、教員と学生が相互に刺激を与えながら、学生が主体的に問題を発見し解を見い出していく、能動的、対話的な学びを取り入れた授業（アクティブ・ラーニング）を重視している。また、教育課程の編成においては、フードスペシャリスト資格認定試験受験資格、HACCP 管理者資格など、食品関係資格の取得のために必要な科目などを必修科目とし、社会で即戦力として活躍できるよう考慮している。「初年次教育」に関しては、1 年前期の「大学基礎演習」を高校から大学への学びの「橋渡し」と位置づけ、大学での授業の受け方など、大学における勉学の方法、ルール等について指導している。さらに、「フィールドワーク科目」「発展科目」を初年次から配置することにより、学生が自らのキャリアに関する志や熱意を持ち社会人基礎力を習得できるよう教育している。

栄養科学部フード・マネジメント学科では、令和 3（2021）年度入学生から新しいカリキュラムに移行することとなっている。当学科は文理融合の学科であることもあり、文科系出身者と理科系出身者がおり、旧カリキュラムでは文科系出身者の理科系科目修得の負

担が問題となっていた。このため、新カリキュラムでは理科系の必修科目を資格取得に必要な範囲まで削減し、年次別の文科系、理科系科目のバランスのほか、科目の履修順序を見直した。このほかビジネス系科目で新規科目を創設し、さらに外国語の履修時間を 1 年次に集中させるといった変更を行った。

教育学部の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに定めた知識・技能がどの科目の履修を通じて修得されるかを表す「履修系統図」（資料 4-4）と科目のナンバリングを策定し、順次性と体系的に配慮した教育課程の編成としている。具体的には、「教養科目」「専門科目」「特別支援教育に関する科目」で構成している。教養科目には、「人文科学」「社会科学」「自然科学」の各分野を配置し、合計 48 科目の授業科目を配置している。また、「健康・スポーツ科学」として講義科目と実習科目で構成し、さらに「外国語科目」では、英語、韓国語、中国語、フランス語、スペイン語の 5 か国語と英語・文化海外研修を配置している。

専門科目は、「初年次教育科目」、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の免許・資格取得科目である「専門基礎理論」「学習指導」「保育支援」「実技・実践」、さらに専門性が高められるように「専門発展」「ゼミナール」の区分を設け、体系的に編成している。初年次教育の「スタディ・スキルⅠ・Ⅱ・Ⅲ」、専門基礎理論の「教育原理」「教育心理学」「特別支援教育」、ゼミナールの「研究ゼミ A・B」「卒業研究 A・B」を必修科目に位置づけているが、他の授業科目は、学生自らがデザインしたキャリア、すなわち、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の免許・資格取得（図 4-2 参照）に即した履修を可能とする選択科目になっている。なお、「特別支援教育」に関する授業科目は、卒業要件単位の対象には組み入れていない。

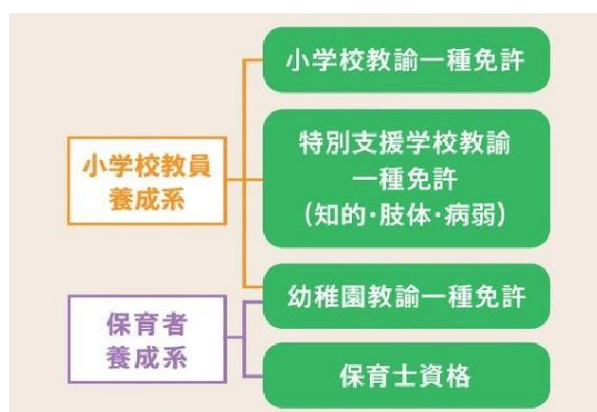


図 4-2 教育学部児童幼児教育学科 取得免許系統図

流通科学部の教育課程は「教養科目（大学合同開講）」「共通基礎科目」「基幹科目」「専門演習科目」「発展科目」「人材育成プログラム科目」の 6 系列で編成している。「教養教育科目」で教養基礎学力を固め、「共通基礎科目」で語学や情報処理の基礎能力を身につけ、「基幹科目（経営）」「基幹科目（商学）」「専門演習科目」「発展科目」で段階的な専門知識・能力の向上を図る。その上で、「人材育成プログラム」で将来設計や就業体験などを行い、職業的自立を図るために必要な資質・能力を身につける。このよ

うに段階的、かつ体系的な学習が実現するよう配慮した教育課程を編成している。

語学や情報処理といった「共通基礎科目」は、どの系列でも必修と考える知識・技術を習得するのに必要であるため、多くの科目を必修科目としている。一方で「教養科目」は大学合同開講であり、学生の興味・関心・意欲により履修するため、多くを選択科目としている。

「共通基礎科目」においては、「スタディ・スキルⅠ」「スタディ・スキルⅡ」という初年次教育に特化した科目を配置し、必修科目としている。これらの科目では、高校とは異なる大学独自の学習法を教授することにより、高大接続をスムーズにしている。

これら学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みとして、科目のナンバリングを施し、「中村学園大学 N ガイド」（資料 1-12）には、履修系統図等を記載することにより、学生が将来の職業選択等を見据えた履修を可能にしている。

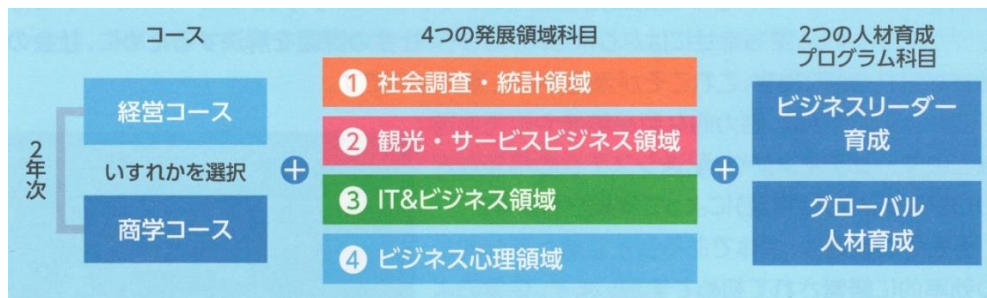


図 4-3 流通科学部流通科学科 カリキュラム（コース制）

4年間で確実に1つの専門性を身につけるためには、1つの専門性に特化した、体系的かつ計画的な専門学習が不可欠である。これを実現するために、「基幹科目」に2つの履修コース制を導入している。学生は、「経営」「商学」のどちらかのコースを選択し、各コースに特化した専門学習に取り組む。

学生は2年次に「基幹科目」のコース選択を行う。また、コース選択については、半期ごとに（1年次の前学期・後半と1年次の後学期・後半および2年次の前学期・後半）説明会を教職協働で実施し、学生のコース選択のミスマッチ防止に努めている。

「経営」または「商学」のどちらかに特化した専門学習をより発展的に学修するために、「発展科目」がある。「発展科目」は「社会調査・統計領域」「観光・サービスビジネス領域」「IT・ビジネス領域」「ビジネス心理領域」に分かれる。

「人材育成プログラム科目」は、流通科学部が特に目指す人材を育成するために置かれている科目である。基幹科目領域、発展科目領域での専門学習を活かして、目指す人材像を踏まえた学習を主とし、演習や実習の科目を多くしている。「人材育成プログラム科目」には、「ビジネスリーダー領域」「グローバル人材領域」がある（図 4-3 参照）。

栄養科学研究科博士前期課程では、必修科目として、「栄養科学総合講義（4単位）」を課し、すべての研究指導教員により、栄養科学に関する幅広い知識を教授している。また、必修科目として、「栄養科学実験・実習科目（2単位）」および4つの演習（4単位）を課し、知識と技能の統合を図っている。なお、選択科目として、所属する部門の各特論

(6 単位) を課すとともに、他部門の特論 (2 単位以上) を修得することとし、各部門のより専門的な知識と技能を教授している。「特別研究」(必修 12 単位) は、いわゆる修士論文であるが、専攻部門で修得した知識と技能を応用し、修士論文を作成するとともに、公開審査会における口頭発表および 3 名の審査員による質疑応答を経て、研究者としての人材の育成を図っている。

栄養科学研究科博士後期課程では、必修科目として、「栄養科学概論 (4 単位)」を課し、すべての研究指導教員による栄養科学に関する高度な幅広い知識を教授している。選択科目としては、所属する系の概論 (2 単位) を課し、高度な専門的知識と技能を解説している。「特別研究 (必修 12 単位)」では、専攻系の高度な専門的知識と技能を応用し、博士論文 (第一著者で、査読付英語論文) を作成する。博士論文が受領された後、公開審査会での 5 名の審査員 (外部審査員 2 名含む) による審査により、研究者として自立して活動できる人材の育成を図っている。

これまで、講義科目および実験・演習科目については、すべて「対面講義」であったが、令和 2 (2020) 年の COVID-19 感染拡大により、4 月 9 日から 5 月 31 日、7 月 23 日から 8 月 23 日の約 3 か月間、入構禁止となり、対面講義の実施は不可能となった。そこで、前学期分の講義等につき、研究科担当教員に「どのような講義形態を実施したか」をアンケート調査した。まず、博士前期課程 1 年生 (6 名) をみると、実験・演習はほとんどが「対面講義」で実施されたのに対し、講義科目では①対面講義、②オンデマンド (PPT、PDF)、③リアルタイム講義、④対面講義とリアルタイムの併用、⑤リアルタイムとオンデマンド、の順で実施されていた。博士後期課程 1 年生 (2 名) では、オンデマンド (PPT、PDF) が最も多く、次いで対面講義であった。

教育学研究科では、修士課程の学生が小学校系、保育系、そして教育学系のいずれかの専門性を高めると同時に他の系の科目も修得できるよう教育課程を編成している (「中村学園大学大学院 N ガイド」(資料 1-13) の「履修上の注意」に明記)。また、体系的を示すための科目ナンバリング (資料 4-11) も設定している (同、「科目ナンバリング」)。このように専門性を強化するコースワークを重視した教育課程を体系的に編成している。またリサーチワークとして、「3 系共通」の科目群を設け、「研究方法論Ⅰ～Ⅲ」を必修科目として文理に偏らない研究方法を学修する科目配置とした。選択科目ではあるが「研究方法論Ⅳ」はデータサイエンス能力を強化する科目であり、それらを基盤として、「特別研究 A～D」において高度な研究能力を涵養している。教育学研究科の教育課程の特色は、小学校教育または保育の学問領域での課題やニーズを深めるコースワークと実践的な研究能力を育成するリサーチワークとを組み合わせたところにある (同、「教育学研究科 修士課程」)。

修士課程学生の社会的、職業的自立を図るために必要な能力を育成する適切な教育の実施については、現在、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」に本学修士課程を「保育職リーダー育成プログラム」として申請することを検討している。

流通科学研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、「流通マーケティング系」と

「流通マネジメント系」の2つの系統に区分したカリキュラムを編成している。基礎となる科目は各系共通とし、この中から8単位以上を修得し、選択した専攻系の「特別演習」6単位および選択科目から10単位以上、2つの専攻系の選択科目から6単位以上を修得するカリキュラムを編成し、大学院生の学修および研究に必要となる科目を配置している。留学生に必修としている「アカデミック・ライティング」は1年次に必ず履修することを指導している。「特別実習」科目および「特別演習」科目がリサーチワークに該当し、これ以外の科目がコースワークに該当する。また、学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組みとして「科目ナンバリング」を施し、WEB シラバスにナンバリングコードを記載している。社会人の学修の便宜を図るため、各科目は昼間と夜間を隔年開講している。

前学期開始時のオリエンテーションにおいて、流通科学研究科のすべての大学院生の社会性の涵養を促す教育を行うほか、留学生が安全に生活するための防犯教育を実施している。就職指導に関しては、連携推進部就職支援担当とゼミの担当教員が、適宜指導を行っている。

COVID-19 感染拡大防止への対応は、以下のとおりである。在籍者は1年次7名、2年次9名であり、すべての授業は10名以下で行われている。3密に配慮し、原則的には45名を収容する教室で対面授業を行ったが、感染者が拡大した時期にはオンラインに切り替えた授業もあった（資料2-10 [ウェブ]）。

本学では学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成することを目標としており、例えば、教育の適切な実施として、教養教育において、「社会学」「現代社会と政治」「現代社会と教育」を配置し、人間と社会の関係性やその相互作用について学び、人間をその置かれた社会的な環境から捉える視点を身につけることを目標にしている。

また、専門教育においては、実体験に基づくキャリア教育に該当する科目を全学科で配置し、職業的自立を図るために必要な能力を育成している。例えば、栄養科学部フード・マネジメント学科の「食品ビジネスインターンシップ」では、5日間以上の企業での実習を通して、現場で求められる知識や技術を体現し、自分の不足している点を再確認し、将来の方向性を明確にするとともに、社会で働くことの意義を実感することを科目の到達目標としている。

以上のことから、本学では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成することに関して、各学部・学科・研究科が尽力して適切に実施していると判断できる。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 単位の実質化を図るための措置（1 年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法
- ・ 適切な履修指導の実施
- ・ 授業形態に配慮した1 授業あたりの学生数【学士】
- ・ 研究指導計画（研究指導の内容および方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】
- ・ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、各学部・学科・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置として、以下のような取組みを行っている。

単位の実質化を図るための措置については、事前・事後学習を含む学生の1 日の学修時間を適切に確保し、単位の実質化を図るため、履修科目として1 年間に履修登録できる単位数の上限「CAP 制」を定めている。

具体的には、栄養科学部栄養科学科は50 単位（教職科目含む）であるが、前年度の単年度の客観性の数値指標であるGPA（Grade Point Average）が1.5 未満であれば上限45 単位、2.5 以上であれば上限55 単位としている。栄養科学部フード・マネジメント学科は49 単位、教育学部は49 単位（特別支援教育に関する授業科目を除く）、流通科学部は46 単位を上限としている。また、栄養科学部栄養科学科では教育職員免許状を取得しようとする学生について、「2 年時後学期までの総合GPA が2.0 以上でなければ教職に関する授業科目を履修することができない」といった履修制限を設けている。

教育学部では教育実習科目に対する履修制限を規定し、単位の実質化を図っている。これらについては、履修細則（資料4-9）に定めている。シラバス（資料4-1 [ウェブ]）の内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）については、以下のとおり定めている。

シラバスの記載内容については、全学統一のフォーマットを、毎年、教務委員会（資料2-6）で検討し、適宜見直しを行っている。シラバスには（1）テーマ（ねらい）及び到達目標（2）授業概要（3）授業計画（4）評価方法（5）課題に対するフィードバック（6）教科書及び参考書（7）事前学習・事後学習を必須項目としており、執筆にあたっては、学生に各項目の内容が具体的に示されるよう、記入例を示したシラバス作成要領（資料4-14）を提示している。

また、科目の位置づけを示すものとして、令和元（2019）年度より科目ナンバリング（資料4-11）を記載したほか、令和2（2020）年度より「卒業認定・学位授与の方針と科目の関連性」を一覧化し、各シラバスよりリンクで閲覧可能とした。

さらに、令和 3（2021）年度からは、授業ルーブリックおよび課題ルーブリックをファイル添付できるようにしており、評価基準の可視化を推進している。執筆後のシラバスについては学科主任、学科内の教務委員およびFD推進委員等による第三者チェックを経て、指摘された箇所の修正後、学生に提示する。また、各学期末の「授業アンケート」（資料 2-20 [ウェブ]）において、各教科担当者が「シラバスに準じて授業が実施されたか」を問う項目を設けており、その他設問項目とともに授業実施内容を点検・評価する仕組みとなっている。

また、令和 2（2020）年度の COVID-19 感染拡大防止の対応として、授業実施形態（対面、オンデマンド型、同時双方向型）や遠隔授業実施にあたっての注意事項をシラバスに記載し、各学部・研究科の学生は UNIPA を活用してシラバスを見ることで授業実施方法を確認できるようにした。

学生の授業への主体的参加に関しては、アクティブ・ラーニングの実施を推奨しており、アクティブ・ラーニング、双方向型授業、ICT の要素を含む授業についてはシラバスに明示している。令和元（2019）年度より導入した UNIPA 上には、課題管理・クリッカー・プロジェクト管理等の WEB ラーニング機能が含まれており、アクティブ・ラーニングを導入しやすい環境が整備された。演習および実験・実習科目だけでなく、講義科目においてもアクティブ・ラーニングを実施する科目が増加している。なお、流通科学部では、各教員のアクティブ・ラーニング実施状況をまとめた「アクティブ・ラーニング活動報告書」（資料 4-15）を毎年作成し、各教員へ配布することで、アクティブ・ラーニングの手法や工夫等について教員間で学び合う機会を提供している。また、本学所有のスクールバスを利用することで、効率的な学外活動が確保されている。

適切な履修指導としては、在学生は 3 月末に、新入生は 4 月の入学式後に履修に関するオリエンテーションを実施している。学生は各自で履修登録を行うが、免許・資格取得に必要な科目の登録漏れや、卒業・進級に必要な科目の登録漏れについては個別に指導をしている。また、各学部・学科の教員による指導主任制度（資料 4-16）を導入しており、各指導主任は出席不良学生の指導、学生生活への不安を抱える学生への面談等、きめ細やかな指導を行っている。成績不振学生については、定期的に各指導主任に面談実施を依頼し、面談記録の提出を求めている。令和元（2019）年度より導入した UNIPA 上では、指導主任が学生の出席状況・単位修得状況・履修登録状況や面談記録等にアクセスすることができる等、リアルタイムでより詳細に教職員間において学生の状況を把握することができる体制となった。

授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数について、「中村学園大学(含む短期大学部)授業担当基準に関する内規」（資料 4-17）では、授業形態ごとに 1 授業あたりの学生数の基準を定めている。履修登録期間終了後に、基準を越える授業の一覧を教務委員会で報告し、履修制限やクラス分割について随時検討している。履修制限については 2 月末までに検討し、次年度の履修登録前に学生に明示している。クラス分割については、当該年度の履修登録の状況により、教務委員会（資料 2-6）・教授会（資料 4-13）の議を経て実施するほか、次年度の教育課程編成時に、開講クラスの分割・統合について総合的に検討している。

各研究科における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施については、研究科の課程ごとに入学から学位授与までの流れ「中村学園大学大学院 N ガイド」（資料 1-13）を時系列で示しており、スケジュールに則って研究指導がなされるようになっている。具体的には、入学後から修了までを見据えた「研究計画書」を指導教員とともに作成し、中間発表会を経て、論文提出後、論文審査会を行うスケジュールとなっている。中間発表会においては、個々人の研究の進捗状況が共有され、研究指導教員のみならず副研究指導教員である教員からも助言・指導が行われている。

教育の実施にあたっては、各学部にて検討した内容については教務委員会で、各研究科で検討した内容は研究科委員会（資料 4-18）で、それぞれ審議される。審議した内容を「審議会」（資料 2-1）に諮ることにより、全学における内部質保証を意識した取組みを行うとともに、教育改善活動を推進する「FD センター」（資料 2-3）と連携をとりながら進めている。

令和 2（2020）年度は COVID-19 感染拡大により、コロナ禍における各学部・研究科の教育活動は、教育の質を担保する対応として、次の内容を実施した。

- ・対面授業と遠隔授業を併用して実施。
- ・対面授業については、1 授業あたりの受講者数を教室収容定員の半分以上で実施。また、ドアを常時開放する等で教室内の換気を徹底。
- ・実験・実習科目については、同一授業内でグループに分けて実験室、実習室内で密にならないように実施。
- ・遠隔授業については、オンデマンド型と同時双方向型で実施。オンデマンド型については、UNIPA を活用し、音声付きパワーポイントや動画を配信後、課題提出等により学生の受講状況を把握し、同時双方向型については Microsoft Teams や Zoom などのテレビ会議システムを活用して実施。
- ・遠隔授業導入に伴う授業計画の変更については、シラバスで学生に告知。また、遠隔授業を実施する回についてもシラバスで明記することで学生に告知。
- ・遠隔授業に際しての著作権、肖像権についての注意事項を教員、学生へ配信。
- ・教科書販売について、対面での販売から WEB サイトでの購入に変更。

また、教育の質を落とさないようにするため、シラバスの修正と修正通知により、学生の混乱を回避するとともに、対面授業が全て禁止された 4 月と 5 月においても、「学習の継続」を念頭に課題型の遠隔授業を実施した。例えば教育学部および栄養科学部では、実習・演習や実験など対面授業が教育上必要な科目について、6 月から、教室の定員管理や手指消毒、教室消毒の対応を徹底したうえで実施した。一方で、講義科目や一部演習科目では、課題型およびオンデマンド型の授業に加え、リアルタイム型の遠隔授業により、学生同士や教員と学生の相互作用を含む授業を実施した。実施に際しては遠隔授業の不慣れ、通信環境、課題の質や量、試験の実施形態等の問題点が生じたが、教員間で情報を共有し、学部長および教務委員を中心に教育の質を維持し、学生への過重負担とならないよう配慮した。学外実習においても延期や中止を余儀なくされたが、各実習担当教員の指導の下、

学生は徹底した健康管理と感染拡大防止策を講じ、当初の予定変更等はあるが確実に実習による学習を遂行した。さらに、栄養科学部フード・マネジメント学科では、実験・実習・演習のほか、学科の特色である企業等の外部講師の授業については、講義科目ではあるが、教室の換気や密を避ける席の配置などに注意しながら対面授業を実施した。

本学では、上述のように通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19 感染防止への対応・対策として、教育内容、教育方法等の一連の教育活動において工夫を講じ、教育の質の維持・向上を適切に行っている。

以上のことから、本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価および単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学の成績評価および単位認定に関わるルールは、「中村学園大学 N ガイド」（資料 1-12）およびホームページに公開されており、新入生オリエンテーション、編入生オリエンテーション、在学生オリエンテーションで学生に周知している。単位の授与および成績の評価は、大学学則および大学院学則に「学生が授業科目を履修した場合には、試験の上、合格した者に対して所定の単位を与える。」と規定し、大学学則および大学院学則に「試験の成績評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。」と規定している。単位認定のための成績評価は、シラバスに記載された到達目標に基づき、授業計画・評価方法・評価基準に従って評価する。成績評価方法は授業形態や科目の内容によってさまざまな違いはあるが、主に筆記試験、課題・レポート、発表などの審査にて行い、その試験に合格した者に対して所定の単位を与えている。なお、学期末試験の受験資格として、授業への出席回数が授業回数の 2/3 以上であることとしてい

る。また、シラバスには事前・事後に必要な学修内容および時間を示し、学生自身の自学自習を促している。

編入生の既修得単位の認定については、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む）を、教授会（資料 4-13）の議に基づき、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている。具体的には、教務委員を中心に当該学生から提出された成績証明書やシラバス等を基に単位認定を検討し、学科会議での審議を経て教務委員会（資料 2-6）、教授会にて審議の後、単位認定している（資料 4-19）。

単位認定のための成績評価は、UNIPA で発表するが、内容に関して質問がある学生は問い合わせをすることができる。これにより、科目担当教員は評価内容を説明する必要があるため、常に客観性、厳格性が求められている。また、成績発表後に成績変更する必要が生じた場合は、教務部長、教務委員、学部長等の承認を求めている。

客観性の数値指標として GPA 制度を導入しており、学生は UNIPA で常時確認できるようになっている。栄養科学部においては、GPA の数値により年間の履修登録可能単位数の上限に差を設けている。また、教育学部では同時に GPA を用いて「特別支援教育に関する科目」の内「特別支援学校教育実習」の履修については、2 年後学期までの総合 GPA が 2.0 以上であること」としている。

卒業要件および進級要件を、全学部においてそれぞれ定めており、学生へは「中村学園大学 N ガイド」（資料 1-12）で公開している。卒業に必要な在学年数および単位として卒業要件を定めており、学生には新入生オリエンテーション、在学生および編入生オリエンテーションで周知している。進級要件は年次ごとの累積修得単位数（一部の学部については修得に必要な科目）を定め、その要件を満たしていない学生は留年としている。以下に教育学部における進級要件を一例として示している（図 4-4 参照）。

教育学部 児童幼児教育学科

2 年次への進級要件	1 年次終了までに30単位以上修得すること
3 年次への進級要件	2 年次終了までに累積60単位以上修得すること
4 年次への進級要件	3 年次終了までに累積90単位以上修得すること

※特別支援教育に関する授業科目は算入しません。

※1 年間に履修登録できる単位数は、各年次とも49単位を上限とします。

※編入学生には、適用しません。

図 4-4 教育学部進級要件

なお、卒業判定、進級判定は教務委員会で判定資料を基に審議の後、審議会（資料 2-1）で審議後、教授会で審議・決定している。

学士の学位授与については、学科が定めるカリキュラム所定の授業科目を履修し、学科のディプロマ・ポリシーに基づく科目の達成評価により、担当教員による成績評価と単位

認定を行った結果、卒業に必要な単位を修得した学生について、教務委員会および学部教授会の議を経て、学長が卒業認定および学位授与を行っている。

修士の学位授与については、「中村学園大学学位規程」（資料 4-20）、「学位論文審査基準」（資料 4-21）を明示しており、いずれも「中村学園大学大学院 N ガイド」（資料 1-13）で公開している。

博士の学位授与については、「中村学園大学学位規程」「学位論文審査基準」に加えて、より具体的な内容を「中村学園大学大学院栄養科学研究科博士後期課程学位申請取扱要領」（資料 4-22）「中村学園大学大学院栄養科学研究科博士後期課程学位申請に関する申し合わせ」（資料 4-23）に示している。修了認定は、大学院学則（資料 1-2）で定める課程修了要件に基づき、研究科委員会（資料 4-18）において審議、決定する。また、学位授与は、「中村学園大学学位規程」（資料 4-20）の定めに基づき、学位論文の審査過程において、審査における客観性、厳格性を担保している。具体的には、修士課程の学位審査では主査 1 名（研究指導教員）と副査 2 名の計 3 名を配して実施し、博士後期課程の学位審査では主査 1 名と副査 2 名（内 1 名は研究指導教員）の計 3 名を基本とするが、必要に応じて学外審査委員を加えることができることとしている。審査委員は基準を満たしているか慎重に審査し、その後、審査結果について研究科委員会で審議・決定した後、学長が授与することとしている。

令和 2（2020）年度は、COVID-19 の影響により通常の定期試験の実施が困難となったため、対面試験に加えて WEB 試験を導入し、科目によっては通常の定期試験による評価から、レポート、小テスト、課題等を用いた総合評価による成績評価に変更した。評価方法の変更に関してはシラバスを更新し学生に告知した。

以上のことから、本学では、成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っていると判断できる。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の開発
《学習成果の測定方法例》
・アセスメント・テスト
・ルーブリックを活用した測定
・学習成果の測定を目的とした学生調査
・卒業生、就職先、進学先への意見聴取
評価の視点 3：学習成果の把握および評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果とは、各学部がディプロマ・ポリシーに定めている教育目標の達成であり、目標が達成されたか否かは、卒業認定によって判断している。本学では、すべての学部が、分野の特性に応じた教育目標を達成した者に学士の学位を与えることをディプロマ・ポリシーにおいて明記し、この方針に基づいて適切に学位の授与を行っている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学生の学習方法、学習成果の評価の在り方等をカリキュラム・ポリシーに示している。具体的には、学習成果の具体的な把握・評価方法について、シラバスに示された観点別評価方法に準拠することを明記している。

さらに、3つのポリシーに基づいて、大学教育の質保証に向けたPDCAサイクルをより適切に機能させるためには、個々の授業の学習成果および学位プログラム全体の教育成果を可視化し、全学共通の考え方や尺度によって評価し、その結果を改善につなげる必要がある。そこで、全学共通の評価に対する考え方を、令和2（2020）年度にかけて全学的な検討を行い、本学のアセスメントプランとして明確化し、令和3年（2021）年4月以降に本格的に活用していく予定である（図4-4参照）。

学習成果の測定方法の一つとして卒業生および卒業生の就職先企業に対して「学位授与方針」に関するアンケート調査を行っている。令和2（2020）年度に実施した卒業生対象のアンケートでは、学部間や質問項目により回答結果に差があるものの、概ね学位授与方針で求められている能力・資質を身に付けたと回答した。卒業生の就職先を対象としたアンケートについても、例えば教育学部においては、「主体的行動力」は69.4%、「問題を見つけ、解決方法を考える力」は61.8%、「チームワーク・リーダーシップ」は60.8%が「身に付けている」という評価を得られた。一方、「異なる文化に関する知識・理解」が十分ではないと回答した学生が多く、また就職先の回答においても十分ではないとの回答が寄せられた（資料4-24「ウェブ」）。

	入学前・入学時 (APを満たす人材かどうかの検証)	在学中 (CPに則った学修成果の検証)	卒業時・卒業後 (DPの学修達成度の検証)
機関レベル (大学・短大)	・各種入学試験	・成績状況(GPA、修得単位数等) ・退学率 ・除籍率 ・休学率 ・学生生活実態調査	・学位授与数 ・就職率 ・進学数 ・就職分野別分布状況 ・卒業生調査
学位プログラムレベル (教育課程レベル) (各学科)	・各種入学試験 ・各種外部テスト ・面接、志願理由書等 ・入試区別成績	・成績状況(GPA、修得単位数等) ・学修行動調査 ・進級率(留年率) ・各種外部試験 ・資格取得状況 ・海外留学生数 ・インターンシップ参加者数 ・シラバスの第3者チェック	・学位授与数 ・就職率 ・進学数 ・管理栄養士国家試験合格率・合格者数 ※1 ・教職免許取得者数 ※2 ・教員採用試験合格率・合格者数 ※2 ・卒業生調査
授業科目レベル	・プレイメントテスト	・成績評価 ・学外実習評価 ・出席状況 ・授業についてのアンケート (授業評価)	

図 4-4 アセスメントプラン

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の 1 つとして本学では、学期末に「授業アンケート」（資料 2-20 [ウェブ]）を実施している。このアンケートは、学生自身の学習の振り返りや学生視点の授業改善を図ることを目的としており、全学的な FD 活動の一環として学期ごとに実施している。平成 27（2015）年度から WEB システムを運用しており、履修学生はパソコンやスマートフォンから回答することができる。この WEB システムにより、授業担当教員が学生からのアンケートの感想や自由記述に対するコメントを登録することが可能であり、学生と教員のアンケート結果の相互共有を通じて学生の意見を活かした授業改善が可能になっている。また、学生は同じ授業を履修していた他学生の回答も含めた全体結果を閲覧することができるようになっており、全体と比較した際の自身の立ち位置を確認することができるようになっている。また平成 31 年（2019）年 4 月に新たに導入した UNIPA が有する学習ポートフォリオ機能を利用して、学生自らが振り返り、自己評価を行っていくことができるよう取組みをさらに推進していく予定である。

ループリックを活用した測定については、導入している学科・教員により差があったため、FD センター主導でループリックワーキンググループを設置し、令和 2（2020）年度にはまず実施状況の調査を行った（資料 4-25）。令和 3（2021）年度開講科目からは、現在利用しているループリック表をシラバスに添付し、履修登録の段階から学生が確認できるように準備を進めている。ループリックは、新入生・在学生オリエンテーションの際や、初年次教育科目を通して、その意義を学生へ説明する予定である。今後はループリックのフォーマット化を進めることに加え、現在は非常勤講師担当科目での導入が十分でないことから、全ての授業において導入できるよう計画している。

一方、栄養科学部フード・マネジメント学科では、学習成果を把握する方法に各種資格の取得状況も活用している。同学科は「栄養科学をベースに、食品の研究・開発・製造に関する食科学を、グローバルな視点から国内外のビジネスにつなげる食の専門家を育成」することを目標に掲げているが、この学習成果を測定する指標の一つとして、各種食品関連資格の取得状況がある。資格取得が教育目的となっている訳ではないが、対象とする資格には、フードスペシャリスト資格（令和元（2019）年度 3 年次 107 名）、専門フードスペシャリスト（食品開発）資格（同 6 名）、専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格（同 4 名）、初級食品表示診断士（同 63 名）、中級食品表示診断士（同 16 名）、HACCP 管理者資格（同 97 名）、調理師（同 27 名）がある。3 年次在籍者の 93% がいずれかの資格を取得している。また、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果の適切な把握のため、卒業後アンケート（資料 2-14）を活用し、ディプロマ・ポリシーに沿った内容で卒業時に本学で身に付いた能力・資質の評価を行う予定である。

また、本学教育学部の卒業生と在籍する教職員が、共に研鑽しあい、今後の大学教育に活かしていくための場として「児童教育燦倫会」（資料 4-26）を設立している。教育学部では「児童教育燦倫会」を毎年開催し、教育現場の声を現役学生に伝えることで、勉学意欲を高め、目的意識を持たせることに寄与している。

大学院における学位の授与方針に明示した学生の学習成果の把握および評価については、

各教科担当者からの成績評価、研究指導教員からの指導等により適切に行っている。なお、教育学研究科については、年度末に実施する大学院生を対象とした学修についてのアンケートにおいて、学習成果の把握を行っている。

学習成果の把握および評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりとして、本学では、学長をトップとした審議会（資料 2-1）がその機能を担っており、審議会は、自己点検評価体制（PDCA サイクル）の最上位組織として、自己点検・評価委員会（資料 2-2）の報告等をもとに、全学的な見地から自己点検評価活動の公平性と実効性を図り、定期的な内部質保証システムの検証および改善を行っている。また、FD センター（資料 2-3）では、審議会で定められた教学マネジメントの基本方針や基本計画をもとに、全学的な FD の実施を担っており、教務委員会（資料 2-6）と協働し教育改善活動を推進するとともに、学部・学科・研究科等と協力し、教育の質的向上や授業改善に取り組んでいる。前述の「授業アンケート」結果は、当該審議会および FD センターで報告、検証を行っている。

以上のことから、本学では、各学部・学科・研究科において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学生の学習成果を適切に把握し、卒業認定（学位取得）により評価していると判断できる。

4.1.7. 教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な教育課程およびその内容、方法の適切性についての点検・評価は、各学部・研究科、教養教育センター等の組織単位で点検し、その結果は全学の FD センター（資料 2-3）および学長直轄の組織である審議会（資料 2-1）でさらに検証している。検証の結果を受けて、全学的な FD の実施を担う FD センターが、教務委員会（資料 2-6）と協働し、教育改善活動を推進するとともに、学部・学科・研究科等と協力し、教育の質的向上や授業改善に取り組んでいる。この他に、自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するために、産学官の学外有識者からなる外部評価委員会（資料 2-4）による評価を実施し、教育水準の維持・向上を図っている。このような評価結果は、教育活動に活用し、取り組むべき施策として、「中期総合計画」や「事業計画」に反映させている。

具体的な取組みとして、前述の「授業アンケート」（資料 2-20 [ウェブ]）は、学生からのアンケート結果を集計し、学部・学科の FD において検証、改善を行っている。また、毎年全学生対象に実施している「学生生活実態調査」（資料 2-13）において、教育環境、授業内容および授業方法についての意見・要望を収集している。収集した結果は、集計の後に学部・学科および事務局にフィードバックされる。各学部・学科および事務局は、改

善レポートを作成し、審議会で検証を行うことで、教育の質向上や授業改善に取り組んでいる。

さらに、教員が他の教員の授業を参観できる「公開授業（資料 4-27）」を毎年実施している。授業の実施主体である教科担当者が、積極的に他教員の授業を参観し、様々な教授法に触れて自身を振り返ることにより、教員相互の授業水準や教育力の向上に努めるとともに、教育内容・方法の適切性の検証の根拠となっている。

本学では、教員の意欲向上と授業改善の活性化を目的として「ベストティーチャー賞（教育内容・方法の改善に取り組み、教育実践に顕著な成果をあげた教員）」（資料 4-28）を設け、各学部および併設短期大学から各 1 名、合計 4 名をベストティーチャー賞選考委員会の議を経て選出、表彰している。公開授業では、ベストティーチャー賞受賞者や新任教員の担当授業を参観推奨科目とし、参観者は参観後に授業方法や内容についてコメントを記載し、被参観者へフィードバックしている。

令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染防止対策のため対面授業による参観は出来なかったが、同時双方向型またはオンデマンド型で実施されている授業を参観することで、遠隔教育の質向上の機会とした。また、「公開授業」については併設高校も対象とし高大接続教育活動の一つに位置付けている。

さらに、毎年 9 月に実施している教育ワークショップ（資料 4-26）では、併設短期大学を合せた 3 学部 7 学科による事例発表や事務局からの情報提供など教職協働で FD を推進している。

栄養科学部では教員の教育力・資質の向上のために、毎年度末に併設の短期大学部食物栄養学科との合同研究大会（資料 4-30）を開催しており、学部教員が輪番で各自の研究内容・教育方法に関しての発表を行っている。また、授業に関する学生アンケート結果のフィードバックや教員相互の公開授業参観は、教授方法の改善に役立てている。

以上のことから、本学では、教育課程およびその内容・方法の適切性について毎年点検・評価を行い、その結果をもとに FD センターおよび教務委員会等で協働しながら、改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

4.2. 長所・特色

本学においては、教育課程の順次性・体系性は、学科別に「年次別開講科目表」「履修系統図」を作成して、各学年での開講時期、必修・選択の別を示している。また、全学的な科目の体系、科目間の関係や科目のレベルをより明確にするための「科目ナンバリング」（資料 4-11）についても令和元（2019）年度より導入、整備している。

授業ごとの「授業アンケート」（資料 2-20 [ウェブ]）を毎学期末に実施しており、教員へのフィードバックを行なっている。これを受け、教員はコメントを付して学生へ再度フィードバックしている。「授業アンケート」により、学生自身の成長度をはかるとともに、評価やコメントなどを通して次年度の授業改善にも役立てている。

シラバスについては、各学科および研究科のカリキュラム・ポリシーに準じているか、

学生にとって分かりやすい内容になっているか、その科目がディプロマ・ポリシーのどの項目を教育しているのかが記載されているか等、その適切性について、専任教員による第三者チェックを行っている。第三者チェックにより指摘が入った場合、執筆者が修正を行い、修正内容について再度チェックを行った後、学生へ公開する。当該チェックは学部・大学院を含めた全ての開講科目について学生への公開前までに行うようになっている。

また、毎年実施している「学生生活実態調査」（資料 2-13）の結果を受け、学習成果に係わる項目につき、改善が必要な場合は、自己点検・評価体制（PDCA サイクル）の最上位組織である審議会にて報告が行われる。

4.3. 問題点

3 つのポリシーに基づいて、大学教育の質保証に向けた PDCA サイクルをより適切に機能させるためには、個々の授業の学習成果および学位プログラム全体の教育成果を可視化し、アセスメントプラン（図 4-4 参照）によって評価し、その結果を改善につなげる必要がある。

そこで、全学共通の評価に対する考え方を、本学のアセスメントプランとして明確化し、本格的に実施していく必要がある。その検証結果をもとに、個々の授業レベルの改善に留まらず、全学レベル、学位プログラムレベルでの課題の抽出と改善に取り組む必要がある。

また、成績評価の標準化の観点から、GPA の活用法を検討していく必要がある。さらに学生自らが学習成果の測定結果の適切な活用をすることができるよう学習ポートフォリオを導入する必要があるとあり、教務委員会にて検討中である。またルーブリック評価の導入により、学生の目標達成の水準等を明確化し、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価や、評価者、被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化の導入を検討していく必要がある。

研究科については、3 つのポリシーの策定、科目ナンバリング（資料 4-11）の導入およびシラバスの第三者チェックなど教育課程の適切性担保のために様々な取り組みを行っているが、学習成果については、研究指導教員からの指導や学位論文審査に拠る部分が大きい。そのため、学部と同様にルーブリック評価や学習ポートフォリオの導入を検討し、より適切に学習成果を把握していく必要がある。

4.4. 全体のまとめ

学部においては、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを定め、かつ、適切にホームページ等で公表している。教育の質保証に向けてはすでに 3 つのポリシーの策定・見直しを完了している。ポリシーの有効性・妥当性および 3 つのポリシー間の体系的・整合性・適切性も担保されていると判断している。教育課程は体系的に編成されており、履修系統図や科目ナンバリング（資料 4-11）を導入することで学生に対してより分かりやすく示している。学習成果を活性化する措置として、全学部にお

いて履修登録単位数の上限を設定する他、どの授業形態においてもアクティブ・ラーニングを推奨している。成績評価、単位認定については、GPA 制度を導入していることに加え、シラバスに成績評価基準や事前学習・事後学習に必要な時間を明記するなど、単位制度の趣旨に基づく厳格な成績評価および単位認定を行っている。一方で、学習成果の適切な把握および評価については、ルーブリックの実施状況調査までは行っているが、本格的な測定については次年度以降の運用となるため、適切な運用および測定に基づいた学習成果の把握が求められるところである。

研究科においても、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを定め、かつ、適切に公表している。ポリシーの有効性・妥当性および 3 つのポリシー間の体系的性・整合性・適切性も担保されていると判断している。研究科の教育課程はコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた内容となっている。全ての研究科において学位論文審査基準を定め、学位授与を適切に行っている。ただし、前述の問題点にも記載したとおり、学習成果の把握については、研究指導教員からの指導や学位論文審査に拠る部分が多い。

学部および研究科ともに、今後は、ルーブリック評価の効果的な運用や学習ポートフォリオの導入により、学習成果の可視化への取組みを強めるとともに、それらによる点検・評価を経て授業レベルにとどまらない、全学レベル、学位プログラムレベルでの教育課程全体の改善・向上に向けた取組みを進めていく必要がある。そのために、今後はアセスメントプランに基づいた、大学教育の質保証に向けた点検や評価を、令和 3（2021）年度より実施していく予定である。

COVID-19 感染防止への対応・対策として、教育活動においては、対面授業とオンデマンド型・同時双方向型を利用した遠隔授業を併用して実施することで教育の質の維持に努めた。また成績評価においては、対面試験に加えて WEB 試験を導入し、評価方法の変更に関しては、シラバスを更新して学生に告知することで、混乱を回避するよう措置を講じた。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、建学の精神、および全学の教育目標に基づき、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（資料 1-3～10 [ウェブ]）との整合性を考慮した上で、全学組織である「入学試験運営委員会」（資料 2-17）、各研究科の研究科委員会（資料 4-18）において、各学部・学科・研究科における入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を適切に設定している。アドミッション・ポリシーでは、各学部・学科の教育目標・教育内容に加えて、入学前の学習歴、入学者に求める学力水準や能力・素養等を明確にし、各学部・学科・研究科の「求める人物像」として明示している（資料 1-3～10 [ウェブ]）。

また、本学のステークホルダーである高等学校、高校生や保護者等に対し、3 つのポリシーへの理解が深まるよう、「FD センター」（資料 2-3）においてダイジェスト版を策定し、ホームページで公開している（資料 1-3～10 [ウェブ]）。

なお毎年 11 月に開催される、「入学試験運営委員会」において、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき、「学力の 3 要素」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価するために、入学者選抜における出願資格や方法・判定方式を点検し、見直しを行っている。特に、学校推薦型選抜では、各試験科目においてアドミッション・ポリシーを踏まえた評価の観点を各年度に公表基準として策定し、適切な選抜を行っている（資料 5-1）。

アドミッション・ポリシーの公表については、各学部・学科・研究科のホームページ上で広く一般向けに行っている他、大学案内（資料 5-2）や入学試験要項（資料 5-3）等に記載し、多種の進学説明会や出張講義、本学主催の各種学生募集イベントにおいて紙媒体での配布や説明を行い、広範な周知を図っている。さらに大学案内では、アドミッション・ポリシーをカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー、取得可能な免許資格や将来の進路と併記し、本学の教育がどのような力を発展・向上させることを目的とするかについて体系的に明示している。

例えば、栄養科学部栄養科学科のアドミッション・ポリシーは以下のように定めて公開している。

＜栄養科学部栄養科学科アドミッション・ポリシー＞

1. 高等学校卒業レベルの教養、語学力ならびに基礎的な科学的知識を有している人
2. 食・栄養・教育の分野で社会に貢献したい人
3. 知的好奇心が旺盛で、調理に興味を持ち、食のスペシャリストとして活躍したい人

4. 他者の気持ちを理解し、人間性が豊かで倫理観のある人
 5. 労を惜しまず知識・技術の修得に積極的な人
 6. コミュニケーション能力があり、常に向上心を持ちリーダーシップを発揮できる人
- また、大学院の流通科学研究科のアドミッション・ポリシーは以下のように定めて公開している。

＜大学院流通科学研究科アドミッション・ポリシー＞

1. マーケティング分野又はマネジメント分野の基礎的知識を備えている人
2. マーケティング分野又はマネジメント分野の基本を理解し、適切な問題解決能力を修得しようとする意欲と探究心を持っている人
3. 発見した課題を思考や調査・分析によって解決し、その結果を論理的に社会に発信できる人

以上のことから、本学では、各学部・学科および研究科における入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページ等で公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、方針に沿った学生を受け入れるために、オープンキャンパスや大学説明会、高等学校へ出張講義等で教員による模擬講義を行い、高校生に対して本学の教育内容を直接説明し、学科の教育方針の理解を促すことで、明確な目的意識を持った志願者の確保に努めている。

なお、毎年度 3 回実施しているオープンキャンパスには、多数の生徒と保護者が来場している（資料 5-4 [ウェブ]）。オープンキャンパスは、学内見学や模擬授業の参観、在学生による案内や学科説明などを通じ、志願者にとっては本学の教育内容や各学科の教育方針の理解に役立っており、その結果として明確な目的意識を持った志願者の確保に貢献している。令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染防止対策として夏のオープンキャンパスはやむを得ず中止し、代わりに WEB 動画の配信による「WEB de オーキャン！」を実施した（資料 5-5）。

本学の入学者選抜制度は、「総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・大学入学共通テ

スト利用選抜（旧：大学入試センター試験利用選抜）」に区分され、それぞれの選抜方法で、アドミッション・ポリシーおよび文部科学省が示す「学力の 3 要素」を踏まえ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価している。その他、特別入学試験として、帰国子女特別入学試験、外国人留学生特別入学試験、編入学・転入学試験を実施している（資料 5-3）。

＜総合型選抜＞

令和 2（2020）年度入試より、流通科学部において、併設高校である中村学園三陽高等学校を対象として、総合型選抜（育成型入試）を導入した。本学への入学を第一志望とし、流通科学部のアドミッション・ポリシーや教育内容を十分に理解するとともに、勉学意欲が高く、入学後の目標が明確である者に対して、志望理由書・模擬授業レポート・活動履歴報告書・調査書に基づく審査および時間をかけた面接等により、一般選抜や学校推薦型選抜では測れない受験者の資質や学ぶ意欲等を総合的・多面的に評価している。

また、令和 4（2022）年度入試より、栄養科学部フード・マネジメント学科において、総合型選抜（食の課題探究型）を導入する予定である。この選抜は、専門分野に対する高い関心と積極性をもち、主体的に行動する能力等を有する学生を、高校時における食に関わる探究活動のプレゼンテーション等により選抜するというものである。

＜学校推薦型選抜＞

学力や学業成績に偏ることなく、大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価するために、調査書（高等学校等の学習成績の状況〈評定平均値〉のみならず、出席状況、学校内外での活動）、基礎学力テスト（英語・国語の基礎的な内容）、小論文および面接（学部・学科のアドミッション・ポリシー、教育目的・目標に適合するか否かを重視する）による総合評価を行っている。なお、各試験科目については、公表基準として評価の観点を示している。また、高等学校等から発行される推薦書において、「学力の 3 要素」に関しての具体的記載を求めるだけでなく、入学志願者への特記事項および大学入学後の指導において、特に配慮を要するものについても記載を求め、入学後の学修指導等の参考資料として活用している。各試験科目の配点（ウエイト）および募集人員においても、「入学試験運営委員会」（資料 2-17）において、入学試験の効果検証および志願者動向に基づき、毎年見直しを行っており、各学部のアドミッション・ポリシーに則った入学者選抜を行っている。

＜一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜（旧：大学入試センター試験利用選抜）＞

アドミッション・ポリシー、各学部・学科の教育目標・教育内容等の特性に配慮しつつ、高等学校における基本的な学習成果を確認するための学力試験を課している。令和 2（2020）年度入試からは、従来の前期日程である学部個別日程（A 方式）に加え、全学部日程（B 方式）を導入し、入学志願者に対して複数の受験機会を提供している。

また、令和 3（2021）年度入試では、流通科学部の一般選抜において「グローバル人材育成選抜」を導入した。本選抜を経て入学し、入学後の成績条件を満たした者に対して、海外留学スカラーシップ（奨学金）制度により、海外協定校への派遣留学を支援する。そのため、「読む・聞く・書く・話す」の 4 技能を適切に評価すべく、出願資格として民間試験を活用し、「英語資格・検定試験の級またはスコア（CEFR B1 以上）を有する者」と

条件を付加している。さらに出願時には、志望理由書の提出も課しており、主体性や意欲・適性など学力以外の要素も評価の際の参考としている。

入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、全ての学部の大学入学共通テスト利用選抜にて、平成 30（2018）年度入試から「英語資格・検定試験等の成績の活用制度（得点加算）」を導入した。

なお、入学志願者から提出された調査書については、入学試験の出願資格の確認のみならず、入学後の学修指導等の参考資料として活用することを入学試験要項に明記している。

＜特別選抜（帰国子女特別入学試験）＞

日本国籍を有する者で、保護者とともに 2 年間以上継続して外国に在留した者を対象として、全学部で受験機会を設けている。

＜特別選抜（外国人留学生特別入学試験）＞

各学部のアドミッション・ポリシー、教育目標に沿った入学者選抜を実施するため、一般選抜では、出願条件として、(独)日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を課し、各学部の特性に応じた科目の得点取得を条件としている。また、流通科学部については、国際ビジネスの世界で活躍できる流通のプロフェッショナルを育成するという学部の特性から、10 名の募集人員を設けており、11 月に推薦入学選考、2 月には試験入学選考を実施し、外国人留学生の受験機会を拡充している。

＜特別選抜（編入学・転入学試験）＞

推薦入学選考、一般入学選考に分けて実施している。推薦入学選考は、中村学園大学短期大学部のみが対象となる。流通科学部については、短期大学への指定校枠を依頼するなど、他大学との連携を行ってきた。また、中村学園大学短期大学部からの志願者を対象に、本学の教育機関であるラーニングサポートセンター（資料 3-6）による編入学試験対策講座を開講するなど、学内進学希望者へのサポート体制を整備し、学生募集活動を行っている。さらに、各種入試説明会で編入学の学生を起用した体験談報告プログラムの開催や、広報誌で編入学特集を組むなど一般向けの募集活動も強化している。

大学院については、大学院案内・募集要項（資料 5-6～7）等において、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜方法を明示し、入学志願者に対して、どのような資質・能力・意欲を有していることを求めるのか、どのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて、具体的に設定し説明している。学生募集方法については、①ホームページ、②各種 WEB コンテンツ、③大学院案内・入学試験要項等資料の配布・送付、④大学院説明会により、各研究科において、分野ごとに研究内容を説明し、公正かつ適正に学生募集活動を展開している。入学者選抜制度としては、各研究科に応じて、主に学内推薦入学選考・推薦入学選考・試験入学選考・社会人特別入学選考・外国人留学生特別入学選考に区分され、それぞれの選抜形式で、入学志願者の資質・能力・意欲等を多面的・総合的に評価・判定している。

入学金・学費等の費用や奨学金制度については、大学案内（資料 5-2）・入学試験要項（資料 5-3）・ホームページ等により情報提供している。特に、経済的支援については、(独)日本学生支援機構の制度紹介だけでなく、大学独自の奨学金制度、特待生制度につ

いても周知を図るため、高校教員向けの進路指導 BOOK を制作し、学生募集活動の場（高校訪問・各種説明会）等でも、入学志願者に対して詳細に説明している。

また、令和 2（2020）年度入試より、一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜（旧：大学入試センター試験利用選抜）において、併願による入学検定料割引制度を導入し、受験者の経済的負担を軽減している。近年、頻発する災害（地震・豪雨等）被害に遭った入学志願者に対して進学機会の確保を図るため、事前申請による入学検定料免除の特別措置を講じている。

入学者選抜実施体制は、学長を委員長とする「入学試験運営委員会」のもとで、中村学園大学入学者選抜実施細則（資料 5-1）に基づいて組織される。また、「入学試験運営委員会」（資料 2-17）の下に各学部の入学試験実施委員会を設置している。実施委員会の業務は、個別学力検査等の実施、特別入学者選抜（推薦入学・帰国子女特別入学試験）の実施、大学入学共通テスト利用選抜の実施、外国人留学生特別入学試験の実施、編入学・転入学試験の実施、また入学試験合格者の予備査定、その他、入学試験実施上の総括的事項などの内容としている。なお、実施委員会の総括の下にそれぞれの入学試験に関わる、出題・採点、調査書・面接等の検査等の各委員会が組織され、これらの委員会がそれぞれの業務を遂行し、公正・公平な入学者選抜を行っている。なお、「入学試験運営委員会」は、令和 2（2020）年度より併設の短期大学部と統合した。

大学院については、各研究科の研究科委員会（資料 4-18）において、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に合否判定を行っている。また、各研究科の教育内容・教育目標への適正を判断するため、判定に際しては試験科目の点数のみならず、面接所見・研究計画等も踏まえ、総合的に合否判定をしている。なお、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

大学・大学院の入学者選抜は、入学試験実施委員会、または大学院研究科委員会で実施要項を策定し、公平・公正かつ円滑に実施することを旨としている。試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生じることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保など実施体制の充実を図っている。具体策については、以下の通りである。

・入学志願者との接触

入試実施直前から合格発表前にかけて、個別に受験者や保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性を損なうような行為および学生募集活動は控えるよう徹底している。

・問題作成および点検

各入学者選抜において、学長から委嘱された複数名の出題委員・出題点検委員を置き、問題点検においては、試験実施前だけではなく、試験実施中および実施後においても速やかに作題者以外の者も含めて点検を行うことにより、出題ミスの防止および早期発見に努めている。なお、試験実施前の作題段階においては別途出題点検委員を置き、第三者視点からの点検を行い、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく問題の内容や条件設定についても確認するなど、受

験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行っている。

また、出題採点委員および出題点検委員の選出に際し、入学志願者に関係者や親族がいる教員は、試験問題の作成・点検に関与しないこととし、公正な入学者選抜の実施に努めている。

入試業務に関わる全ての教職員を対象に、併設の短期大学と合同で入試業務担当者説明会を実施している。欠席した教職員には、資料の配布および個別説明を適宜実施している。なお、新任者については、必要に応じて実施要領・監督要領の周知徹底を行っている。

入試実施時は、受験者の不正行為を未然に防止するため、受験票記載の「受験生心得」にて入試時の注意事項について詳細に周知するとともに、入試当日も、座席の配置など試験室設定の際の配慮、監督者からの不正行為の内容および罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視等を十分に行うよう、監督要領に定め、各監督者に周知徹底を図っている。

採点の段階においては、解答用紙の氏名や受験番号の部分をマスキングして採点者の目に触れないようにし、記述式の問題については複数人で採点を行う等、様々な方策を組み合わせ、公正を確保している。

合否判定の方法については、入学試験要項に予め公表し、定員管理の観点も踏まえ、各学部の予備査定、役職者会議、教授会（資料 4-13）、「入学試験運営委員会」を経て、厳正な合否判定を行っている。なお、判定資料には、評価・判定に関係しない情報は記載しない等の配慮を行っている（氏名は勿論のこと、性別、年齢、現役・既卒、出身地、居住地、出身校等、入学志願者の属性に関する記載はしていない）。また、補欠繰り上げ合格発表時においても、成績順位を恣意的に入れ替えるようなことはせず、公正・公平な合否判定を行っている。

入学者選抜の透明性を担保するため、入試過去問題集の冊子配布およびホームページ上での公開を行っており、出題の狙いと併せて公開している。また、一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜（旧：大学入試センター試験利用選抜）については、希望者に対して個人別の成績開示も行っている。

また、令和 3（2021）年度入学試験においては、文部科学省からの COVID-19 に対応した試験実施のガイドラインに従い、「入学試験運営委員会」において試験の実施方法について審議を重ねてきた。主な対応としては、罹患者等に対し、追加の検定料を徴収せずに別日程への受験の振替対応など入学志願者の受験機会を確保するとともに、安心して受験に臨めるよう、試験実施における本学の感染防止対策について受験票に同封して通知を行うなどの策を講じ、試験実施体制を整えた。以上のように、本学は、入学試験における COVID-19 感染防止への対応・対策を講じ、入学試験の公正性を確保している。

受験に際して配慮を必要とする入学志願者に対しては、事前に相談を受け付ける旨を入学試験要項（資料 5-3）において周知している。さらに、受験予定の学部の入試実施委員、事務局学生部とも情報を共有し、希望する場合は面談を行い、入学後のサポート体制についても説明を行っている。

また、健康状況に不安を抱える入学志願者および障がいのある入学志願者に対して、「受験上の特別措置申請制度」を設けている。具体的には「障がい（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱その他）により特別措置を希望する場合」「病気や負傷により特別措置を希望する場合」と区分し、書類による申請を依頼し、申請書類受理後は、受験学部の入学試験実施委員長および入試広報部において対応を協議・決定し、入学試験運営委員長（学長）に報告するものとし、別室受験や試験会場内での座席配置の配慮など、不利益が生じないよう適切に対応している。

なお、授業料その他の納付金については、大学案内（資料 5-2）に記載するとともに、本学のホームページ（資料 5-8 [ウェブ]）で公開している。また、奨学金などの経済的支援に関する情報については、大学案内とホームページに明示している。

以上のことから、本学では、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・編入学定員に対する編入学生数比率【学士】
- ・収容定員に対する在籍学生数比率【学士】
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

入学定員および収容定員については、各学部・学科において、地域・社会・時代のニーズを勘案し、各学部・学科の教育の質・環境を適正に確保するため、九州・沖縄・山口エリアの受験者の動向を見極めつつ、過去の志願状況や入学状況等に基づき、「入学試験運営委員会」（資料 2-17）および各学部の教授会（資料 4-13）の審議を経て理事会にて決定している。平成 29（2017）年度には栄養科学部にフード・マネジメント学科（定員 100 名）を新設したことにより、大学全体の入学定員が 100 名増加、また、令和元（2019）年度から同学科に編入学定員 10 名を設定している。

なお、入学定員、編入学定員、収容定員は、大学学則（資料 1-1）第 2 章第 5 条並びに大学院学則（資料 1-2）第 2 章第 4 条に定めており、ホームページにて公表している。

入学者と在籍学生数の管理については、入学試験実施委員会における予備査定、「入学試験運営委員会」、教授会（資料 4-13）、役職者会議において、過去の入試状況や他大学の動向等に基づいた慎重な査定を通じ、管理を行っている。

入学定員充足率については、大学全体では過去 5 年間一度も入学定員を下回ることなく適正に管理している（表 5-1 参照）。

収容定員充足率については、大学全体および各学部・学科において、いずれも過去 5 年

間一度も収容定員を下回ることなく、適正な在籍学生数の管理を行っている（表 5-1～5 参照）。流通科学部については、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度までの入学定員充足率平均が 1.3 と高かったが、令和 2（2020）年度は、学校推薦型選抜での指定校制依頼人数の縮小や一般選抜における合格者数の抑制を行い 1.16 まで改善し、適正な定員管理に努めている。

編入学定員充足率については、栄養科学部フード・マネジメント学科が完成年度を迎えておらず認知度が充分でないこともあり、充足率が 2 割に留まっている（表 5-3 参照）。その他の学部についても充足率は満たしていないが、これは編入学後の学習レベルを適正に維持するため、学力試験による厳正な選抜によって入学者を管理していることを原因とする。今後、レベルを維持したうえで編入学定員充足率を適正に満たすためには、編入学学生募集の強化により志願者数を安定的に確保する必要がある。学外に向けては、編入学試験募集要項を本学ホームページで公開する他、大学編入の実績がある専門学校への学生募集活動を行うなど、編入学試験に関して広く告知している。その結果、特に併設の短期大学部キャリア開発学科においては、流通科学部への編入学も視野に入れて入学した男子学生が増加傾向にあるため、今後も継続して編入学定員の充足率改善に努めていく。

大学院においては、過去 5 年間の平均入学定員充足率および平均収容定員充足率について、いずれも未充足である。今後はより定員充足率を満たすため、各研究科の入試説明会開催の学内外への告知強化に加え、大学院案内パンフレットを本学のホームページに掲載するなど、各研究科の教育・研究の内容を広く公開することで志願者および入学者を安定的に確保し、適正な在籍学生数の管理に努める（表 5-6～9 参照）。

表 5-1 (定員充足率／大学全体)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.17	1.18	1.19	1.19	1.15	1.18
収容定員充足率	1.12	1.13	1.15	1.16	1.14	1.14
編入学定員充足率	0.68	0.60	0.76	0.60	0.50	0.63

表 5-2 (定員充足率／栄養科学部 栄養科学科)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.08	1.07	1.10	1.09	1.05	1.08
収容定員充足率	1.06	1.06	1.07	1.08	1.05	1.06
編入学定員充足率	0.95	0.90	1.15	0.90	0.65	0.91

表 5-3 (定員充足率／栄養科学部 フード・マネジメント学科)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	—	1.26	1.28	1.22	1.17	1.23
収容定員充足率	—	1.26	1.27	1.22	1.18	1.23
編入学定員充足率	—	—	—	0.20	0.20	0.20

表 5-4 (定員充足率／教育学部 児童幼児教育学科)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.09	1.16	1.14	1.14	1.22	1.15
収容定員充足率	1.09	1.11	1.12	1.12	1.15	1.12
編入学定員充足率	0.50	0.10	0.70	0.50	0.50	0.46

表 5-5 (定員充足率／流通科学部 流通科学科)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.34	1.27	1.28	1.31	1.16	1.27
収容定員充足率	1.19	1.20	1.22	1.25	1.21	1.21
編入学定員充足率	0.50	0.55	0.40	0.55	0.50	0.50

表 5-6 (定員充足率／栄養科学研究科 博士前期課程)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.17	1.33	0.50	0.83	1.00	0.97
収容定員充足率	0.83	1.33	1.00	0.75	0.92	0.97

表 5-7 (定員充足率／栄養科学研究科 博士後期課程)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	0.67	0.00	0.00	0.67	0.67	0.40
収容定員充足率	0.33	0.33	0.22	0.33	0.44	0.33

表 5-8 (定員充足率／教育学研究科 修士課程)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	0.60	0.00	1.20	0.40	0.80	0.60
収容定員充足率	0.60	0.50	0.60	0.80	0.70	0.64

表 5-9 (定員充足率／流通科学研究科 修士課程)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	0.80	0.80	0.80	0.90	0.70	0.80
収容定員充足率	0.70	0.70	0.80	0.85	0.80	0.77

以上のことから、本学では、適正な入学定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正な管理に努めている。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・学科の入学者選抜に関しては、全学組織である「入学試験運営委員会」（学長が委員長、各学部・学科の責任者（学部長、学科主任）ほか全体 21 名で構成／短期大学部と合同組織）（資料 2-17）において、定期的に学生募集および選抜のあり方について検証を行っている。

また、その検証結果について、各学部の教授会（資料 4-13）等において報告し、妥当性について審議を行っている。それに付随して、各学部・学科においては、学校推薦型選抜における、調査書の評価方法、面接の内容および評価基準方法等の公正性・妥当性についても定期的に検討している。

なお、入試制度別の募集人員については、各学部・学科や事務局各部局と連携し、入学直後のプレースメントテストや入試種別ごとの GPA の追跡調査等により、定期的に検討を行っている。特に指定校推薦校については、出身学生の成績を追跡調査し、毎年繰り返し検討を重ね、推薦依頼校を選定している。以上のように総合的に入試結果や学生の修学状況を検証し、募集人員や新入試の改善・向上へとつなげている。

これらの検討を経て近年では、令和 2（2020）年度入試に元来の一般選抜に加え、全学部日程選抜（一般選抜 B 方式）を導入したことで、受験機会の拡充提供に寄与している。また、同年度には流通科学部に、併設高校から大学への円滑な接続を一貫して行うプログラム「総合型選抜（育成型）」を導入した。さらに、令和 3（2021）年度入試からは流通科学部に「グローバル人材育成選抜」を採用し、入学後に海外協定校への留学を支援し、世界で活躍できる人材の育成を強化することとしている。なお、令和 4（2022）年度入試から栄養科学部フード・マネジメント学科において、高校時における食に関わる探究活動等を評価する「総合型選抜（食の課題探究型）」を導入する予定である。

大学院については、大学院パンフレットを制作し学内外に周知、かつ入試説明会の案内をホームページにて行い、学外からの参加を呼びかけている。学内においても指導教員を中心に学内進学者の確保に努めている。また毎年度末に入試広報部から過去 5 年間の入試状況表を提示し、各研究科委員会（資料 4-18）において選抜方法等について検証を行い、

次年度の学生募集要項に反映している。

以上のことから、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っている判断できる。

5.2. 長所・特色

本学の学生募集活動は、学長のリーダーシップのもと、コンパクトな大学規模の長所を活かし、併設の短期大学部との合同により、迅速、かつ横断的な視点に基づき展開している。

特に、令和 3（2021）年度入学試験から、全ての入学試験において入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することが義務付けされたことに伴い、本学においてはその対応策を検討するために、大学・併設短期大学各学科から教員 1 名を選出し、平成 29（2017）年に入試改革検討ワーキンググループを設置した。入試改革検討ワーキンググループにおいては、制度改革の概要や本学の入学試験の現状把握、各メンバーをパイプ役とした各学部・学科へのヒアリング結果の共有、大学・短期大学部の同系統での比較など、全学的な視点で行った。また、入試改革検討ワーキンググループの実務運営を入試広報部が担い、高校へのヒアリング結果の提示を行うなど、教職協働の体制が構築された。これにより、文部科学省が示す実施の 2 年前公表を遵守し、平成 30（2018）年 5 月の高等学校等教員対象入試説明会において概要や変更点を提示し、参加者アンケートでは「大変参考になった・参考になった」の回答が 99.2%（全参加者数 265 名、内アンケート回答者数 257 名）と高い評価を受けている。以上のような入試広報部の取組みは、常に文部科学省の入学試験実施大綱に沿った実施に努め、高校教員との信頼の構築につながっている。

また、令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染拡大に伴う緊急事態宣言発出を受け、例年 4 月中旬から行っている高校訪問を延期し、高等学校や塾など約 700 校に、大学・短期大学部の入試ガイド（長所・特色-1）（資料 5-9）の発送を行い、出願促進を図った。

受験者に対しては、入試広報部の広報担当者を中心に、例年 8 月に開催している来場型のオープンキャンパスを WEB 動画配信によるオンラインに切り替え、学生や教員の協力を得ながら、模擬授業や入試体験談、就職状況など、様々なプログラムの動画撮影から編集までを自作で行い、オープンキャンパスを 6 月から 7 月までの間に全 6 回、本学受験生応援サイト上で LIVE 配信を行った（資料 5-10）。また、配信プログラムは、本学公式 YouTube にも随時アップし、本学志願者の情報獲得の機会を広げる工夫をしている。

さらに、平成 29（2017）年度に開設した栄養科学部フード・マネジメント学科においては、入試広報部が中心となり、学内のスチューデントジョブ（SJ）制度（資料 5-11）を活用した学生広報チームを立ち上げ、SNS による当学科の魅力発信や、アドバイザーとして各種説明会に参加するなど、学生目線の広報を展開している。

このように、時代の変化やニーズに迅速に対応すべく、学生も含めた全学的な協力のもと、学生募集を展開している。

5.3. 問題点

18歳人口が減少する中、平成29（2017）年度入学試験から栄養科学部フード・マネジメント学科の入学試験を実施して以降、特別入試を除く4年間の総志願者数は横ばいと踏み止まっている。一方、実志願者数は11.4%減（併願受験含む）となり、特に、志願者の内、約7割を占める地元福岡エリアにおいては、平成29（2017）年度入学試験から258名減少している。

令和2（2020）年度入学試験から、一般選抜において全学部日程を導入するなど、受験機会の拡充提供に寄与しているが、今後は、実志願者数をいかに維持・増加していくかを、「中村学園2030年ビジョン」（資料1-17）の達成に向けた1つの目標値として定め、全学的な課題として共有する必要がある。

令和3（2021）年度入試から実施した流通科学部のグローバル人材育成選抜においては、COVID-19感染拡大の影響を大きく受け、十分な広報活動が展開出来なかったことや、留学希望者の減少が要因となり、募集人員5名に対して7名の志願に留まった。本選抜を経て入学後は、成績条件を満たした学生に対し、流通科学部海外留学スカラーシップ奨学金制度により海外協定校への派遣留学を支援するため、COVID-19終息後は積極的な広報の展開が必須となっている。

大学院では、近年5年間の志願者数および入学者数が減少し、ほとんどの研究科で入学定員を満たすことができておらず、特に、令和元（2019）年度から開設した教育学研究科修士課程（社会人1年制）においては開設以降、志願者が出ていない。また、中村学園大学卒業生を対象に平成28（2016）年度から給付型の中村学園大学大学院奨学金制度（資料5-12）を設け、経済的な負担軽減への取組みを行っているものの、内部進学率の維持・向上にはつながっていない状況である。特に流通科学研究科修士課程の学生のほとんどが中国人であり、日本人の学生確保が課題である。

令和2（2020）年度から、COVID-19感染拡大により学生募集活動は一変したが、今後はMicrosoft TeamsやZoomなどのWEB会議ツールをさらに有効活用し、社会の状況に応じたハイブリット型で迅速な募集活動を推進していく。

5.4. 全体のまとめ

本学では、自ら掲げる理念・目的の実現のために、各学部・学科のアドミッション・ポリシーを適切に定め、広く公表するとともにその方針に従い学生の受け入れを公正に行っている。さらに、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するため、九州、山口を中心とした年3～4回の高校訪問によるヒアリングで高校現場の実情も踏まえながら、全学組織である「入学試験運営委員会」（資料2-17）を定期的に開催し、入学者選抜の在り方について点検・検証を行っている。

また、第8次中期総合計画（資料1-18）に掲げている、新学習指導要領に対応した令和7（2025）年度入学試験に向け、新たな個別試験制度の確立と円滑な実施を目指し、入学者選抜実施体制をより一層強化し、公正かつ適切な学生受け入れの実施に努めていく。

さらに、本学を含む近隣大学と福岡県を中心とした高等学校所属の教職員で構成する「高大接続教育研究会」の事務を本学が担っていることから、大学入学者選抜において、多面的・総合的な評価を軸とした一体的な改革に向けても積極的に参画し、高校現場や他大学など横断的な視野を持ち、公正かつ妥当な実施方法について継続的な検証と充実により高校教育と大学教育の更なる伸長を図っていく。

また、令和 3（2021）年 3 月には「高大接続探究学習ワークショップ」を開催した。今回は、食に関心を持つ高校生を対象に、栄養科学部フード・マネジメント学科の教員と学生が演習形式で学びのフォローアップを行った（資料 5-13）。今後は、他学部・他学科でも展開するなど、本学の知見を活かし、高校生が大学の学びとつながる機会を創出しながら学生募集の拡充を図っていく。

COVID-19 感染防止への対応・対策として、本学では、文部科学省からの COVID-19 に対応した試験実施のガイドラインに従い、罹患者等に対する受験の振替対応など入学志願者の受験機会を確保するとともに、本学の COVID-19 感染防止対策について、受験票に同封して通知を行うなどの策を講じ、試験実施に対しては万全の体制を整えた。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）に『教員・教員組織』の項目を掲げ、建学の精神を理解し教育研究活動を実践できる教員組織を編制すると定めている。この方針を前提として、大学として必要な資質を「求める教員像」および「教員組織編成方針」（資料 6-1）を明示し、教員選考時には候補者がそれらと合致するか否か確認することとしている。

具体的には、「求める教員像」として、本学の建学の精神を十分に理解する者、教員としての職務と責任を自覚する者、熱意と愛情をもって学生の成長を促す教育・指導・支援を行う者、研究成果を学生教育に還元し社会および地域に貢献する者、新しい発想をもって多様な価値観を受容しつつ柔軟に対応する者など、単なる知識や研究内容を教授する能力だけでなく、建学の精神に沿った人間教育を施せるかという点を重要視している。

教員組織の編成については、大学設置基準や教育職員免許法、栄養士法等関連法令に基づくとともに、各学部・学科・研究科の教育方針と 3 つのポリシーを実現するために必要な教員を適切に配置することとしている。また、各学科における教育研究活動を継続的に実施すべく、職位・年齢・性別・学問分野等のバランスを考慮した教員採用計画を立案している。さらに、新規教員の任用の際には、広く一般に公募することを前提とし、透明性・適切性を担保しつつ、公正・公平に選考を行っている。教員組織編成はホームページを通じ職位別教員数、年齢構成、ST 比等学内外へ公表している。

教員組織の編制方針について、例えば栄養科学部栄養科学科では、解剖生理部門、疾病・栄養・生化学部門、一般教養・英語・教職部門、食品・食品衛生部門、調理・応用栄養・栄養教育部門、臨床栄養・公衆衛生・公衆栄養部門の 6 部門に分け、学科の理念・目的を達成するために教員の授業内容、教育と研究の専門性を一致させ、教員配置の適正化を図っている。特に栄養士法施行規則第 11 条の管理栄養士養成施設の指定の基準を遵守した教員組織を編制している。各部門の教員数には違いがあるものの、教授・准教授・講師・助教・助手が配属され部門長を配置している。部門長は、各部門が担当する教科目について担当者を決定し助手の配当を行う。また、この部門とは別にプロジェクト研究班があり、優れた研究業績を有するそれぞれの教員が連携して共同研究が行われている。さらに、「中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程」（資料 6-2）、「中村学園大学教員選考に係る資格基準内規」（資料 6-3）、「中村学園大学（含む短期大学部）教員資格

審査専門委員選出に関する審議会申し合わせ」（資料 6-4）、「人事選考手続きについて（審議会申し合わせ）」（資料 6-5）に規定された全学的な基準に加え、教育内容に即した必要要件を柱とした教員組織の編制に向けて教員の任用を実施している。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に則した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授または准教授）の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

本学における大学全体および学部・研究科ごとの専任教員数は、いずれも大学設置基準・大学院設置基準を満たしており、また、栄養士・管理栄養士養成や教員・保育士養成といった専門職養成課程においては、関係法令に則り、専門性を有する教員を配置している。

例えば、栄養科学部栄養科学科が求める教員像は、上記に加え、「専門分野において 5 年以上の優れた教育・研究業績があり、学生教育に十分な熱意と能力がある者である。」を定めており、本学科では、文部科学省および厚生労働省の教育基本法、栄養士法、管理栄養士養成施設への規則および規程等に基づき、理念・目的に適合する教員像を定め、教員組織の編制および教員増を行っている。

教員採用においては、公募を前提とし、各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に沿った専門教育分野を実施できるよう、かつ、教育上主要と認められる授業科目については専任教員を配置することを念頭に、専門分野の学位や教育経験を優先して採用を行うことで、教育目的に即した教員配置を行うとともに、教育システム・教育内容を滞りなく継承するべく、年齢構成を考慮した職位（教授、准教授、講師、助教）での公募も心掛けている。年齢構成については、採用時の年齢に配慮することで、バランスが取れたものになるよう努めている。

外国人教員は3名に留まっており、女性教員率も約37%と男女比も同比率とはいえないが、私学教育ならびに大学院教育の観点から、専門分野の学位や教育研究経験を優先した教員組織を編制する必要がある、単純に外国人教員や女性教員を増やすことを目標とすることは困難である。一方、実学を重んじる本学において、実務家教員は積極的に採用・配置しており、本学の教員として必要な教育研究能力を有しているかは、応募書類（履歴書・教育研究業績書・主要業績のコピー）および面接選考時のヒアリングにより確認している。つまり、本学の教育課程を実施し、教育および研究双方の成果を上げ好循環を生むために必要かつ十分な教員を配置しているといえる（大学基礎データ（表5））。

研究科担当教員については「中村学園大学大学院教員選考規程」（資料 6-6）や「中村学園大学大学院教員資格審査基準内規」（資料 6-7）において明文化し、適正に配置している。教員の授業担当負担への適切な配慮については、「中村学園大学(含む短期大学部)授業担当基準に関する内規」（資料 4-17）において、職位、役職別に過度な負担とならないように配慮を行っている。

なお、本学の教育目標の達成と全学的FD推進を図ることを目的に、教養、情報、教職に関する教育センターを併設短期大学と合同で組織し、教養教育を運営している。教養教育センターは一般教育セクション・体育セクション・外国語教育セクションに所属する助教以上の教員の中から学長が委嘱して組織している。教養教育センター長は、教養教育等の授業科目の編成と実施を審議する併設短期大学と合同の教養教育委員会の長を務める（教養教育委員会細則第1条）（資料 4-12）。教養教育科目の新設や変更といった教養教育科目の編成については、各学科会議にて内容を精査し、併設の短期大学と合同の教養教育委員会で確認され、同じく併設短期大学と合同開催される教務委員会（資料 2-6）に諮られたのち、審議会（資料 2-1）を経て教授会（資料 4-13）で承認される。本学の教員だけでなく、併設短期大学の教員にも意見が求められる仕組みとなっており、質保証の観点から高いレベルを維持できるものとなっている。

以上のことから、本学では、教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学における教員の募集・採用・昇格に関する基準および手続きは、「中村学園大学(含む短期大学部)教員任用規程」（資料 6-2）、「中村学園大学教員選考に係る資格基準内規」（資料 6-3）等により規定されており、全学部・学科共通の規程等に従って教員の募集・任用（採用・昇格）を行っている。

【募集・任用】

- ①教員の募集・任用については、学部長が教員任用願を上申し、審議会にて審議する。その後、大学全体の教員採用計画を立案し、常任理事会にて審議を行い最終決定する。
- ②各学部において、採用分野ごとに選考委員（10～11 名）および資格審査委員（7 名）を選出し、分野別に具体的な公募内容について審議を行う。
- ③広く優秀な人材を確保するために、公募制を原則とし、本学ホームページへの掲載に加え、研究者人材データベース（JREC-IN）を活用している。
- ④公募締切り後、資格審査委員会にて応募者の適格性について予備審査を行い、選考委員会にて応募者を絞り込む。
- ⑤教育研究上の能力を審査するため、模擬授業（プレゼンテーション）および面接を実施し、選考委員会にて最終任用候補者を決定し、審議会へ諮問・審議する。
- ⑥審議会（資料 2-1）承認後、理事長による最終面接を経て、理事長決裁により採用者を決定する。ただし、教授職については、理事会の承認を得る。
- ⑦令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染拡大防止の観点から、プレゼンテーションおよび面接選考当日、体調不良の場合は別日実施を認める旨事前に説明した上で、当日は学内入口にて検温の上、選考を実施している。

【昇格】

- ①昇格については、理事長と学長の間で、各学部の職階別の人員配置等を考慮し、次年度昇格枠を協議する。
- ②学長は、決定した昇格枠について学部長へ通知し、各学部長は通知を受理次第、昇格枠ごとに選考委員会（10～11 名）および資格審査委員会（7 名）を設置し、それぞれの委員を選出する。
- ③昇格希望者は、申請書等各種書類を提出し、資格審査委員会において適格性について審査し、結果を選考委員会へ答申する。
- ④選考委員会は、昇格候補者を決定し、審議会へ諮問する。
- ⑤審議会（資料 2-1）承認結果について、教授職への昇格の場合は理事会、それ以外の職階への昇格の場合は理事長が承認し決定する。

例えば栄養科学部栄養科学科においては、定年退職する教員の補充の際に、現在の教員組織の年齢分布や職位の分布などを考慮して募集を行っている。専任教員の任用については「中村学園大学(含む短期大学部)教員任用規程」に基づき、採用（配置換による転入を含む。）および昇格を決定している。任用には、担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者であって、卒業後 5 年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者、または特殊な分野について教育上の能力があると認められることが求められる。教授・准教授・講師については専門分野において 5 年以上の優れた教育・研究業績がある者で、大学における実務経験が求められる。募集は本学ホームページ、講師以上は JREC-IN Portal にも掲載している。昇格においては、実務の実績とともに研究論文や学会発表の量と質も評価の対象としている。教員の授業内容と教育・研究歴の専門性を一致させ、教員配置の適正化を図っている。

以上のことから、本学では、教員の募集・採用・昇任等は、規定に沿って適切に行っていると判断できる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動・研究活動・社会活動等の評価とその結果の活用

本学においては、FD 活動そのものが「建学の精神」に則った大学運営の核と捉え、教育力向上と教育方法の改善に重点を置いた FD 活動に取り組んでいる。FD 基本方針に沿った推進活動計画を年度ごとに策定し、FD の全学的な推進の施策と提言を行う FD センター（資料 2-3）を配置し、組織的な FD 活動を展開している。

本学における FD の目標は、以下のとおりであり、ホームページに公開している。

- ・全学 FD と学部・学科等で実施する FD の連携を図り、全学的 FD を実施する。
- ・FD を、教員・職員・学生を含め大学全体として取り組む。
- ・ホームページを通じて、FD 活動情報の一元化および共有化を図り、学外に発信する。
- ・FD 推進計画を策定し、計画の円滑な実施と目的の着実な達成に努める。

本学における FD の組織としては、審議会（資料 2-1）、FD センターおよび各学部・学科・研究科・各教育センターがある。学長・学部長・研究科長等で構成される審議会が全体的な FD の基本方針や基本計画を担い、FD センターが FD の基本方針や基本計画をもとに、全学的な FD の実施を担う。各学部・学科・研究科・各教育センターは、FD センターが進める FD に協力するとともに、組織ごとの FD を企画・実施している。

FD センターは年度ごとの FD 推進活動計画に基づき、全学の FD 活動として以下の推進を行っている。

- (1) 公開授業（授業参観）の実施（資料 4-27）
- (2) 教育ワークショップの開催（資料 4-29）
- (3) 授業についてのアンケートの実施・活用の検討（資料 2-20 [ウェブ]）
- (4) 各部局における FD の推進と共有

また、その具体化計画として以下の 7 点を掲げ公開している。

- (1) 3 つのポリシーを踏まえた教育課程・教育目標・教育内容の検証
- (2) ノートパソコン[N-note]の活用による ICT 教育の拡充やルーブリック評価の導入など、教育方法の改善・学習成果の可視化
- (3) 教育システム改革 2014（FD2014）遂行状況の点検・評価
- (4) 新任教員ティーチングサポートプログラム（資料 6-8）の遂行
- (5) FD 活動への学生参画
- (6) 英語教育システムの確立などグローバル教育の推進
- (7) 高大接続・連携教育の推進

公開授業（授業参観）は、教員相互による標準的客観的視点における分析を行い、授業内容や教育方法の改善を図ることを目的として実施している。経験豊富な教科担当者が積極的に授業を公開するとともに、参観者がさまざまな教授法に触れて自身を振り返ることで、教員相互の授業内容の改善や教育力の向上を図っている。

授業についてのアンケートは、学生自身の学修の振り返りや学生視点の授業改善を図るため、全学的なFD活動の一環として学期ごとに実施している。2015年度の「授業アンケート」からWEBシステムを運用し、履修学生はパソコンやスマートフォンから回答することができる。WEBシステムは、授業担当教員がアンケートの感想や自由記述に対するコメントを登録することが可能であり、学生と教員のアンケート結果の相互共有を通じて学生の意見を活かした授業改善に取り組んでいる。

令和2（2020）年度より開始した新任教員ティーチングサポートプログラムは、新任教員および実務家教員が大学教員に求められる教育能力を身に付けることにより、本学の教育の質保証に資することを目的としており、各学科のFDセンター委員が適宜進捗を確認し、支援を行っている。また、令和2（2020）年度はルーブリック評価を全学的に推進するために、FDセンター構成員の中から任命されたワーキンググループメンバーによる検討を進め、令和3（2021）年度のシラバスには、各授業担当者が授業ルーブリックと課題ルーブリックについて入力する項目が追加された（資料4-1[ウェブ]）。

各学部・研究科は、毎年度「FD実施計画書」を作成し、FD活動に取り組んでいる。また、その結果は「FD実施報告書」として作成し、これらは毎年見直しを行うとともにホームページにも公開してしている（資料2-11[ウェブ]）。

なお、栄養科学研究科においては、①中間発表会、②大学院特別講演会、③アジア栄養科学ワークショップ、④博士後期課程セミナーを毎年開催している。中間発表会は、博士前期課程および後期課程の2年生が、前学期中に特別研究の進捗状況を発表するもので、学生に研究成果の発表の場を提供するだけでなく、研究指導教員および副研究指導教員にとっても研究指導法を評価される場となっている。

教員の教育活動の評価とその結果の活用については、授業についてのアンケート結果および学生によるベストティーチャー投票結果に基づき、毎年、各学部より1名、併設の短期大学と合わせて計4名をベストティーチャー（資料4-28）として表彰している。公開授業（授業参観）ではベストティーチャー賞受賞者および新任教員の授業科目の参観を推奨しており、各教員がさまざまな教授法に触れて自身を振り返ることで、教員相互の授業水準や教育力の向上を図っている。

研究活動においては、毎年各教員が一年間の研究教育業績（資料6-9）を作成し、教育および研究の自己点検・評価を行うとともに、学部毎にまとめた業績集は「教員総合評価制度」（資料6-10）における参考資料として活用している。また、毎年の研究教育業績集を公表することで教員の研究教育意欲の向上に努めている。

さらに社会活動については、本学における教育研究の進展と地域社会や産業界等との連携を推進する役割を担う「社会連携推進センター」（資料6-11）が、運営委員会において年度末に社会連携活動状況を取りまとめており、学部・学科かつ教員ごとに地域連携や産学官の社会活動状況を把握している。

このように、教員の教育活動のみならず研究活動や社会活動等について、状況把握に努めるとともに、毎年度実施する「教員総合評価制度」において、これらの活動を評価するとともに、その結果を人事評価に活用している。

また、令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染拡大防止のために遠隔授業を導入・実施したが、前学期途中に「WEB 授業についてのアンケート」（資料 6-12）を実施し、遠隔授業の良かった点や学生の改善要望などを把握し、その後の授業の改善につなげた。アンケート結果は、各学科の遠隔授業に関する実施方針等としてまとめ、後学期開始前に学生へ改めて周知している。また、学内の FD に関する集合型研修として毎年開催している教育ワークショップ（資料 4-29）を令和 2（2020）年度は、オンデマンド形式でテーマを「教育の質保証に貢献する WEB 授業について」と題して開催し、各学科から遠隔授業の実践報告および外部講師を招いた特別講演「テーマ：学生が学び続ける遠隔授業のデザイン」等を行い、遠隔授業の改善に取り組み、教育の質保証に努めている。

教育学部では、卒業生との情報共有をおこなう「児童教育燦倫会」（資料 4-26）において、総会や研修会の開催を通して、大学教育の質向上に取り組んでいる。

以上のことから、本学では、FD センターのもとでファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上を図り、かつ教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における授業科目の教員配置等は、各学部・研究科の計画に基づき適正に行われている。また、教員選考委員会において、教員組織の適切性について全学的に確認する必要があることから、平成 30（2018）年度より教務部部長（事務職員）を構成員に加えた。

また、本学は、全専任教員に対し、毎年度末に「教員総合評価制度」（資料 6-10）を実施しており、教育業績、研究業績、社会貢献、大学運営の 4 区分について、個人の活動成果を決められたルールにより点数化し、コメントとともに学部長へ提出している。この結果は、学長、学部長、事務局長にも報告され、人事評価の基礎資料としても活用される。

さらに、この結果については、改善や更なる向上につなげるべく、評価者（学部長・学科主任）によるフィードバックを行うとともに、より適切な教員評価となるよう、点検・評価結果に基づいた改善・向上に努めている。

以上のことから、本学では、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

6.2. 長所・特色

専任教員の募集および採用と昇格手続は、「中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程」（資料 6-2）および「中村学園大学教員選考に係る資格基準内規」（資料 6-3）等に則り、厳格かつ公正に行っている。雇用形態については、教授および准教授については任期を付すことなく採用時より無期雇用とする一方、外部から講師として採用する場合は、2 年間の有期雇用としつつ、着任 2 年後の審査にて適格とされた場合は、引き続き雇用され、無期雇用となる。助教の場合は、内部昇格時と同様の任期雇用となる。これらにより、継続性の観点から安定した教育研究の実施と、質の担保の両立を図っている（資料 6-13）。

6.3. 問題点

本学全体としての求める教員像や教員組織編成方針は示されているが、教育課程に即した教育研究活動を展開するための学科・研究科ごとの「求める教員像」や「教員組織編成方針」の策定には至っていない。第 2 期認証評価結果において、「今後は各学部・研究科での策定・明示・共有を期待する」旨のコメントがあったが、令和 4 年度教員選考（採用）が始まる令和 3 年度上半期を目途に、各学科・研究科の教員組織編成方針等を定める予定である。その際、本学全体の目標達成に資する教員であることを前提としたものにする必要がある。

6.4. 全体のまとめ

本学の理念・目的に基づき、各学部・研究科の教育目標の達成、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの実現を担う教員を求めており、各学部・研究科においては、教員組織を適切に編成し、組織を運営するための役割分担や各学位課程の目的に即した教員配置を適切に行っている。

教員の募集・採用・昇格等については、各学部・研究科の目的に応じた教員を採用し、専門性を十分に鑑みた上で公正かつ適切に行っている。

教員の資質向上については、「FD センター」（資料 2-3）による FD 活動の組織的な実施として、公開授業などの全学的な取り組みや教員の教育活動、研究活動、社会活動等を併設短期大学とともに協力しながら実施している。

教員の評価については、「教員総合評価制度」（資料 6-10）に従い、教員の教育・研究・社会活動・学内運営について毎年、自己点検・評価を行い、教員の教育力・資質の向上が図られている。

さらに、教育・研究力の高い水準を維持・向上させるためには、FD 活動を推進し、次世代の質の高い学生の育成をスローガンとし、教員の資質向上に努めていく。

COVID-19 感染防止への対応・対策として毎年開催している学内の FD に関する集合型研

修である教育ワークショップを令和 2（2020）年度は、オンデマンドにより実施し、教育の資質向上に努めた。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、「建学の精神」および「中村学園大学 理念に沿った目的実現ための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）に掲げる理念・目的に基づき、学部・学科ごとに3つのポリシー（資料 1-3～10 [ウェブ]）を定め、すべての学生が高い学修意欲を持ち続け充実した学びを得るため、次の「修学支援」「生活支援」「進路支援」の3項目の方針を定め学生の支援を行っている。

(1) 修学支援の方針

- ・指導主任制度（資料 4-16）を置き、学生一人ひとりの学修状況を把握するとともに、適切な助言・指導を行う。
- ・学生が自ら主体的に修学を進めることができるよう、環境の整備に努める。
- ・留年・休学・退学等の状況を常に把握し、早期面談など具体的な対応策を実施する。
- ・障がいのある学生に修学支援制度を設けるなど、多様な学生に対応した修学支援を行う。

(2) 生活支援の方針

- ・学生一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で、安全・安心な学生生活を送るために必要な基盤を整備する。
- ・指導主任制度を活用し、学修面のみならず学生生活全般に渡って適切な支援を行う。
- ・学生の人間的成長・学生生活の充実のため、サークルやボランティアといった課外活動参加を促す。
- ・学生が経済的に安心して学業を続けられるよう、奨学金等の学内外各種制度を通じた支援を行う。

(3) 進路支援の方針

- ・学生一人ひとりの能力・適性・希望に適した、キャリア形成・進路選択を実現するために必要な基盤を整備する。
- ・学生が早期に将来の展望を抱くことができるよう、キャリア形成支援を行う。
- ・学生が職業観・勤労観を形成できるよう、就職ガイダンスやセミナーを開催し、就職支援を体系的に行う。
- ・各種資格取得支援講座を開設し、学生のキャリア形成・進路選択を支援するプログラムを提供する。

以上の方針は、ホームページに明示し、広く社会に公表している（資料 1-19 [ウェブ]）

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する本学としての方針を明示していると判断できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者および休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・ 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学には、学生支援の教学組織として、教務部・学生部・連携推進部があり、この 3 部局は「学生支援センター」と称しワンフロアに統合することで、円滑な連携を図る体制を整えている。3 部局には各会議体「教務委員会（資料 2-6）、学生委員会（資料 7-1）、国際交流委員会（資料 7-2）、就職委員会（資料 7-3）」があり、構成員には各学部・学科の代表教員および併設短期大学の各学科代表教員、事務局から職員が出席し、教職協働の支援体制をとっている。

[修学支援]

本学では、学生の能力に応じた補習教育・補充教育として、入学時にプレイスメントテストを実施し、その結果を個別面談や授業のクラス分けに活用している。また、併設の中学・高等学校の教諭経験者により構成する「ラーニングサポートセンター」（資料 7-4 [ウェブ]）にて、高校から大学への学びの接続に不安や問題を抱える学生の学びを支援している。具体的には、4 教科（英語、国語、数学、理科）の学習支援や、学内講座・WEB 講座の開講をととした基礎学力のフォローアップを行っている。

外国人留学生に対する学習支援としては、前述の「ラーニングサポートセンター」在籍の国語教員による日本語の勉強会や交流会、日本語能力試験対策等を行っている。また、外国人留学生が主に在籍している学科（流通科学科）においては、留学生必修科目（留学生のための日本語Ⅰ、Ⅱ）を配置する他、日本語での論文作成やプレゼンテーション能力を養うため、日本語教育の資格を有した教員による特別授業が週に 1 回開講されている。また、外国人留学生を対象とした外国人留学生奨励金や授業料減免の制度があり、学業に専念できるよう支援している（資料 7-5～6）。流通科学部開設以降、流通科学科に在籍した留学生は 220 名で、全学生の 1.5%を占めている。

令和元（2019）年度に UNIPA を導入し、学生の時間割、成績、授業出欠状況等を教職員は逐次確認することができるようになった。このシステムを活用して指導主任（クラス担任やゼミ教員）（資料 4-16）および事務局は、成績不振学生の状況把握と適時指導を行うことができるとともに、権限付与された教職員間で指導内容を共有することができる。また、各学期の前半時期に全教科を対象とした出欠状況調査を行い、多欠席者を抽出し学科にて指導を行っている。GPA 下位者については、保護者を対象にした警告文書の送付や、後援会地区連絡会における現状報告などにより、保護者と一体となったサポートも行っている。令和 2（2020）年度は COVID-19 の影響により、遠隔授業については課題提出をもつての出欠状況確認となり、各学期の前半時期の調査ができなかったことから、代替措置として前学期終了後の成績不振者に対し、指導主任による面談を実施した。留年者については、後学期成績評価確定後、教務委員会、教授会（資料 4-13）において進級判定および卒業判定を行い、教授会や学科会議等において情報共有している。

その他、正課外教育のひとつとして、姉妹法人である「中村調理製菓専門学校」の夜間コース受講を推奨しており、これによって卒業と同時に調理師免許が取得できる。メリットとして、本学学生は一般学生より一部免除された授業料で受講できるだけでなく、本学の授業と内容的・時間的な重複がないよう配慮するとともに、本学から現地まで毎回スクールバスを運行し、通学しやすい環境を整えている。さらに、栄養科学部フード・マネジメント学科の学生には、夜間コース卒業後 25 万円の支援金を大学が給付している（資料 7-7）。

[生活支援]

学生生活を支援する取組みとして、障がいのある学生や心身の健康および安全に配慮を

要する修学支援については、平成 30（2018）年に「中村学園大学・中村学園大学短期大学部 障がいのある学生の修学支援に関する基本方針」（資料 7-8）を制定し、学生からの「修学に関する配慮申請」に基づき支援している。学生相談室や保健室、該当学科教員と申請学生の状況、配慮内容について十分な確認・検討を行い、授業中の離席（トイレ等）や座席位置の配慮、資料配布や板書による伝達など、学科内にとどまらず当該学生が関係する教職員に情報提供を行いながら、全学を挙げて支援している（資料 7-9）。

退学や休学を検討している学生に対しては、指導主任と学生部で連携しながら状況把握に努めており、休学を希望する理由・状況を細かくヒアリングし、然るべき制度の紹介や必要に応じ保護者と面談を行うなど学生に寄り添う対応を心がけている。当該学生の最終的な状況については、教授会や学科会議等において情報を共有している。なお、会議で情報共有された後も、前述の UNIPA において在籍状況は常時把握でき、権限が付与された教職員については面談した記録を確認できるようになっている。

奨学金その他の経済的支援として、日本学生支援機構奨学金や学内でのアルバイト（スチューデントジョブ[SJ]）（資料 5-11）の案内や説明会を、UNIPA を通じて積極的に行っている。

スチューデントジョブ[SJ]とは、学生の志向・能力・感性などを活かし、本学の学生が中心となって学内の仕事を行うことで、単なるアルバイトではなく、就業体験に基づく人材育成を目的とし、またワークスタディとしての奨学金として位置付けられている。メリットとしては「授業の空き時間を有効に利用できる」「学生が主体となって運営するため、キャリアの形成・社会人としてのマナーや常識を身に付けることができる」などがある。

九州豪雨や COVID-19 感染拡大により家計急変の学生に対しては、本学独自の特別給付金の範囲を拡大し、授業料の半額相当を給付するなどの経済的支援を行っており、令和 2（2020）年度は述べ 259 名に給付した。また、3 世代に渡って本学園で学んだ家族がいる場合は「子女奨学金」として年額 24 万円を当該在学生に支給している。さらに、一般入試合格者のうち、成績優秀者には特待生として授業料および維持充実費の免除も行っている。なお、学生への授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、ホームページ「学生生活」で行われ、緊急性を要する支援については、ホームページ「Topics」や UNIPA で周知を図っている（資料 7-10～11）。

本学において、学生生活を通し、社会人になるうえで身につけておいて欲しい「マナー」についての重要性を理解し、主体的に実践することを目的として、「学園マナー」を「Nakamura Style」として小冊子にまとめ、配布している（資料 7-12）。

COVID-19 の影響でアルバイト収入が激減し、経済的に困窮している学生への食の支援として、教職員からの寄付や同窓会・フードバンク等と協力し、定期的に食糧の配布を行った。また、「1 日 1 食でもバランスのとれた食事をし、心身ともに健康で勉学に専念できるよう」に定食（一汁三菜ランチ）が喫食できる食券を全学生に 1 人当たり 20 食分配布した。さらに、令和 2（2020）年 11 月から令和 3（2021）年 3 月末まで一汁三菜ランチの無

償提供により、学生が栄養バランスに優れた食事をとれるよう対応し、平日は一日あたり800～1,000食ほどを無償提供している。

学生の相談に応じる体制の整備としては、学生相談室および保健室を設置しており、学生部と連携しながら学生の支援を行っている。また、COVID-19 感染拡大防止のため入構を制限された学生へのケアとして、カウンセラーを増員し電話やメールなどでも対応できるよう体制を整えている（資料 7-13）。

ハラスメント防止の体制として、ハラスメント防止対策委員会とハラスメント相談員を整備している。ハラスメント防止におけるガイドラインが学生に開示され、ハラスメント相談員についても公表しており、いつでも相談および調査依頼ができる体制としている。また、当該学科の相談員以外にも相談できる体制を整えている（資料 7-14）。教職員へのハラスメント研修会も定期的開催し、ハラスメント防止についての啓発を行っている。学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮としては、保健室と学生相談室を隣接させ、室内で往来できる構造とし、互いに連携しながら学生の心身の健康等に対する支援体制を整えている。

〔進路支援〕

学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備は、本学における在学生への進路指導および進路支援体制として、就職支援に関する事項を審議する就職委員会と、実際に支援を行う連携推進部（進路支援部局）とが、連携しながら教職協働で行っている。就職担当者のデスクには学生面談用のサイドデスクを設置し、一対一で面談ができる環境を整えている。また、連携推進部に常駐するキャリアカウンセラーを利用する際には、パソコンやスマートフォンから UNIPA 上で予約を行い、キャリアカウンセラーとの面談の際は、プライバシーに配慮した個別ブースで受けられるよう環境を整えている。

キャリア教育の実施については、進路に関する支援（正課外）として、大学1年次、2年次では、学年ごと学部・学科間の垣根を越えた合同就職セミナーを行っており、主に自己理解を深めるための支援を重点的に行っている。また、現在の自分を客観的に知るため1年次に性格適性検査を実施し、主観的な自己分析に加え、客観的に自分らしさを明らかにする機会を提供している。3年次以降は2種3系統（一般職系、専門職系（栄養士系・幼保教員系））に分け、各系統別担当職員が行う就職説明会を実施している。説明会では、就職活動の現状、就職意識の向上、コミュニケーションスキルの向上、基礎学力の向上等につながるプログラムを実施している。特に学生の就業意識を醸成する取組みに注力しており、例えば、卒業生を学内に招いた卒業生交流会や就職活動を終えた先輩による内定者体験談など、実際に就職活動を経験した生の声に接する機会を設けている。

一般職系においては、令和元（2019）年度からインターンシップへの参加学生数を拡大させることを目的に、学内で合同インターンシップ説明会を実施し、企業19社、学生延べ1,299名が参加した。また、企業人事担当者による業界企業研究や集団模擬面接などを実施し、内容の充実を図っている。学生合同企業説明会は、参加企業への学生の内定者が5

割以上とマッチング率が高く、参加した企業と学生の双方にとって有効な関係を構築することができている。

就職支援に関しては、卒業後もあらゆる環境に対応でき、社会人として「自立」させることを目指し、入学当初のオリエンテーションから連携推進部が中心となってガイダンスや各種説明会を繰り返し行うとともに、授業でもキャリア教育を実践している。

1 年次や 2 年次では学年ごとのセミナーを行い、3 年次以降は系統別の支援体制に変更し、実際に就職活動を行う際には、徹底した個別支援を行うことによって成果を出している。また、本学のもう一つの特色である就職委員会を中心とする教職協働によるキャリア教育と就職支援によって、学生の就職活動および就職先の満足度向上につながっている。

以上の理由から、本学の就職支援は効果的に機能していると考えている。

大学院博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供については、栄養科学研究科博士後期課程において、「機能栄養科学」「健康・病態栄養科学」「食品科学」の 3 学系における有識者を講師に招き、博士後期課程セミナーを開催している。

COVID-19 感染症対策として、オンライン支援と対面支援を適時に活用したハイブリット型の進路支援を行っている。学生全員の学籍番号に紐づけ Microsoft Teams のアカウントを配布しており、緊急事態宣言下においても、Microsoft Teams を利用したチャットでの相談、オンライン進路相談、履歴書添削、模擬面接を行ってきた。さらに、キャリアセミナーにおいてもオンラインで就職セミナーを発信している。

例えば、学生支援の会議体である就職委員会は、各学科および連携推進部から各 1 名の委員で構成されている。この委員会は、就職指導に関する事項、企業の調査・研究および開拓に関する事項、就職のための学内選考に関する事項、その他委員会が必要と認める事項を審議する目的で、月 1 回定期的に開催されている。

また、学生支援の事務組織である連携推進部は、学生の就職案内、進路希望登録、相談および就職支援に関する事項を担当する事務部局で、就職進路に関わる説明会やセミナーの計画・策定・実施に重要な役割を果たしている。担当する職員は、専任職員 5 名、非常勤職員 1 名、常勤キャリアカウンセラー 2 名の全 8 名でキャリア・就職支援体制を整えている。

【その他の支援】

本学では、海外留学・国際交流・語学学習に関心を持つ学生のために、授業の空き時間や昼休みに、ネイティブスピーカーと会話ができる「語学カフェ（昼休みに複数人で会話）」「ぐろーばる広場（空き時間にじっくり言語や文化を学ぶ）」「One-On-One（ネイティブスピーカーと 1 対 1 で会話する）」といった正課外教育を実施している。さらに、実際に渡航を検討している学生には、「トビタテ！留学 JAPAN」の申請の紹介や私費留学のサポートにとどまらず、流通科学部の学生を対象とする「スカラーシップ制度」や、語学の修得のみならず学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動を留学中に実施する「N-HAL プログラム」（流通科学部以外の学生を対象とする）、栄養科学部フード・マネジメント学科の学生を対象としたハワイ大学カピオラニ・コミュニ

ティ・カレッジにおいては 1 年間の留学によって 2 つの学位を取得する「ダブルディグリープログラム」といった長期派遣プログラムを設けている。その他にも、台湾や韓国・グアム等への短期派遣プログラムなど、本学独自の留学制度を複数設けており、各制度では費用補助負担も行っている（資料 7-15）。学生の海外留学への支援として、奨学金の支給だけではなく、外郭団体の留学支援制度への挑戦も促進している。特に「トビタテ！留学 JAPAN」においては、第 12 期までに 7 名の派遣生を輩出している。中でも平成 29（2017）年にアメリカのデラウェア大学付属語学学校に留学した栄養科学科の学生は、文部科学省で開催された「留学成果報告会」において、九州ブロック代表として留学の成果についての発表を行い、最優秀賞に選ばれ、文部科学大臣より表彰状を授与された。また、留学を希望する学生には、海外留学経験のある学生部職員が申請前からヒアリングを行い、申請書の作成について相談を受け、所属学部の国際交流委員や指導主任による面接練習を行うなど、教職員が一丸となって支援を行っている。留学した後も、毎月留学の状況を報告させ、関係教職員からアドバイスをを行うなど、学生と程よい距離を保ちながら、無事に留学の目的が果たせるよう支援している。

令和 2（2020）年度は COVID-19 感染拡大により海外留学や研修を実施することが出来なかったが、将来海外で活躍する人材を養成すべく、本学主催の海外留学制度の派遣学生には、制度によって内容は異なるが、留学先の授業料や海外での生活費を奨学金として支給しており、より多くの学生が海外留学できるよう支援している。また、本学主催の海外研修を経験し、長期留学へと発展させた学生には、学生の保護者からなる後援会から、海外留学の奨励費を受給できる制度を整えている（資料 7-16）。

現在、COVID-19 感染拡大により対面での会話学習を制限せざるを得ない状況であるが、学生はオンラインでネイティブスピーカーとの会話学習を継続している。こうした ICT を用いてオンラインで海外の教育機関と交流しながら、ともに学ぶ協働学習（COIL：Collaborative Online International Learning）も令和 2（2020）年度から併設短期大学とともに実施し、コロナ禍でも国際交流が継続できるよう工夫をしている。

本学では、上述のように、学生支援（修学支援・生活支援・進路支援等）における COVID-19 感染防止への対応・対策を講じ、学生の安定した学生生活を確保している。

正課外活動は、文化系・体育系合わせて 44 の学生のサークル（同好会含む）があり、そのほかにも学友自治会・学園祭実行委員会が組織されている。活動等を積極的に支援するため学友会館を設置し、各サークルに対し部室を提供している。また、キャンパス内のグラウンドだけでは十分な正課外活動が実施できないと判断し、平成 22（2010）年にキャンパスから徒歩 10 分程度の場所に「田島グラウンド」（資料 7-17）を設置し、ラクロス・サッカー・軟式野球・弓道等が使用している。令和元（2019）年 9 月時点で文科系サークルが 23、体育系サークルが 22 あり、合計で 1,501 名が参加している。また、令和 2（2020）年度からは Microsoft Teams を用いてサークル幹部学生と学生部とのチームを作成し、情報交換や連絡を行うなど ICT を活用したサークル支援を行っている。また、ボランティアについては、学内掲示だけでなく UNIPA を通じて積極的に発信し、学生の参加を促している。

以上のことから、本学では、学生支援に関する大学としての方針に基づき、支援体制を整備し、学生支援を適切に行っていると判断できる。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教学組織として、「教務委員会」（資料 2-6）・「学生委員会」（資料 7-1）・「国際交流委員会」（資料 7-2）・「就職委員会」（資料 7-3）を置き、毎月開催する各委員会において PDCA サイクル等を適切に機能させることによって学生支援の質の改善・向上を図っている。

また、全学生を対象に毎年行っている「学生生活実態調査」（資料 2-13）を通じて、学生の意見や要望をもとに学生支援の現状を点検するサイクルを実施している。「学生生活実態調査」の集計結果は全学に展開され、教職員全員で共有し、各学部・学科・事務局にて評価を行い、改善がなされている。これらの調査結果はホームページで公表し、改善点に関しては、全学生にフィードバックを行っている。

毎月定例開催している教務委員会においては、修学支援に関して教育課程および卒業進級判定について討議され、特に教育課程については「FD センター」（資料 2-3）と連携して定期的に点検・評価を行い、改善・向上を図っている。

同じく毎月定例開催している学生委員会においては、学生支援に関する問題点の共有や解決に向けた討議が行われている。また、年に 2 回学生相談室運営委員会（資料 7-18）を開催し、学生相談室の利用状況に加え、相談室を利用する学生の傾向について把握し、学生支援の充実や改善を図っている。

学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮としては、保健室と学生相談室を隣接し、室内で往来できる構造とし、互いに連携しながら心身の健康に対する支援を行っている。また、令和 2（2020）年度からは医療技術職員を 2 名体制とし、学生の保健衛生および安全体制を強化している。令和 2（2020）年 11 月からはそれまで独立していた学生相談室を学生部の直下に置き、指示命令系統を明らかにするとともに、学生部と保健室、学生相談室が一体となって学生支援が行えるよう組織の見直しを行った。

国際交流委員会においては、学内の留学制度への派遣学生の選考や、語学カフェなどの異文化交流イベントの実施検討など、グローバル化に向けた活動を行っている（資料 7-15）。

就職支援では、毎年各学科の就職委員と担当事務局が協議を重ね、各学科の特色に基づいた教育との連携を図りながら、新たな就職支援企画を検討している。また、毎月定例の就職委員会においては、各学科で生じた課題や全学的な懸念事項について協議し、改善や向上に向けた取組みを推進している。

第7次中期総合計画（資料 1-16）においては、就職支援内容の見直しによる、学生の就職満足度 85%以上達成を目標に掲げ、就職・進路決定者に対して就職活動および就職先に対する満足度調査を実施し、学生のニーズに応える改善に努めている。

以上のことから、本学は学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると判断できる。

7.2. 長所・特色

本学は、学生一人ひとりに寄り添った支援や併設短期大学と連携した各種委員会の構成、UNIPA を活用した学生サービスの提供など多様な学生支援に必要な体制を整備している。

修学支援では、学生の学習を支援する目的で開設された「ラーニングサポートセンター」（資料 7-4 [ウェブ]）により、十分な補習教育・補充教育を行っている。当該センターは入学前教育で実施される講座も担当しており、学生の入学前段階から学習の状況を把握することで、入学後の支援をより円滑に実施している。

学生の自主的な学習を促進するための支援として、「ラーニングサポートセンター」における学習に不安がある学生への個別指導やグループ指導に加え、学内 3 か所に「ラーニングスペース」を設置している。「ラーニングスペース」にはホワイトボードや無線 LAN 対応の液晶プロジェクターを設置しており、授業外での自主的な学習を行うのに適した環境を提供している。

障がいのある学生についての支援は、学生からの「修学支援に関する配慮申請」に基づき、学生相談室、保健室、生活支援を担当する学生部、学修支援を担当する教務部および学生の担当教員である指導主任（資料 4-16）が協力し、教職協働で全学を挙げた支援体制となっている。

学生生活支援では、クラスごとに指導主任制度を配置しており、指導主任教員と学生部職員の教職協働で学生サポートに取り組んでいる。

「学生相談室運営委員会」（資料 7-18）は学生委員会の構成員も兼ねていることから、全ての学生の状況が把握できるようになっており、全学的な学生支援を行うことができる。「学生生活実態調査」（資料 2-13）は回答率が例年 80%を超えており、信頼できるデータとなっている。また、同調査には自由記述も含まれており、学生の意見を直接捉えることができる。

令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染拡大による学生の現状を把握するため、緊急調査を行い、緊急対策本部会議や教職員朝礼などで全教職員に調査結果を共有し、各学部・学科・事務局において対応策を講じるなど、迅速な対応が出来ている。

進路支援の中でも、特に就職支援では、きめ細やかな就職相談体制に加え、企業人事担当者による学内企業説明会、業界企業研究、集団模擬面接を行っている。その他、実際に企業等に就職した卒業生を招いて在学生との交流会を行っている。

令和 2（2020）年度は COVID-19 感染拡大の影響により、対面からオンラインに切替え、

連携推進部職員（進路支援担当者）との対談を配信するなど、就職活動を行う前から、社会人と接点を多く持つことによって就業意欲を醸成させることができている。

また、UNIPA を活用することにより、求人票の確認、キャリアカウンセラーの予約、学内企業説明会の参加申込などをパソコンやスマートフォンから瞬時に情報を取得することができ、主体的に行動し自ら情報を得ることができる学生が育つ環境を整えている。

連携推進部が外部委託機関と共同で運営する「就職支援講座」（資料 7-19）では、就職活動および就職後に直接活かせる資格に絞り、事前オリエンテーションの実施や講座中も担当講師との状況共有を行い、満足度の高い講座を実施している。

7.3. 問題点

修学支援については、「ラーニングサポートセンター」（資料 7-4 [ウェブ]）や「ラーニングスペース」の設置により、自主的な学習を進めることができる環境を整えている一方で、「学生生活実態調査」（資料 2-13）によると、個々の学生の学習時間については学生によって差があることが見受けられる。学習時間が十分でない学生については、当該施設の利用等により主体的な学習を行うよう促す必要がある。

学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学者等）の対応については、UNIPA の導入により、学生の出席状況や成績状況について即時把握できるようになったことは利点である。一方で留年や退学となる要因が多様化しているため、過去の留年・退学状況を分析し、学習の継続に困難を抱える学生の早期発見に努めると同時に、その要因に応じた具体的な支援を行うことで、留年や退学を未然に防ぐ対策を検討する必要がある。

令和元（2019）年度の事務組織改編により、それまでの学生部（学生支援、国際交流・社会連携支援、就職支援）と教務部（教務支援、実習支援、研究支援）の一部が統合され、そこに現在の連携推進部（就職支援、実習支援、研究・社会連携支援）が加わり 3 部体制となった。これにより、学外実習やインターンシップのキャリア教育から就職進路支援まで一貫して支援できる体制が整った。今後、更なる情報共有や教職協働によるプログラムの構築など、一体的に取り組む必要がある。

学生相談では、就職に関する事案が増加傾向にある。就労にあたって何らかの障がいを抱える学生の十分な配慮を要する事例もあるため、進路支援担当部局が指導主任（資料 4-16）や学生相談室とも連携を取りながら対応しているが、当該学生の課題を組織として共有しながら対策を検討するとともに、外部の就労支援機関と円滑に連携することが今後の課題である。

また進路支援では COVID-19 に対応して学生自身がオンライン支援と対面支援を選択できるよう体制を整えたが、一方就職支援セミナーはオンライン受講に限られたため、今後どのように学生の理解度をはかるかが課題である。

7.4. 全体のまとめ

本学は、全ての学生が高い学修意欲を持ち続け安定した学生生活を送るとともに、能力や適性に応じたキャリア形成と進路選択が実現できるよう、個々の学生に応じた支援に努

めている。

今後、障がいのある学生や心身の健康や安全に配慮を要する学生など支援の多様化が予想されるが、学生が抱える不安や悩みに寄り添い、学びの機会が損なわれないよう不断の努力を続けていく。COVID-19 感染拡大のような不測の事態における学生支援についても、教職員が一体となり、迅速かつ組織的；な意思決定を行う体制を整えている。

上述のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って学生が安定した学生生活を送るうえで必要となる修学支援、生活支援および進路支援を適切に行っている。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

令和元（2019）年度に策定した「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）に「教育研究等環境」の項目を掲げ、教育研究活動が適切な環境で行われるよう、教育研究等環境の整備に関して方針を定めている。また、この方針はホームページに公開しており（資料 1-19 [ウェブ]）、その概要は以下に示す通りである。

<教育研究活動支援>

教育研究活動の質向上および活性化を図るため、研究環境の維持・整備、外部資金獲得支援、その他必要な教育研究支援体制の充実に努める。

<メディアセンター（図書館）の整備>

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の体系的な収集・蓄積・提供に努め、学術情報基盤としてのメディアセンター（図書館）の機能強化、学術情報サービスの充実に努める。また、学習および教育研究の多様なニーズに応えるため、利用者に配慮した利用環境の整備に努める（資料 8-1）。

<ICT 環境の整備>

安全性・利便性・信頼性に配慮した学内ネットワークおよびメディアセンター（情報システム）等、本学の教育研究に適した ICT 環境を整備するとともに、その活用を促進する。

<施設・設備の整備>

教育研究活動を推進するため、本学の中期総合計画に基づき、校地・校舎・施設および設備の維持管理、安全性の確保、利便性の向上、防災およびバリアフリー等への対応、学生の自学自習を促すラーニングスペースの整備等、その他効果的な環境整備に努める（資料 8-2）。また、校舎および施設・設備の維持管理、そして安全性および衛生面の管理について計画的に取り組む（資料 8-3 [ウェブ]）。

<研究倫理>

研究活動における不正行為および研究費不正使用の防止の取組みとして、「研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程」（資料 8-4）に基づきコンプライアンスや研究倫理に関する研修機会を設けるとともに学内監査を適切に実施する。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設・設備等の整備および管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器・備品等の整備
- ・ 施設・設備等の維持および管理、安全および衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員および学生の情報倫理確立に関する取組み

教育研究等環境は、「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-19 [ウェブ]）に沿って、以下のように整備している。

本学における必要な校地および校舎は、大学設置基準の「校地の基準面積 30,800.0 m²」に対して 67,980.0 m²（併設短期大学との共用を含む）を確保できている。また、大学基準協会の「校舎の基準面積 18,147.6 m²」に対して 46,182.8 m²（併設短期大学との共用を含む）を確保できている。

校地内の運動場は狭隘で課外活動に難点があったが、平成 21（2009）年に徒歩 10 分程の場所に 21,537 m²（併設短期大学との共用を含む）の「田島グラウンド」（資料 7-17）を設置した。ここではサッカー兼ラグロス場・軟式野球場・弓道場を整備し、グラウンド周辺には約 500m のランニングコースを設け、また集中豪雨対策としてグラウンドに 1,000 m³ の雨水を貯水できる機能を持たせている。体育施設に関しては、1,140 m² のメインフロアとサブフロアを整備した体育館の他、第 2 体育館には、柔道場・剣道場、多様な目的に使用できる多目的フロア等の施設を備えている。

本学は、施設・設備等の維持および管理、安全および衛生の確保について、耐震性能を有していない校舎の建替えを進めており、キャンパス内の校舎等の耐震化率は 93% である。また、衛生の確保については、トイレ等の衛生設備の改修・補修を適宜行っている。各講義室のプロジェクターをレーザータイプ型へ更新し、学生に対してより鮮明な資料の提示ができるように順次更新している。1 号館、4 号館の照明器具の LED 化を完了し、省エネ活動にも取り組んでいる。今後は他の施設の LED 器具の更新を予定している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、学内 3 か所（中央本館 2 階・4 号館 2 階・7 号館 1 階）にラーニングスペースを設置している。ラーニングスペースには、プロジェクター・ホワイトボード・可動式の机・椅子等の什器を設置し、学生が自由に使用できるようにしている。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備は、学内各所のバリアフリー化（校舎 6 か所に車椅子対応出入口設置）に伴い、スロープおよび車イス専用駐車場を設置（資料 8-2）している。

ネットワーク環境については、情報処理に関する基本的な知識と技術を養うためのリテ

ラシー教育と、各専門分野におけるスペシャリストを養成するうえで必要な実践的教育を行うため、メディアセンターを中心に、総合情報ネットワークを整備し、教育研究用コンピュータシステムの整備に取り組んでいる。

学内 LAN は平成 29（2017）年度に更新し、第 4 次総合情報ネットワークとして整備した。学内 LAN には、学内のパソコン演習室、研究室および図書館等に設置されている全てのパソコンが端末として接続されており、インターネット接続などのネットワークサービスが利用出来る。インターネット接続は、通信速度が最大 1Gbps を含む 3 つの回線により運用を行っている。

Wi-Fi 環境は、学生食堂「食育館」、メディアセンター（図書館）、学友会館などをはじめ、学内のほとんどの場所で利用できるように、学生の持ち込みスマートフォンおよびノートパソコンでの利用環境を提供している。

教育用のパソコン演習室およびパソコン台数は以下のように整備している。なお、表 8-1 に示すパソコン台数はそれぞれの設置場所の合計を示している。

表 8-1 教育用パソコン演習室およびパソコン台数

設置場所	演習室数	パソコン台数
メディアセンター （情報システム）	3	220
2 号館	1	11
4 号館	3	173
東 2 号館	2	122

原則として学生の授業以外のオープン利用については、いずれのパソコン演習室においても利用可能としている。

教育用パソコンは、原則 6 年で更新しており、平成 30（2018）年度に 4 号館と東 2 号館の情報処理演習室 5 教室の 295 台について、旧システムから新システムに更新した。このシステムは、ネットワークブート方式により一元管理しており、メディアセンター（情報システム）に設置されたサーバからデスクトップイメージが配信される。また、各教室の教材提示装置を共通化するなど利用者に対して高いユーザビリティを提供している。

メディアセンター（情報システム）のうち、1 教室の 72 台は終日オープン利用としている。他の 2 教室についても授業の空き時間はオープン利用としている。利用時間は、8 時 45 分～17 時（土曜日：8 時 45 分～13 時）であるが、授業期は平日 20 時（土曜日：16 時）まで開館延長を行っている。さらに 7 月、12 月を中心とした混雑期の平日は、22 時（土曜日：18 時）まで開館延長を行っている。開館延長時はスチューデントジョブ（SJ）（資料 5-11）と呼ばれる学生アルバイトスタッフにより、学生のパソコン等の利用相談やプリンター等の機器の運用支援を行っている。

情報リテラシー教育以外の授業やゼミ等の少人数教育においても ICT の活用が一般的になっており、栄養科学部フード・マネジメント学科の設立時（平成 29（2017）年）に同学科の新入生を対象に、在学期間の無償貸与によるノートパソコン[N-note]の必携化を開始した。翌年度（平成 30（2018）年）は流通科学部流通科学科まで対象学科を増やし、令和

元（2019）年度からは全学部の新入生を対象としている。このノートパソコン[N-note]は、卒業時に無償譲渡としている。

ノートパソコン[N-note]の利用は、学内では授業やレポート作成、ゼミ活動等で活用されることを想定しており、Wi-Fi 環境について前述の学内 LAN での整備と併せて、携帯キャリアによる Wi-Fi サービスも展開している。また、自宅で使用する場合もあるため、ノートパソコン[N-note]本体には LTE 回線を内蔵しており、機器単体でのネットワーク環境も確保している。

情報倫理については、教職員は入職時のオリエンテーション、学生は入学時のオリエンテーションにおいて、メディアセンター（情報システム）の職員から「中村学園大学（含む短期大学部）総合情報ネットワーク管理運用内規」（資料 8-5）第 12 条（遵守事項）について説明を受けた後、学内 LAN 利用申請書を提出することになっている。特に教職員は個人情報の取り扱いに注意する必要があるため、平成 25（2013）年度より入職する際に「業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らさないこと、また正当な理由なく第三者に開示、提示しないこと」の事項を含む「誓約書」（資料 8-6）の提出を義務付けている。

COVID-19 感染防止対策として、学内建物各所入口に手指消毒液を設置するとともに、学内各所には、基本的な感染防止対策を徹底するためのポスター等を掲示している。また、学生食堂「食育館」には、全てのテーブルに飛沫感染防止用パーテーションを設置した。なお、昼休み時間帯には、基本的感染防止対策を講じるよう全学アナウンスも実施している。

COVID-19 感染防止対策に関する文部科学省からの事務連絡等については、緊急対策本部会議にて報告するとともに、全教職員へ周知している。

また、学生の学習環境や教員の教育研究環境におけるネットワーク環境や ICT 等機器・備品等の整備に関しては次の通り。ノートパソコン[N-note]は LTE 機能付きであり、令和 2（2020）年度前学期は LTE 通信制限の解除、後学期は LTE 通信制限の上限を拡大している。さらに、上述のノートパソコン[N-note]を貸与されていない学生を対象に、代替となるパソコンの斡旋販売の他、ノートパソコン本体およびポケット Wi-Fi の貸し出しを実施している。また、大学キャンパスへの入構制限時でも円滑に授業が実施できるよう以下の対策を行っている。

- ・UNIPA で配信された講義資料を、コンビニエンスストアでプリントアウトできるサービスの導入
- ・テレビ会議システムを利用した授業支援のため、Microsoft Teams の利用促進や Zoom のライセンス購入の実施
- ・遠隔授業のための講義収録スタジオや、グループ単位でのテレビ会議を円滑に実施するためのビデオカメラやスイッチャーを備えたスペースの開設

以上のことから、本学では、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備していると判断できる。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書・学術雑誌・電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数・開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学における令和元（2019）年度の図書受入数は、2,763 冊、年度末における図書蔵書数は 210,384 冊（和書約 80%、洋書約 20%）、学術雑誌受入数は 258 タイトル（和雑誌 169、外国雑誌 89〈内電子ジャーナル 49〉）である。また、図書・学術雑誌・電子情報等の学術情報 16 タイトルを図書館ホームページにて提供している。図書館資料の構築にあたっては、各学科のシラバスに基づく授業に関連するもの、学生の予習・復習に供するもの、調査研究に使用するもの等を整備するとともに、学生からのリクエストや学生選書ツアーの実施等により利用者のニーズを踏まえながら、各学科系統の理論と実際を統合した教育研究に供する利用性の高い資料の体系的整備に努めている。

平成 2（1990）年 4 月に図書館システムを導入して以来、更新や機種変更等を経て、平成 27（2015）年度から第 5 次図書館システムが稼働しており、学内 LAN を通じ研究室等からの図書発注や文献複写・相互貸借依頼を可能にしている。

学術情報の相互提供のため、NII（国立情報学研究所）との接続を通じ、学外の図書館や研究機関との相互協力によるネットワーク活動を推進している。併せて国立国会図書館（NDL-OPAC 等）、科学技術振興機構（JST-JDream 等）、ジー・サーチ（ProQuest Dialog 等）の検索と文献の取寄せを有料で行っている。また、福岡市総合図書館との相互貸借申し合わせにより、相互の資料活用を図っている。

情報検索設備は、検索コーナーとして 2 階にパソコン 2 台、3 階・4 階に各 1 台を設置している。利用案内は、カウンター窓口でのレファレンスのほか、新入生を対象とした図書館ツアー、館内におけるクラスやゼミ単位での情報検索演習などを行っている。配架等については、就職資料、絵本・紙芝居資料、管理栄養士国家試験受験資料、教職試験資料などの特設コーナーや視聴覚コーナーなどを設け、利用者の関心のある事項やテーマに添ったスペースとなるよう工夫している。また、学生サポーター活動による特設コーナーでは、手作りの POP 広告でおすすめの本を紹介している。

メディアセンター（図書館）ホームページでは、日本語もしくは英語の 2 か国語で検索できる蔵書検索（OPAC）、データベース検索、図書購入リクエスト、文献複写依頼等のメニューを用意している。本学ホームページ上の「マイライブラリ」メニューは、利用者自身の貸出状況の確認や貸出延長がネット上で行えるなどの便利な機能を有し、パソコン・スマートフォンからアクセスが可能となっている。

メディアセンター（図書館）は1号館の2階から4階の3フロアを占有し、面積2736.62㎡、閲覧座席数374席であり、開館時間は、平日は授業開始30分前の8時30分から21時までとしている。また、定期試験時期には22時までの延長開館や休日開館（9時～17時）も行っている。

なお、メディアセンター（図書館）の業務は平成28（2016）年4月から全て外部（丸善雄松堂株式会社）に業務委託しており、メディアセンター長および学術情報部部長のもと7名（全て司書有資格者）のスタッフで運営している。

以上のことから、本学では、メディアセンター（図書館）、学術情報サービスを提供するための体制を整え、適切に機能していると判断できる。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ TA、RA等の教育研究活動を支援する体制

本学では、研究活動の活性化並びに教育改善活動を推進するため、独自のプロジェクト研究制度や教育改革支援制度を設けている。

プロジェクト研究は、①教育への還元、②高度な学術研究を推進、③若手研究者の育成、④基礎学力の向上、⑤地域社会に密着した取組みを目的とし、幾つかの特化した研究に研究費を助成しており、複数の学科や併設の大学に跨る研究も奨励している。プロジェクト研究の成果は研究成果報告書に纏め、研究紀要の刊行と同様に本学ホームページの学術リポジトリに掲載し社会へ公表している（資料8-7）。

教育改革支援制度は、学長裁量経費を活用した教育の質的向上を目指す取組みを支援する制度であり、①教育内容の質的改善、②教育プログラムの導入、③教育環境の充実化、④その他教育改革に資する取組みを対象としている。取組みの成果は、学内FD・SD研修の場において成果を発表することを求めている（資料8-8）。

研究室について、講師以上は全員個室を提供している。助教、助手については、共同で利用できる研究室を提供している。また、研究専念期間として、週1日程度の学外研修日（他大学での非常勤講師など、学外出講を行う場合も含む）を設け、研究活動を支援している。

本学の教育を振興し、中村学園の伸展に寄与することを目的として、本学教職員が一定期間（2か月～12か月）に渡り、外国の教育研究機関にて学術研究または教育事情を調査研究する海外研修制度を制定している。この期間は、授業や学内業務が免除され、給与の

支給も保障されるため、安心して研究に専念することができる（資料 8-9）。また、教育職員は、教育研究上の都合に鑑み、フレックスタイム制を認めている（1 日の就労時間：平日 7 時間 40 分）。

なお、研究活動は、COVID-19 感染防止対策として、文部科学省通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく「緊急事態宣言」を受けた研究活動に係る考え方」（資料 8-10）に基づき、在宅勤務により行う措置を講じた。

本学では「中村学園大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程」（資料 8-11）「中村学園大学大学院リサーチ・アシスタントに関する規程」（資料 8-12）に基づき、大学院生をティーチング・アシスタント（以下、TA）・リサーチ・アシスタント（以下、RA）として採用している。TA は学部の実験・実習・演習等の教育的補助業務に従事させることにより、将来の教員・研究者としての学習機会の提供、並びに大学・大学院教育の充実を図るとともに、これに対する給与の支給により、奨学に資することを目的としている。RA は本学が行う研究プロジェクト等に、優秀な大学院博士後期課程在籍者を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的な推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図っている。

研究費の適切な支給に関しては、本学教員に配賦される基盤研究費（個人研究費）や競争的資金等の運営・管理に加え、研究活動に係る諸手続きに関して、学内ルールや責任体系を明示することで新任者にもわかりやすい「研究不正防止ハンドブック」（資料 8-13）を令和 2（2020）年 4 月に改訂し、研究活動における不正行為防止や研究費の不正使用防止について適切に取り組んでいる。

外部資金獲得のための支援に関しては、文部科学省科学研究費の獲得にあたって、公募概要等説明会や科研費の適正使用に関する説明会を毎年実施するとともに、質の高い研究計画調書作成を支援するために「科学研究費助成事業等外部資金申請アドバイザー制度」（資料 8-14）を制定し、採択実績のある研究者・事務局による事前チェック体制を整備している。

以上のことから、本学では、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員および学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（資料 8-15）および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（資料 8-16 [ウェブ]）（いずれも文部科学大臣決定）に従い、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（資料 8-4）「研究費の適正な管理・運営に関する規程」（資料 8-17）等を定め、研究活動における不正行為や研究費の不正使用等の防止に努めている。また、このほか、研究者等が守るべきルールや本学の取り組み方針等を分かりやすく示した「研究不正防止ハンドブック」（資料 8-13）を整備している。

人を対象とする研究に関しては、「人を対象とする研究に関する倫理審査規程」（資料 8-18）を規定している。一方で、今般の人を対象とする研究に関する審査については、「医学系」の学問領域を問わず、倫理的・科学的観点から研究実施の適否等に関する審査が求められていることから、現在、規程等の見直しを図っている。

動物実験に関しては、平成 30（2018）年 11 月に受審した「公益社団法人日本実験動物学会」（資料 8-19 [ウェブ]）による動物実験に関する外部検証で指摘された「動物実験の実施体制」の見直しを行い、令和 2（2020）年 4 月に「動物実験に関する規程」（資料 8-20）を一部改正した。

遺伝子組換え実験に関しては、「遺伝子組換え実験安全管理規程」（資料 8-21）および「遺伝子組換え実験安全管理細則」（資料 8-22）を制定し、適切に規程等の整備を行っている。

また、本学における研究コンプライアンス教育および研究倫理教育は、全教員（非常勤助手等を除く）および研究に関連する業務に従事している事務職員に対して、平成 27（2015）年度から毎年 9 月に研究倫理研修会を開催するとともに、教員（非常勤助手を含む）および大学院生ならびに研究関連に関する業務に従事する事務職員に対して、令和 2（2020）年度には日本学術振興会が推奨する「eL-CoRE」（資料 8-23 [ウェブ]）の受講を義務付けている。

さらに、本学における公正かつ健全な研究活動のために、研究活動における不正行為に関する申立ての仕組みや研究活動・研究業績の自己点検・自己評価を検討・審議する体制を整備している。また、研究活動における不正行為に関する調査については、「研究活動公正委員会」「研究費適正管理委員会」「調査委員会」を適正に設置し、本学が研究活動において求められる責任体制を強化している。

人を対象とした研究においては、「人を対象とする研究に関する倫理審査規程」に基づき、医の倫理に関する「ヘルシンキ宣言」等に示された倫理規範を踏まえ、社会の理解と信頼を得て、適正な研究等を推進するため、「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」を設置し、倫理的・科学的観点から研究実施の適否・終了後のあり方等に関して審議を行っている。

動物実験においては、「動物実験に関する規程」に基づき、「動物実験委員会」を設置し、動物福祉・動物愛護・環境保全の観点ならびに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、研究実施の適否等に関して審議を行っている。

遺伝子組換え実験においては、「遺伝子組換え実験安全管理規程」に基づき、「遺伝子組換え実験安全委員会」を設置し、安全確保・拡散防止措置の的確性等の観点から研究実

施の適否等に関して審査を行っている。

さらに、上記の学内審査機関においては毎年教育訓練講習会等を開催し、研究に従事する者に対して、研究実施に先立ち教育訓練講習会の受講を義務付けている。また、動物実験や遺伝子組換え実験・微生物等を取扱う実験については、学部学生においても、実験に先立ち教育訓練講習会の受講を義務付けている。

以上のことから、本学では、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等に関する環境整備については、学部・学科全体の教育および研究に関する目標として「中期総合計画」を策定し、この目的達成のために毎年事業報告を作成し、「FD センター」（資料 2-3）（令和 2（2020）年度からは「自己点検・評価委員会」（資料 2-2））で検証し、その内容を審議会（資料 2-1）で確認を行うことで改善・向上につなげている。この結果は学長にも報告され、次期の中期総合計画や事業計画の立案に反映されている。

施設・設備の維持・運用管理については、法人本部財務部（管財担当）が中心となり、適切に整備等を行うとともに、既存施設・設備の維持のために必要な点検およびメンテナンスを定期的に実施している。

ICT 環境については、安全性・利便性・信頼性に配慮した学内ネットワークおよびメディアセンター（情報システム）等、ICT 環境を整備するとともに、パソコンについては定期的にシステムを更新しながら、学修環境の改善・向上に向け点検・評価を行っている。なお、COVID-19 感染防止の対応として、FD センターは遠隔授業に関するアンケートを全学生に実施し、その結果を踏まえ、令和 2（2020）年度の前学期は LTE 通信制限の解除、後学期は LTE 通信制限の上限を拡大し、学生の遠隔授業に対する改善・向上に向けた取り組みを行っている。

メディアセンター（図書館）については、平成 27（2015）年度から第 5 次図書館システムが稼動しており、学内 LAN を通じ研究室等からの図書発注や文献複写・相互貸借依頼を可能にしている。図書・学術雑誌・電子情報等の学術情報に関しては、メディアセンター委員会（資料 3-7）を開催し、学生に配慮した学習利用や利用頻度に応じた電子ジャーナル選定などを定期的に点検・評価し、図書館利用サービスの改善および教育研究等の支援向上につなげている。

本学における教育研究環境等については、公正かつ健全な研究活動のために、研究活動における不正行為に関する申立ての仕組みや研究活動・研究業績の自己点検・自己評価を検討・審議する体制を整備している。研究倫理に関する学内審査機関のうち、動物実験に

については、動物実験委員会が、「動物実験に関する規程」（資料 8-20）に従い、毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関して自己点検・評価を行い、ホームページに情報を公開している。

人を対象とする研究ならびに遺伝子組換え実験に関する定期的な点検・評価については、学内関連規程に則り、研究実施の適否等に関する審査および適正な学内審査機関運営・管理に努めている。動物実験に関しては、平成 30（2018）年 11 月に公益社団法人日本実験動物学会による動物実験に関する外部検証を受審した。外部検証の結果、総合的に動物実験の実施状況は良好と判断された一方で、学内関連規程等において、「文部科学省の研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」と「環境省の実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」との適合性に関して、細部に不適合が散見されるとの指摘を受けた。これにより、動物実験委員会において、実施体制を含め細部の見直しを行い、令和 2（2020）年 4 月に「動物実験に関する規程」の一部改正を行った。また、毎年実施している動物実験委員会による動物実験の実施ならびに実験施設に関する定期的な点検・評価についても、外部検証に沿った内容に変更している。

以上のことから、本学では、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている判断できる。

8.2. 長所・特色

本学では、毎年実施している「学生生活実態調査」（資料 2-13）および「授業アンケート」（資料 2-20 [ウェブ]）の結果を有効に活用しながら、学生の要望に基づき、より快適な教育研究環境を整備している。また、従来、本学における研究コンプライアンス教育および研究倫理教育は事務局主導のもと実施してきたが、令和元（2019）年度から、教職協働で研修会内容の検討および実施することにより、更なる研究者倫理の向上を目指し、研究不正防止に取り組んでいる。

また、毎年開催している研究倫理に関する研修会については、研究委員会において、教職協働で研修会の内容を模索しながら、研究に従事する者に対する研究倫理教育に積極的に取り組んでいる。

なお、学内研究助成制度については、中期総合計画等で定める重点研究課題に対応した研究の促進と、教員の研究に対する士気を高めるために、大幅な制度改革を行い、研究力のさらなる向上を目指す予定である。

8.3. 問題点

本学は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（資料 8-15）および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（資料

8-16 [ウェブ]) (いずれも文部科学大臣決定) に従い、研究活動における不正行為や研究費の不正使用等の防止に関する学内規程等の見直しを行い、責任体制等を整備してきた。今後は、これらの責任体制等を機能させ、定期的な点検・評価を行い、研究活動の不正防止に努めていきたい。

学生に対する研究倫理教育については、実施検討および規程等整備されていない。また、大学院生（修士課程および博士前期・後期課程学生）については、規程等の定めはないものの、指導教員指導の下、慣習的に義務付けて研究倫理教育を実施しているのが現状である。

今後、全学的に対応するためには、学生および大学院生に対して、例えばオリエンテーション等において研究倫理教育の時間を設けるなど、検討し実現する必要がある。

研究倫理に関する学内審査機関について、それぞれ学内規程や独自で定めるルール等に基づき、適切な審査を実施しているが、研究振興に伴い、審査数が増加することにより教員の負担の増加が危惧される。審査要領や審査手順の策定および定期的な点検・評価の体制整備が必要と考えている。

また、安全管理の視点から、昭和 42 (1967) 年に竣工された中央本館のリニューアルと高層化が今後の課題である。

8.4. 全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備に関しては、「理念に沿った目的実現のための方針」(資料 1-19 [ウェブ]) に「教育研究等環境」の項目を掲げ、教育研究活動が適切な環境で行われるよう方針を定めている。本学の校地・校舎はともに併設の短期大学と共用ではあるが、大学設置基準上、必要な面積を上回っており、適切に整備している。また、メディアセンター（情報システム・図書館）および ICT 環境の拡充、学生の自学自習を促すラーニングスペースおよび正課外教育等に必要とする運動場等の施設・設備も整備している。

研究倫理については、その遵守のための措置を講じ、適切な対応をしてきているが、今後はその機能の点検・評価を定期的に行い、改善を図っていく。

COVID-19 感染防止への対応・対策として、文部科学省通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく『緊急事態宣言』を受けた研究活動に係る考え方」(資料 8-10) に基づき、在宅勤務による研究活動を行うこととし、研究室や学内施設を使用する際は衛生環境の整備や感染防止に適切な措置を講じた。

研究の推進に必要な学内研修会の実施においては、コミュニケーションツールを用いたライブ配信や対面講義の場合は 3 密を避け十分な換気を確保できる広さの会場を設定するなど感染防止対策に努めている。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、学則第1条において、教育基本法および学校教育基本法に則るとともに中村学園大学の建学の精神に基づき、理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努め、社会の発展および文化の向上に貢献し得る有意の人材を養成することを目的とし、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを掲げている(資料1-1)。また、「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」(資料1-19 [ウェブ])を定め、社会連携・社会貢献において、地域・自治体・教育機関・産業界・国際社会に対し本学がイノベーション・ハブとなり、課題解決・資源活用・研究交流・学生支援・地域交流を、促進・展開する方針を定めている。

その方針の実現に向け、第7次中期総合計画(資料1-16)においては、中期目標の全体像を「N-PLUS～学園の特色と強みをさらに高める3年」と定め、その基本方針において、本学の特色や強みを活かした差別化の取組みについて、「地域へ貢献するための産学官連携活動の強力な推進」を重点取組項目として明示している。N-PLUSとは“Nakamura-Progressive Latest Unique Strategy”の頭文字をとったもので、既に本学の大きな特色および強みとして広く地域に認識されている「教育の中村」や「食の中村」に加えて、本学に存在する様々な特色や強みを発掘し、育て、最大限に活かしていくことで、厳しい環境下にあっても持続的に発展していく強靱な学園を創り上げていくプロセスを呼称したものである。

第7次中期総合計画では、地域創生の中で求められる大学の役割・機能を明確化させ、地域ニーズに対応したリカレント教育や地域課題の解決を行う教育研究など、地域の様々な主体が集うイノベーション・ハブを目指すことを明示し、以下の3つを重点事業として推進している。

- (1) 地域ニーズに対応したリカレント教育の場としての機能の確立
 - ・社会人向け高度人材育成プログラムの展開
 - ・子育て支援プログラムや発達支援プログラムの展開
- (2) 地域課題の解決を行う教育・研究拠点としての機能を確立
 - ・地域資源を活用した地域の健康課題解決プログラムの展開
 - ・アクティブ・ラーニングを通じた地域コミュニティが抱える課題の解決
- (3) 企業・行政・中村学園大学の三位一体による受託・共同研究の積極的な推進
 - ・研究企画機能の強化
 - ・研究支援体制の強化

なお、N-PLUS および第 7 次中期総合計画については、本学のグループウェアにより学内に
て共有されている。

以上のことから、本学では、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連
携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

**9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組
みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流・国際交流事業への参加

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、学外機関である地域行政や他大
学および産学官（企業や自治体）などと連携体制を構築し、様々な社会連携・社会貢献に
関する取組みを実施するとともに、教育・研究等の成果を適切に社会に還元している。具
体的には以下のとおりである。

〔地域社会との連携〕

教育と研究につぐ社会的使命としてとらえられる地域社会との連携は、本学所在地を管
轄する城南区役所および近隣住民との連携を図るための意見・情報交換の場として、「地
域連携推進協議会」（資料 9-1）を設置している。「地域連携推進協議会」は、地域社会
の課題解決や交流の活性化および発展に寄与することを目的として、自治体や公民館、学
校などとの交流事業にも取り組み、学生も参画した様々な連携・協力事業を推進している。

例えば、学生の地域貢献の場として、福岡市城南区近隣校区の公民館や市民センター・
小学校・保育園・保健所・福祉サービス施設・UR 都市機構（UR）集会所等において、イベ
ント等の連携活動を実施するとともに、意見・情報交換の場として設置された「地域推進
連携協議会」に、本学の学園祭実行委員や学友自治会委員も参加し、城南区長など地域の
ステークホルダーへ情報提供を行っている（資料 9-2）。

また、本学施設・設備を利用した親子で参加可能なイベント（陶芸教室や料理教室など）
開催など本学教員と学生を交えた交流活動（オープンカレッジ）（資料 9-3）や学生が個
人や団体を問わず主体的に企画する地域貢献・交流活動で、学内で選考されたプロジェク
トには、活動資金を助成する制度（N プロジェクト）（資料 9-4）があり、これまでにフー
ドロス为主题としたかるた大会やオペレッタ劇公演など、学生の柔軟な発想で企画され
たプロジェクトが採択されている。さらには、サークルなど学生団体による近隣の公民館
など公共施設等での文化祭や、校区の夏祭りといった地域活動に積極的に参加するなど、
地域とのコミュニティ活動に取り組んでおり、これらは学生の積極的なアクティブ・ラー
ニングの場ともなっている。

本学では地域への食の貢献として、学生食堂「食育館」の開放を行っている。「食育館」

では、「食事バランスガイド」を取り入れた定食（一汁三菜ランチ）をはじめ、1 日の食事の摂取量や栄養バランスおよび「何を」「どれだけ」「どのように組み合わせて」食べたらよいかという「選食」の力を身につけるための情報を日々提供しており、多くの地域住民の方にも活用いただいている（資料 9-5 [ウェブ]）。

[大学間連携]

本学は、近隣および福岡都市圏に位置する大学と連携し、教育・研究活動の質の向上および地域社会の活性化に寄与している。

「西部地区五大学連携」は、平成 18（2006）年に福岡市西部地区に位置する本学をはじめ九州大学、西南学院大学、福岡大学、福岡歯科大学が、教育・研究・地域との交流等について、五大学に関連した情報の共有、連絡協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域への貢献および五大学の発展に寄与することを目的に設立された。五大学連携事業の一つである共同開講科目「博多学」は、五大学の学生が履修可能であり、博物館などへの現地見学と集中講義で構成され、学生にとっては地域に関する歴史や文化等を学び、地域に対する誇りを再認識することにもつながっている（資料 9-6 [ウェブ]）。

「地下鉄七隈線沿線三大学連携」は、福岡市地下鉄七隈線沿線に位置する本学、福岡大学、福岡歯科大学が、教育・研究・地域との交流等について、三大学に関連した情報の共有、連絡、協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域への貢献および三大学の発展に寄与することを目的に、平成 19（2007）年に「地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会」（資料 9-7）が設立され、スタートした。三大学共同での授業「食と栄養と健康」の開講や三大学合同シンポジウムを開催し、教育・地域との交流への連携に寄与している。

[産学官連携]

産学官連携として、平成 30（2018）年に福岡都市圏に位置する 15 大学、福岡市、福岡商工会議所、一般社団法人福岡中小企業経営者協会が構成される「福岡未来創造プラットフォーム」（資料 9-8 [ウェブ]）を設立し、既存の組織・領域・分野の枠を越えて、より一層、連携・交流を促進することにより、老若男女を問わず、地域の多様な人びとの主体的な学びと成長、社会での活躍を促す学習環境の提供・充実を推進している。令和 3（2021）年には、「子どもの貧困を科学する 2020」のテーマで、COVID-19 感染拡大防止のためオンラインにより開催し、地域との交流に積極的に取り組んでいる。

本学は、栄養科学的視点を踏まえた食育による健康都市づくりを推進するために、産学官 39 団体で組織された「福岡食育健康都市づくり地域協議会」（資料 9-9）の事務局を務めている。福岡県では、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病患者が多いという健康課題に加え、県産柿が様々な理由で収穫されずに年間約 6000t も廃棄されている地域課題に対して、未利用柿を活用したメニュー開発や臨床試験、学校給食等への導入による普及活動を実施し、その成果を社会に還元してきた。また、地域農産物の消費促進を目的に、都市部と農村部の人的・物的交流ができる場となるファーマーズマーケットをキャンパスで開催している。地域課題へ目を向けるきっかけにもなるよう運営には学生も参画し、地域活性化の一助となるべく活動を続けている。令和 2（2020）年度は COVID-19 感染拡大防止のため、ファーマーズマーケットに代わるイベントとして「ドライブスルーふく

おか in 中村学園」を COVID-19 や災害の直撃を受けた福岡の「生産地」や「飲食店」、学内外のイベントの中止で活躍の場を失った「学生たち」を応援するために、「食の中村」らしく福岡の「食」をテーマに開催した。

また、福岡市農業協同組合（JA）・福岡県農業協同組合中央会や西日本シティ銀行、UR 都市機構等の連携協定等締結企業、福岡県の自治体（筑前町・福岡市城南区・久山町・うきは市・糸島市・柳川市・那珂川市）および宮崎県との連携協定を締結し活動を行っている。これら産学官組織との連携協議を重ね、本学の研究・教育とのマッチング、地域集客促進等、各学部の専門性を活かした多岐に渡る活動を行っている。特に流通科学研究所は、筑前町との 10 年間の交流の成果として令和 3（2021）年 3 月に「食と健康のまちづくり～協定に基づく筑前町と中村学園の連携～」を刊行した。

さらに健康推進等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として、平成 28（2016）年に福岡県久山町と連携協定を締結した。栄養疫学研究（昭和 60（1985）年から参画）や健康づくりを促進する取組みを展開している。

令和 2（2020）年度は COVID-19 感染拡大により多くのイベントが中止となる中、JA 共催により、検温をはじめ随時の手指消毒、少人数など感染症対策を講じつつ、農業体験や農業関係の方々との交流活動（アグリスクール）（資料 9-10 [ウェブ]）を開催した。

UR 都市機構では、地域住民を対象とした「健康体操プロジェクト」や「オペレッタ音楽劇」などを実施し、高齢者支援をはじめとする諸問題に対応したコミュニティ活動に取り組んでいる。これらの活動は、相互に連携、協力を図り、UR 賃貸住宅およびその周辺地域の活性化を推進し、地域の発展に貢献している。

併せて、本学教員が保有する知識やノウハウ等をもとに、企業等が抱える様々な問題解決の糸口を提供するための相談に応じるホームページ窓口も開設し、研究者情報の提供、さらには「受託研究」や「共同研究」などの契機作りともなっている（資料 9-11）。

〔その他の取組み〕

本学の付置施設である健康増進センターでは、地域住民を対象に、食事や運動など日常の生活習慣が健康保持に及ぼす影響を調査し、その成果を教育や研究に反映させるとともに、地域住民の健康増進に寄与している。併設する栄養クリニックでは、栄養科学部所属の管理栄養士・医師・スポーツ科学専門家が食生活を中心とした生活習慣の改善を目指すことを目的とした料理教室や運動教室を開催している。また、市民を対象として肥満の要因および防止・是正を目的に本学教員が共同研究を行い、その成果を活動に反映している。

発達支援センターでは、「子育て支援」「発達障がい支援」の 2 本の柱を両輪に活動し、子育て支援プログラムや発達支援プログラムを展開している。例えば、子育て支援事業の一環として「いきいき子育て教室」や発達障がい等の子どもに対する「動作法訓練会」、「保育・教育専門講座」など、地域に根差した「学習・教育」型支援を実施している（資料 9-12）。

また、本学は、地域ニーズに対応したリカレント教育の場としての機能を確立し、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施し、教育・研究等の成果を適切に社会に還元している。例えば、大学院博士前期課程および修士課程への進学を希望する社会人を対象として、昼夜開講制を実施している。教育学研究科では、修士課程（社会人 1 年制）を令和元

(2019) 年度から開設している。通常の試験入試の他に社会人特別入試を設けるなど、社会人が学びやすい環境を整備している。

さらに本学では、地域社会へ積極的に研究成果を還元することを目的に、毎年公開講座を開催しており、これまでに46回(年)を数える。本学教員の専門分野と地域に関連した題材を取り上げ、多岐に渡る講演および実技等を展開している。令和2(2020)年度は、COVID-19 感染防止対策として、これまでは講義室や実習室にて対面で実施していた各講座をパソコンやスマートフォンを用いて自宅等で受講できるよう、動画配信によるWEB(オンライン)公開形式で行った(資料9-13)。

地域における国際交流事業として、近隣公民館などで、本学外国人留学生による母国語や文化の紹介など地域住民との交流事業を毎年実施している。令和元(2019)年度末からはCOVID-19 感染拡大防止の観点からイベントは中止されたが、地域からの継続的な実施が望まれている。また、韓国の東元大学校とは平成28(2016)年に国際交流協定を締結し、学生の短期研修による交流を毎年実施している。さらに、サクラサイエンス事業にも参画し、インドネシアの留学生と本学大学院生を中心とした英語による交流の場を設けたことで、インドネシアのレスパティ・インドネシア大学との学術交流協定締結に至った事例もあり、積極的に国際交流に関する取り組みも実施している(資料9-14)。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、「大学の研究と教育の質保証」という観点重視の下、「自己点検・評価委員会」(資料2-2)、「FDセンター」(資料2-3)、「審議会」(資料2-1)等の相互の点検・評価体制により定期的な自己点検・評価を行い、かつ、中村学園監事監査等の客観的評価と情報公開により、教育を軸とした内部質保証の改善と向上に努め、社会連携・社会貢献についても点検・評価を行っている。

また、「中村学園大学 理念に沿った目的実現のための方針」(資料1-19[ウェブ])を定め、社会連携・社会貢献において、地域・自治体・教育機関・産業界・国際社会に対し本学がイノベーション・ハブとなり、課題解決・資源活用・研究交流・学生支援・地域交流を促進、展開する方針を定めている。個別事項についてはより詳細、かつ計画的に定めている。産学官連携においては「福岡未来創造プラットフォーム運営委員会」(資料9-8[ウェブ])、社会連携においては「地域連携推進協議会(城南区)」(資料9-1)や「中村学園大学社会連携推進センター運営委員会」(資料6-11)、大学間連携においては

「西部地区五大学連携懇話会」（資料 9-6 [ウェブ]）や「地下鉄七隈線沿線三大学協議会」（資料 9-7）、国際交流においては「国際交流委員会」（資料 7-2）を開催し、計画と実施および点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。

特に、「中村学園大学社会連携推進センター運営委員会」は、これまで「産学官連携推進センター会議」「地域連携推進センター会議」「公開講座委員会」と分化していた委員会を、令和 2（2020）年度に新たな委員会として統合発足した。当委員会は、地域社会・行政・産業界・他大学等との連携事業、生涯学習・公開講座に関する事項を集約し、より効果的に点検・評価を行い、改善・向上に取り組む体制へと組織改編を行った。このことにより、これまでの体制で構築した多くの事例・開催実績を、さらに具体的な連携事業計画として展開できる体制となっている。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その改善・向上に向けた取組みを行っている判断できる。

9.2. 長所・特色

本学における大学 3 学部（栄養、教育、流通）と、研究領域で関連の深い大学院 3 研究科（栄養科学、教育学、流通科学）および付置施設として薬膳科学研究所（資料 3-1）、健康増進センター（含む栄養クリニック）（資料 3-3）、発達支援センター（資料 3-4）、流通科学研究所（資料 3-2）は、各専門研究領域をより深く追求しつつ、社会連携、社会貢献を行う環境が整っている。

また、大学・大学院のみならず、併設短期大学、中村学園大学を運営する中村学園グループとして、学校法人中村学園（中学・高等学校、幼稚園、事業部）、姉妹法人（保育園、事業所）、同窓会とともに地域に根差した多様な活動を行っており、相互に連携・協力しあう機会も多い。

特に教員の研究分野や研究成果に基づいて様々な業態・団体・地域等の連携活動が数多く実施され、加えて、教員だけでなくゼミ等で学生も参画することで、学生の人格形成や教育実践、実学教育の基本をアクティブ・ラーニングとして学ぶ機会となり、これは本学の建学の精神の根幹にも通じている。

様々な活動において本学独自の取組みもあり、社会貢献の一環である「N プロジェクト」（資料 9-4）においては、学生が主体的に地域交流事業など企画・参画することで、学生の柔軟な発想を有効に生かし提供するよう工夫しており、地域住民からの評価も高い。

さらに、地域における国際交流事業としての外国人留学生による交流事業は、外国人留学生にとっても通常接することが少ない地域の高齢者や子どもたちと触れ合うことにより、コミュニケーション能力を養うことができ、貴重な交流体験ができている。

産学官、地域社会等との連携に関しては、平成 22（2010）年 10 月に西日本シティ銀行との協定を結んだことを皮切りに、令和 2（2020）年 2 月の福岡県那珂川市と包括連携を締結し、現在の協定先は 11 件となり、連携活動は活発に実施されている。

本学は、九州の一大拠点都市ともいえる福岡市に立地していることから、福岡市内およ

び近郊の大学とともに「福岡未来創造プラットフォーム」（資料 9-8 [ウェブ]）「西部地区五大学連携」（資料 9-6 [ウェブ]）「地下鉄七隈線沿線三大学連携事業」（資料 9-7）を通じて、教育・研究成果を広く社会に還元する機会も多い。

令和元（2019）年より事務局において連携推進部が組織されたことにより、「教育・研究・社会貢献」を一元化する体制が整った。また、令和 2（2020）年度からは「社会連携推進推進センター」（資料 6-11）の発足も併せ、地域と本学（教員・学生等）をつなぐ窓口コーディネーターとして地域社会のニーズの把握、地域社会との調整や交渉、教育研究成果の社会への発信といった一連の業務を担うことで、教職協働による PBL（自ら問題を見つけ、その問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法）や共同研究の推進につながりつつある。

9.3. 問題点

本学では、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施し、教育・研究等の成果を広く社会に還元してきたが、その成果やニーズの把握については、今後更なる検証が必要である。ウィズコロナ・アフターコロナといった外部環境にも対応しながら、オンラインコンテンツを活用したリカレント教育の機能の確立、地域課題の解決を担う教育拠点としての機能の確立、産学官連携による受託・共同研究の積極的な推進が求められている。本学の専門性・知的資源を活かし、少子高齢化かつ人生 100 年時代を見据えたリカレント教育機能の構築や健康寿命の延伸に対する社会的要請に配慮し、持続可能な社会・地域に貢献していく産学官連携活動の推進に取り組むことが急務とされる。

9.4. 全体のまとめ

本学では、社会貢献・社会連携の大きな柱となっている「産学官連携」「地域連携」「大学間連携」について、これまでも長年、教育・研究成果を多様な形で、地域に密着し、還元してきた。今後さらに、これらを発展させるため、以下の様なビジョンを挙げ、課題・問題点を洗い出し、達成するための具体的方策を検討している。これは、本学の次期（第 8 次）中期総合計画にも明文化し、達成に向け尽力するとともに、PDCA サイクルを適切に機能させ、より改善・向上を目指す目標となっている。

- ・中村学園 2030 年ビジョン（資料 1-17）

「卒業生が活躍する次世代社会から逆算した学びを提供し、九州一社会有為人材を育む学園になる」

- ・重点取組項目

「持続可能な社会・地域に貢献していく産学官連携活動の推進」

本学は、建学の精神や学則、中期総合計画、理念に沿った目的実現のための方針に基づき、社会連携推進センターと連携推進部が両輪となって、教職協働により社会的な要請に

応えるべく、本学の教育・研究資源を活かした様々な取組みや活動を推進し、積極的に社会のイノベーション・ハブとなるよう教育・研究成果を還元している。また、その適切性について定期的に学内外組織や地域住民から点検・評価を受ける機会を設け、その結果に基づいて改善・向上に努める PDCA サイクルを確立しており、今後も地域社会から本学への連携・協力の要請は益々高まることが予想される。

また、本学の多彩な資源を活かし、なおかつ建学の精神にある「清節・感恩・労作」に重きをおく人格形成、「形は心の現れ」を信条とした励行に裏打ちされた学生のアクティブ・ラーニングなどの取組みは、学生にとって社会貢献を行うために自ら考えた問題解決方法を実践することにより、よりきめ細やかな質の高い「実学教育」を行うことにもつながる。このことは、本学の高い就職率に裏打ちされる企業からの期待の高さとも相まって効果を上げ、学生による PBL やボランティア活動、教員による共同研究などを通じた地域課題の解決に率先して取り組み、社会貢献できる人材を育成することにもなっている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する本学の取組みについては、様々な基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現するための取組みが行なわれていると判断できる。

一方、課題・問題点等で挙げたように、今後の研究・教育環境や社会情勢の劇的な変化においても対処すべく、本学の教育・研究プログラムの見直しに応じたより質の高い産学官連携活動への深化やリカレント教育の推進を喫緊の課題としている。本学の限られた人員で最大限の効果を上げるよう、中・長期計画の中で産学官・地域・中村学園大学間との交流や連携について積極的に取り組み、さらなる充実を図っていく。

また、COVID-19 感染防止への対応・対策として、本学では、地域農産物の消費促進を目的としたファーマーズマーケットをドライブスルー方式にて本学キャンパス内で開催し、学生の参画・地域活性化の一助となるべく活動の継続に努めた。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

10.1. 現状説明

10.1.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、10 年先を見据えた「中村学園 2030 年ビジョン」（資料 1-17）と中期計画として 3 年サイクルで制定している「中期総合計画」について、理事会で承認を得て取組みを進めている。本年度は、第 8 次中期総合計画（資料 1-18）の 1 年目であり、6 つの重点取組項目を掲げている。

大学運営の方針は、職員においては、部長以上で構成される「事務職経営企画会議」（資料 10-1）において明示し、各部局長より部内に共有する仕組みが定着している。中期総合計画の最終年度には、達成状況・点検評価報告書を 9 月時点で点検し、それを踏まえた次期中期総合計画の目標・計画・KPI を 10 月に同会議にて協議を行い、未達成事項等の点検・評価および検証を行っている。

また、制定された「中村学園 2030 年ビジョン」や「第 8 次中期総合計画」は学内のグループウェアに掲載し、常時確認ができるような仕組みを整えている。さらに、各年度の事業報告については、ホームページにおいて学内教職員以外の在学生や保護者などにも広く周知している。

大学運営・財務の方針については、法人本部で策定され専任教職員に周知される。学長の職務は諸規程により定められており、大学の管理・運営や教学事項は、諸規程により学長が権限を有し、その責任を負う。月 2 回の教職員を対象とした理事長および学長の朝礼は、方針共有の機会の一つとなっている。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示し、学内外において広く周知していると判断できる。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備
・学長の選任方法と権限の明示

- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学の役職者の権限と責任は、「学校法人中村学園管理運営規則」（資料 10-2）、および「学校法人中村学園管理者の職務権限に関する規程」（資料 10-3）に規定している。

学長の選考は、「中村学園大学学長選任規程」（資料 10-4）に基づいて行う。学長の資格は規程第 3 条に「本学の建学の精神の具現に熱意を有し、人格高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に識見を有する者でなければならない。」と定めている。前任者の任期満了等に伴い新たに学長を選任する場合は、理事長、学長、学長経験者のうちから 1 名、理事のうちから 1 名、教授のうちから 2 名の計 6 名により組織される「学長候補者選考委員会」を設置し、理事長が委員長となって、厳正な審査により学長候補者の選考を行っている。その後、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の特別議決事項として最終的に理事会の権限において学長の選任を行うこととしている。学長は教学組織の責任者として、大学の校務を掌り、所属の教職員その他を統督し、大学・短期大学部の業務を管理する責任があり、その遂行に必要な権限を有すると定めている。

学部長の選考手続きは、「中村学園大学学部長候補者推薦内規」（資料 10-5）に基づき、当該学部にも所属する教授全員に、当該学部にも所属する准教授・講師から互選され、学長から委嘱された者 2 名を委員として加えた学部長候補者推薦委員会を組織し、委員会において投票により学部長候補者 3 名を選出し、そのうち 1 名を学長が理事会に推薦している。

研究科長に関する選考方法等の取扱いが明文化されてはいないが、審議会（資料 2-1）において研究科長候補者の審議を行い、「学校法人中村学園管理運営規則」（資料 10-2）に基づき、学長が理事長に推薦し、理事長名で研究科長を任命するという手続きを行っている。

学部長は、その学部の専属事項について、学長を補佐し、大学の方針・諸規程並びに承認された計画に従って学部内の業務を管理する責任があり、その遂行に必要な権限を有すると定め、研究科長は、大学院の専属事項について、学長を補佐し、大学および大学院の方針・諸規程並びに承認された計画に従って研究科内の業務を管理する責任があり、その遂行に必要な権限を有すると定めている。なお、栄養科学部は 2 学科制となっており、「学校法人中村学園管理運営規則」（資料 10-2）第 28 条に基づき、学部長は学長と協議のうえ各学科に学科主任を置くことができる。学科主任は、教授のうちから学長の推薦に基づき理事長が任命し、学科の専属事項について学部長を補佐する。

大学の意思決定プロセスとして、学長直轄の審議会と各学部の教授会（資料 4-13）がある。審議会は、学長・大学院研究科長・学部長・短期大学部長・事務局長・事務局部長によって組織され、学則等諸規程の改正、教員の任用、自己点検・評価等、大学全体の教学に係る重要施策等についての審議を行っている。

- (1) 教育研究の大綱に関する事項
- (2) 任用すべき教員の選定に関する事項
- (3) 学校運営の諸企画に関する事項
- (4) 学則その他教学に関する重要な規則の制定・改廃に関する事項
- (5) 全学的な教育課程の編成に関する事項
- (6) 各学部共通の教学に関する事項
- (7) 全学的なFDの基本方針、基本計画および自己点検・評価に関する事項
- (8) 内部質保証に関する事項
- (9) その他学長が必要と認めた事項

なお、教授会における議事を円滑に進めるために、審議会を教授会の前に開催することで、研究科長や学部長等の役職者間の意思の疎通を図っている。審議会は学長直轄の議決機関として「審議会規程」（資料 2-1）に基づき運営が行われている。

教授会は学部長および学部には所属する教授に准教授・講師を加えて組織し、各学部の事業計画・教育課程の変更等、学部の教育・研究に関する重要事項についての審議を行っている。ただし、学則（資料 1-1）において、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べると定めており、教授会の審議結果が学長の最終判断を拘束するものではない。

- 一 学生の入学・卒業および課程の修了に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

また、「中村学園大学教授会運営細則」（資料 4-13）において上述三は次の事項と定めている。

- 一 教育課程及び授業に関する事項
- 二 学則及び学内諸規程に関する事項
- 三 教育職員の研究等に関する事項
- 四 自己点検・評価に関する事項
- 五 教育職員の学外における研修・講義・海外留学に関する事項
- 六 その他教育研究上必要と思われる重要事項

研究科委員会（資料 4-18）は、研究科長、研究科所属の研究指導教員を構成員として組織し、各研究科の事業計画・教育課程の変更等、研究科の教育・研究に関する重要事項についての審議を行っている。教授会と同様に、学則において、「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるもの」と定めており、研究科委員会の審議結果が学長の最終判断を拘束するものではない。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

なお、本学における教学および管理運営に関する重要施策等についての最終的な意思決

定は理事会であり、中期総合計画と単年度における管理運営方針である事業計画は、理事会における審議・承認を経てから計画が執行される。

学生から挙げられる意見等への対応は、学生支援センターの各窓口や学生相談室のほか、全学生を対象に毎年行っている「学生生活実態調査」（資料 2-13）において各種意見や要望を集約し、教職員間で共有して方針の決定や計画策定につなげている。教職員からの意見は、学科会議や部局内会議等を通じ、内容によっては審議会や事務職経営企画会議（資料 10-1）などのしかるべき会議体に諮られる。

危機管理については、近年は自然災害や人為的災害、経済事象等による様々な危機が存在しており、危機の発生は学生や教職員の生命・安全を脅かすとともに、危機発生により生じる損害や損失は、学術研究および教育活動・学校運営の継続的な遂行を妨げるだけでなく、場合によっては本学存続の基盤をも揺るがしかねない。このため、本学は「中村学園大学（含む短期大学部）危機管理計画」（資料 2-8）を定め、危機の発生防止に努めるとともに、危機が発生した場合においては迅速かつ適切な対策を講じることにより、危機発生による影響の軽減を図り、大学および学生・教職員が被る損害や損失をできる限り最小限に留めるための総合的な危機管理を行う体制をとっている。

今般の COVID-19 感染防止対策では、危機管理計画に基づき、令和 2（2020）年 3 月に学長を本部長とする緊急対策本部を設置し、令和 2（2020）年 4 月以降は緊急対策本部会議を定例開催している。会議では、感染者発生時の即時対応、短期的・中長期的に取り組むべき課題について議論し、会議での決定事項は各学部・学科・事務局に展開されるとともに、教育研究活動を遂行するにあたり支障がある場合は、各部局からの報告・連絡・相談に基づき、この緊急対策本部会議にて対応案を協議・決定してきた。決定事項については、UNIPA 等により、全学生・教職員に周知し、「コロナ禍を乗り越える、コロナ禍でも適切に大学を運営する」という意識の統一を行っている。

以上のことから、本学では、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、また、それに基づいた適切な大学運営を行っていると判断できる。

10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成は、次のプロセスで行っている。まず、中期総合計画および収支予想により翌年度入学生の学生納付金を 5 月の理事会にて審議、決定し、その後予算編成方針・予算編成日程および「研究費取扱内規」（資料 10-6）を財務部にて立案し、学長・理事長

の決裁を受けている。

決裁承認後 10 月に各部局に予算申請書を配布している。各学部は中期総合計画の教育研究方針に沿った事業計画書を作成し、予算申請書とともに提出している。予算申請書を基に、教育研究の重点事項・主な施設設備計画を評議員会・理事会に諮っている。

各部局から提出された予算申請書に基づき、12 月から 1 月にかけて財務部にて予算の申請内容について事情聴取を行っている。教員の基盤研究費（個人研究費）については、職位に関係なく個々の申請に基づき、学長が学部長・事務部局の意見を聞いて決定している。予算原案は財務部にて編成し、2 月に理事長の査定を受け、その後予算（案）を編成して、3 月の評議員会に諮問、理事会にて決定している。予算の通知は各予算単位に対し行い、基盤研究費については各教員に通知している。

予算執行は、各部局の所属長の執行確認と財務部課長の執行責任を基に「学校法人中村学園経理規程取扱細則」（資料 10-7）第 10 条第 1 項各号の決裁限度額に基づき、執行承認を受けている。

予算管理は、平成 25（2013）年度に経理システムを導入し、各部局で行っていた予算残高把握を WEB 対応による各部局での予算執行入力、予算残高照会へ変更して、リアルタイムに予算残高把握を行える仕組みとし、予算を超過する執行ができないようにした。さらに、平成 30（2018）年度に財務システムを更新し、以前の機能を維持しつつ、予算管理部署がトップページで予算残高総額を一覧で確認できるようにした（資料 10-8）。

決算監査は、私立学校法および「学校法人中村学園寄附行為」（資料 10-9）に基づく監事による監査、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査による会計監査を実施しており、両者間での監査報告および意見交換を行い、連携を図っている。また、法人本部に常勤監査役を置き、監事による監査、公認会計士監査時には同席して、監事・公認会計士との連携を図り、適正な監査体制で運用している（資料 10-10）。

全体的に予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みは確立していないが、予算編成において目的別に中科目を設け予算配布を行っているため、各部局での細かな予算執行管理ができる体制となっている。また、財務状況について説明責任を果たす観点から事業報告書に学園の決算概要を掲載し、資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表の解説を行っている。

以上のことから、本学では、予算編成および予算執行を適切に行っていると判断できる。

10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用および昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協

働)

・人事評価に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用手続きは、「就業規則」（資料 10-11）に定めており、昇格については、事務職員の昇級・昇格モデルパターンを参考に、人事評価の結果によって判断している。採用は、定年退職等による欠員補充を基本として採用計画を立て、採用試験にあたっては、採用したい人物像、必要な資格、年齢基準等の採用方針を明確にした上で公募を行っている。令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染拡大防止の観点から一次・二次面接試験をオンラインで行い、最終面接は感染防止対策を取りながら対面で実施した。

中村学園では、法人・大学の運営に関する業務、教育・研究等の支援、その他大学運営に必要な業務を適切に遂行するための事務組織を編成している。

教育機関に対する社会からの要請が高度化・多様化する中において、社会のニーズを適確に捉え、事務組織と教学組織が一層の連携強化を図るとともに、大学に期待される新たな役割に適切に対応できる機動的な事務組織を構築することが重要であることから、まず、平成 27（2015）年 7 月に現体制になる前段階の事務組織改編を行った。本学の事務組織は、「学校法人中村学園管理運営規則」（資料 10-2）並びに「学校法人中村学園事務分掌規程」（資料 10-12）に規定しており、法人本部に総務部・財務部・経営企画室、大学事務局に教務部・学生部・連携推進部・入試広報部および学術情報部を置いた。

事務職員は高度な専門性を有し、これまで以上に組織運営や業務の遂行を主体的に担うことが求められる。そのため、次の 3 つの側面から適正な業務運営の在り方・意思決定プロセス・人員配置の見直し等を検討し、事務職員が能力を最大限に発揮できる活力ある職場環境を構築し、組織力を持って改革を推進する事務組織として整備した。

①時代と社会の変化に対応した事務組織への整備（新規事業・重点取組事項に対して、効率的かつ効果的な業務を遂行するために、現組織体制の見直しと戦略的な人員配置を行う。）

②教職協働の推進（事務組織の機能や編成を見直すことにより、教職協働を円滑に推進できる事務体制を構築する。）

③制度疲労改善に向けた事務機能の再構築と職員の意識改革（業務が錯綜している部局の再編とグループ制の導入により、部局ごとの業務の縦割り意識を排除し、職員の意識改革を進める。）

新たな事務組織では、法人本部は、組織マネジメントの強化を図るために法人本部長職を設置し、人事関連業務を総務部の所管、経理・管財業務を財務部の直接所管として法人本部と学園各学校の管理業務の効率化・合理化を図った。また、理事長を補佐するスタッフ機能の強化と学園全体の将来計画を取りまとめ実行に移す戦略的部局として経営企画室を設置した。

大学の事務局においては、戦略性・統一性を持った学園広報の展開、競争的資金獲得に向けた研究支援の強化、増大する国際交流・産学官連携等の事業を支える事務局機能の明確化のために、「広報室」「教育研究支援課」「国際交流・社会連携課」を新たに設置した。さらに、各部局が所掌する業務の関連性により大学事務局を「教務部」「学生部」

「入試広報部」「学術情報部」の4グループに分け、各グループを管理する新たな役職として事務部長を配置し、グループ内の人員配置に機動性・融通性を持たせることで、業務の平準化と人材の育成を進めてきた。

加えて、令和元（2019）年7月からは各部局内の課を廃止し、部局としての機動性・融通性を一層高めることとした。

教職協働への取組みとして、多くの学内各種委員会において、令和元（2019）年度までは事務職員は「陪席」としての位置づけであったが、令和2（2020）年度より担当事務局職員を構成員とすることで、事務局がより提案・意見しやすい体制とし、その事務局職員も管理職に限定するのではなく、実務に精通した職員の意見が反映されやすいよう工夫している（資料10-13）。

人事評価は「学校法人中村学園人事評価規程」（資料10-14）および「人事評価マニュアル」（資料10-15）に基づき、毎年、専任の事務職員全員に対して実施している。人事評価では、「意欲・態度、能力、業績」の3つの要素を評価項目としており、それぞれの項目において10段階評価を行い、各評価に係数を乗じて得た点数の合計によりA、B、C+、C、C-、D、Eの7段階のランク付けを行っている。それぞれのランクにはポイントが設定されており、一定期間において取得したポイントの累計により、事務職員の昇格・改級、昇給に反映させている。

令和元（2019）年度からは、これまで別々の検討軸で実行してきた人事に関する「採用」「育成」「評価」に一貫性を持たせ、今後の人事制度の方針の方向付け、軌道修正など調整統括を担うための専門的な会議体として、副理事長、財務部長、大学事務局長、事務部長、中学高校事務長からなる「人材戦略会議」（資料10-16）を新たに立ち上げた。また、「人材戦略会議」の傘下に「採用」「育成」「評価」の3つのワーキンググループ（WG）を編成し、WG長には事務部長を、メンバーには人材育成の観点から職員を選抜して充て、各種検討事項の具現化を進めることとした。育成WGでは、スタッフディベロップメントの内容検討・実施とブラザーシスター候補者選出等、採用WGは評価表の検討、一次審査の主管面接官等、評価WGは人事評価表や実施スケジュールの検討等を進めている。

<基本的な人事制度の考え方>

- ・ 職員の採用時には目指すべき人材像をベースにした求める人材像を評価軸とする。
- ・ 目指すべき人材像と求める人材像とのギャップを級ごとに段階的に設け、人事評価の際のコンピテンシー評価とする。各人のコンピテンシー評価を基に、上級への育成を目指して組織的な指導や育成に取り組み、目指すべき人材像を体現する。
- ・ 学園職員として目指すべき人材像を共有し、その育成を図る。

<事務職員として目指すべき人材像（教育理念を引き継ぐために目指すべき人材像）>

- ・ 学園祖中村ハル先生の理念を体現し、社会のために情熱と信念をもって挑戦し続けられる人
- ・ 高い理想を常に目指すために、時代の変化に対して先見の明を持ち、自ら学び適応して向上し続けられる人
- ・ 誰にも負けない努力を重ねることで得られる厳しさと優しさで仲間と協働し、切磋琢磨することで互いの成長に寄与し続けられる人

＜中村学園が求める人材像＞

- ・中村学園の教育理念に心から共感して体現できる人
- ・社会のために情熱をもって挑戦できる人
- ・理想を目指すために、変化に適応して自ら学び成長できる人
- ・誰にも負けない努力により得られる厳しさと優しさで、仲間と切磋琢磨できる人

以上のことから、本学では、法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能していると判断できる。

10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学の特色的な取組みとして、定例教職員朝礼（第 1・第 3 木曜日開催）において、全ての専任教職員が一堂に会した場で、学園のトップである理事長と本学のトップである学長が、最新の社会情勢等の情報や、直近の取組み事項の内容や課題、大学の事業計画や中期総合計画についても講演し、周知と意識の共有化を図っている。令和 2（2020）年度は COVID-19 の感染防止対策のため、全てオンラインでの開催となったが、これにより非常勤職員・派遣職員も視聴が可能となり、意識醸成の面ではさらに高い効果が得られている。

事務職員については、能力開発と資質の向上を目的として「学校法人中村学園事務職員研修要領」および「中村学園事務職員研修実施マニュアル」により研修制度（資料 10-17）を体系化している。研修制度は大きく①職場内研修（OJT・勉強会・小集団活動）、②職場外研修（学園内実施研修〈階層別研修・目的別研修・共通研修〉）、学園外派遣研修〈外部団体研修・海外研修・中・長期派遣研修〉）、③自己啓発研修の 3 つの柱で構成されている。

職場内研修では各部局において日常業務を通じた OJT や勉強会等に取り組んできたが、知識やスキルにとどまらない行動そのものを変える思考や態度を養う目的で、平成 28（2016）年度から新任者を対象にブラザーシスター制度を導入した。先輩事務職員が新任事務職員に 1 年間マンツーマンでフォローすることにより、考え方のプロセスと行動に移すプロセスをひとつのパターンとして認識する考え方の継承に取り組んでいる。

階層別研修として行う事務職員研修では、管理職を除く係長以上の役職者と一般課員に分けて隔年で実施し、役割に応じて必要とされる資質能力の向上を図っている。管理職に対しては、教育職員も含めた管理職研修会と、事務職員のみを対象としたサマーセミナーを毎年実施し、管理職としての意識の醸成、マネジメント能力の向上に努めている。また、新任者には本学の開講科目「中村学」の受講や各学校の見学の機会を設けるなど、早期の学園理解を促している。

目的別研修では、職員のアドミニストレーターとしての職能や経営的(大局的)な視座の

獲得、コミュニケーション能力・発信力の涵養等を目的として、平成 27（2015）年度からカリキュラム型（年度によってはオムニバス型）SD 研修を開始した。テーマの設定や実施方法など見直しながら試行錯誤を繰り返して充実を図っているところである。数名の職員が講師役となって 1 コマ 90 分のカリキュラムを組んで他の職員が 1～2 コマずつ受講する手法をとり、終了後のループリックシート評価では、講師役の職員自身の振り返りに資するものとしている。

また、学園外派遣研修では、自発的に問題を解決する意識やプレゼンテーション能力を養うことを目的として、平成 29（2017）年度から他大学調査研修を開始した。部局の垣根を越えた職員間で企画した調査計画の中から 1～2 グループを選定し、先進的に取り組んでいる他大学に自らアプローチして事例を学ぶ機会としている。なお、制度の見直しと充実を進めているため、令和元（2019）年度と令和 2（2020）年度は実施していない。

外部団体が開催する研修や私立大学協会等が主催する研修は、令和 2（2020）年度は COVID-19 の影響でその多くが中止となったが、毎年、職員を派遣して各自のスキルアップを図っている。また、職員が自主的に行った自己啓発に対しては、教育訓練制度として補助金を支給しており、業務に関連する資格の取得を奨励している（資料 10-18）。

令和 2（2020）年度からは、より体系的に人材育成に取り組めるよう、人材戦略会議と育成 WG において SD 研修を能力開発・学園理解・他部署理解・自己啓発に分け、年間スケジュールの再構築を進めている（資料 10-19）。

教育職員については、本学は学生のクラス毎に講師以上の指導主任を配置し、学生が健全な学生生活を享受することができるよう、学生生活全般において適切な援助と指導助言を行う体制をとっている。このため、毎年 9 月に指導主任研修会（資料 4-16）を開催し、外部講師も交えて学生指導に関する最新の知見や学生との適切な関わり方について資質の向上を図っている。令和 2（2020）年度は学生の心のケアに対する指導主任のサポートのあり方をメインテーマとし、WEB 配信の形式で実施した。また、毎年 9 月に併設短期大学を含む全教職員を対象として開催している教育ワークショップでは、各学部・学科からの教育に関する取り組み事例発表や事務局からの情報提供など教職協働で FD を推進している（資料 4-29）。

この他、全教職員を対象としたハラスメントおよびメンタルヘルスに関する研修会（資料 10-20）や防災教育研修会（資料 10-21）も毎年実施している。

以上のことから、本学では、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の運営は、中期総合計画に基づき行われている。その中期総合計画に基づく事業計画の中間報告（9月）と事業報告（3月）により、事業計画の進捗・達成状況について定期的に点検・評価を行っている。中間報告では、年度末の事業計画の完遂に向けて課題を洗い出している。また事業報告では、年度末の達成状況を点検・評価している。さらに事業報告による点検・評価の結果は、次期中期総合計画および事業計画の立案並びに大学運営のための改善・向上に活かしている。これらの事業報告は、ホームページ「情報公開」に公表している。

また、事務組織体制については、理事長を筆頭に事務局部長職以上が構成員を務める「事務職経営企画会議」および「人材戦略会議」を毎月1回開催し、事務局全体の在り方・事務組織体制・各部局の事務分掌について協議を行うとともに点検・評価し、定期的（平成27（2015）年度・令和元（2019）年度）に組織改編を実施している。事業報告の点検・評価の結果は、次期中期総合計画と事業計画の立案に活かすことにより、大学運営の改善・向上に取り組んでいる。

監査は、私立学校法および「学校法人中村学園寄附行為」（資料10-9）に基づく監事による監査、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査による会計監査を実施しており、両者間での監査報告および意見交換を行い、連携を図っている。また、法人本部に常勤監査役を置き、監事による監査、公認会計士監査時には同席して、監事・公認会計士との連携を図り、適正な監査体制で運用できている。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた様々な取り組みを行っている判断できる。

10.1.2. 長所・特色

本学における教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の関係性や学長の意思決定などガバナンスは明確であり、適切に機能している。

各種学内研修（管理職研修、サマーセミナー、係長・課長補佐研修）の中で、中期総合計画の策定や対応状況等についての議題を挙げ、協議する場を設けており、教職員の参画が自然と促せるような仕組みをとっている。このような取り組みにより、大学運営全体を俯瞰でき、経営感覚をもった教職員を育成していくことも狙いとしている。

また、事務組織改編により部局を大きくまとめ部の裁量を拡大したため、現場の実情に応じて人員配置や業務分担など柔軟に対応できるようになった。このことから採用・育成・評価に一貫性を持たせた人材マネジメントについての基本構想が明確になった。

教職員に対しては、新任者オリエンテーションや毎月2回定例で開催している「教職員朝礼」などの諸施策を講じて認識の共有に取り組んでいる。

コロナ禍においては、オンラインシステムや動画アプリによるWEB動画配信を用いた教職員朝礼（理事長や学長の講話など）を行い、情報発信を継続している。

10.1.3. 問題点

上述のように、本学の中・長期計画ならびに実現させるための方針の明示・周知は徹底しているといえる。しかしながら、中央教育審議会（平成 30（2018）年 11 月 26 日）が「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（資料 10-22）で提言しているように、AI 時代やグローバル時代を迎える中で、新たな社会を牽引できる人材を育成するべく、学内外との連携をさらに強化しながら、策定した目標を具現化するために、計画を着実に実行していくことが今後の課題と考えている。

人材マネジメントについては体系的な基盤整備を一層進めなければならない。業務が複雑化・高度化する中で、計画的な人員配置を行い、目指すべき人材像を体現するために「採用」「育成」「評価」に一貫性を持たせた取り組みを実行していく必要がある。

グローバル化に伴う国際競争の激化や ICT 技術の急速な進展など社会が大きく変化する時代に迅速に対応し、学園祖中村ハルの教育理念と建学の精神を根幹とする学生満足度の高い教育に努めるため、併設短期大学と一体となった迅速かつ効率的な組織運営と適時適切な判断が必要である。令和元（2019）年度に改編した事務組織の更なる機能充実と職員の資質向上並びに教職協働を推進する必要がある。

10.1.4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期計画等を実現するための大学運営に関する方針を、ホームページ等で明示し、教職員に対して周知・徹底している。また、中期総合計画の策定や対応については、各種研修でも議題として取り上げることで、教職員の参画を促すとともに、大学運営全体を把握しながら次世代を担う教職員の育成にも寄与している。さらに、制定された中・長期計画は学内のグループウェアであるサイボウズ Garoon（ガルーン）に掲載し、常時確認できる仕組みを整えている。

本学の運営は大局的には概ね安定しているが、一層厳しい環境が待ち受ける中において、組織を盤石なものとするために特に人材マネジメントを有効に機能させる必要がある。

COVID-19 感染防止対策として、本学の教職員朝礼は、ウェブ動画配信によるオンラインとし、全学的な情報発信の継続に努めている。

第 2 節 財務

10.2.1. 現状説明

10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標または目標の設定

本学では、平成 30（2018）年度に 3 か年の「学校法人中村学園第 7 次中期総合計画（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）」（資料 1-16）を策定し、財務目標を設定している。私学を取り巻く環境が厳しくなるなかで、社会や時代の要請および学生等の満足度等を十分に勘案し、教育・研究の質の低下をきたすことなく、また、極端な負担増を伴うことのないよう財政基盤の安定化を図ることを目標として取り組んでいる。

その中の財政目標としては、第 7 次中期総合計画の最終年度目標数値を法人全体経常収支差額比率では、10.0%、大学・短大合算経常収支差額比率では 18.0%に設定しているが、初年度の平成 30（2018）年度は、法人全体経常収支差額比率は 10.6%、大学・短大合算収支差額比率は 18.4%、2 年目の令和元（2019）年度は、法人全体経常収支差額比率は 12.7%、大学・短大合算収支差額比率は 20.2%とそれぞれ目標を達成しており、安定した財務運営を行うことができている。

以上のことから、本学では、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（または予算配分）
評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金・寄附金・受託研究費・共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

各学部・学科・研究科は、中期総合計画に沿って教育研究に関する事業計画を毎年作成しており、予算配分についても事業計画に基づき配分している。予算編成のプロセスにおける各部局との事情聴取で、各学部長・所属長と予算申請の内容が教育研究を充実する内容であるか、目標達成に資する内容であるか、算定根拠は明確であるか等、細部に亘る意見交換を行ったのちに予算計上しており、予算編成の透明性は高く、適切な運営を行っている。

予算執行においても経理規程等に沿って責任権限者による執行を行っている。予算化されていない費用、予算超過する費用等の予算執行は原則として認められておらず、事前に責任権限者の承認を得ることで執行可能としている。

本学における教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みとしては、令和元（2019）年 7 月の事務組織改編に伴い、外部資金（科学研究費・助成金・受託研究費等）獲得等の教育研究活動に関して、新設された連携推進部による支援により、さらに推進する体制が整えられた。

外部資金の獲得状況については、まず、科学研究費補助金について、令和元（2019）年

度に新規採択 9 件、16,120 千円を受け入れている。また「研究者が所属する研究機関別の科研費採択件数、配布額一覧」（資料 10-23 [ウェブ]）によると、科学研究費補助金の配分を受けた私立等 576 大学・専門職大学・大学院大学中 187 位に位置している。決して高い数値とは言えないが、本学の建学の精神に謳っている「実学教育」に基づき教育に重点をおいている現状があるものの、その環境の中における科学研究への取組みは、研究環境の活性化にもつながり、なによりも教育への還元に一定の成果を上げている。

受託研究費については、令和元（2019）年度に 5 件、7,033 千円を受け入れている。県内の地方公共団体や地場企業を中心に受託研究費を受入れ、地域貢献、社会貢献への一端を担っている。また、寄付金については、研究助成寄付金を令和元（2019）年度に 3 件、2,200 千円を受け入れている。今後の産学官連携の担当部局と連携を図り、本学の取組みに対する情報発信を積極的に行い、本学の研究活動に賛同を得られるよう努めていくことで外部資金の更なる獲得につなげていきたい。

学園が設置する 5 つの基金への寄付金を募集しており、令和元（2019）年度に法人全体で 361 件、4,404 千円を受入れている。今後、学生数の確保が厳しくなる中で、私立大学等経常費補助金の特別補助の増額、外部資金のさらなる獲得、寄付金増額等の施策を講じ、さらなる収支の安定を図ることが必要である。

資産運用については、年度当初に資産運用計画を策定し、その計画で年間目標を設定しており、資産運用検討会を毎月開催して、年間目標達成のための月次運用方針の策定を行っている。また、毎月の運用成果を常任理事会・理事会開催月においては理事会で資産運用が適正に行われている旨、報告をしている。年間の運用報告についても同様に、常任理事会・理事会にて年間の運用成果の報告を行っている。運用の手続き・運用対象・投資限度額等を明確に定め、その範囲内で運用をしているため、運用リスクは最小限で抑えられるようになっている。令和元（2019）年度については、法人全体で受取利息・配当金を 227,890 千円計上しており、予算 137,000 千円に対して 90,890 千円の収入増となっている。

以上のことから、本学では、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

10.2.2. 長所・特色

上述のように本学における財政状態は良好である。また積立率も 100%を超えており、令和元（2019）年度の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態区分」が最上位の「A1」に位置している。

また、予算については中期総合計画に基づき、学園の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するための予算配布ができており、予算執行についても規程を順守し、適正に行われている。

10.2.3. 問題点

18 歳人口の減少、また、COVID-19 感染拡大の影響により景気が冷え込む中で、今後学生の獲得が困難となり、さらに経常費補助金についても今後増額が見込みにくいいため、外部資金の獲得・寄付金・資産運用による収入の更なる増収を検討していく必要がある。中でも外部資金の経常収入に占める割合が低く、また、寄付金についても同様の状況である。産学官連携の担当部局・教職員と連携をさらに強化し、大学の取組みを積極的に発信し、学園に対する信頼を得ていくことが、当該収入の増加につながる大きな要因となるため、その施策の検討・実行を要する。また、法人全体では良好な財政状態を保っているが、併設高校の財政状態が芳しくないため、収支改善に向けての検討と実行を重ね、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を適切に実行し、大学運営の改善・向上を図っていく必要がある。

10.2.4. 全体のまとめ

本学は、現時点においては、収支も良好で、財産状態も安定している。しかしながら、18 歳人口の減少に伴い今後は学生獲得が困難となる中で、学生納付金以外の収入財源の確保が必要となってくる。積極的な外部資金や寄付金の獲得がこれまで以上に重要となる。また、併設校の収支改善についても、喫緊の課題である。今後の中・長期計画（中期総合計画）において、外部資金や寄付金の獲得および併設校の収支改善について施策を検討し、実行に移していくことで、課題解決を図っていく。

終章

本学は、学園祖中村ハルの教育の理念と情熱を「建学の精神」として受け継ぎ、人間教育・社会性教育・教養教育・専門教育を有機的に連携させ、社会の発展に資する多くの優秀な卒業生を輩出している。また、本学は、地域連携推進協議会や外部評価委員会などにより、地域社会のニーズを的確に捉え、変化に対応した教育研究および堅実な経営に努めている。それらはホームページを中心として社会に広く公開している。

学内においては、教職員朝礼や各種の研修を中心とした場において、意識の共有や教職協働が推進されており、在学生にはオリエンテーションや学園の創立記念式典において学園祖中村ハルの理念を伝え、原点に立ち返る機会を設けている。このように本学は、昭和28（1953）年の設立以来、学園祖中村ハルの教育に対する情熱や建学の精神、理念・目的を基軸として教育研究活動を推進してきた。しかし、今回の第3期認証評価受審に向け、「点検・評価報告書」の作成にあたり、改めて自己点検・評価を行い、改善すべき課題が明らかとなった。特に本学は令和2（2020）年度に自己点検・評価委員会を設立したばかりであり、全学的な内部質保証の推進とPDCAサイクルの確立・整備が急務である。自己点検・評価委員会は、全学内部質保証推進組織である審議会で定められた教学マネジメントモデルをFDセンター・教務委員会と連携し全学的な教育改善活動を推進するとともに、学部・研究科と協力し、自己点検・評価を実施しながら教育と研究の質の保証に取り組み、PDCAサイクルを実効性のあるものとしていく必要がある。

また、教育活動においては、3つのポリシーに基づいて、大学教育の質保証に向けたPDCAサイクルをより適切に機能させるため、全学共通のアセスメントプランによって評価し、その結果を改善につなげる工夫と強化が望まれる。令和2（2020）年度は、COVID-19の世界的な感染拡大に翻弄され、感染防止対策による遠隔授業や学内外における各種教育活動の在り方検討、学生への経済的支援および心身の健康に係る支援等、緊急事態における適切、かつ迅速な意思決定および行動をとおして、教育機関としての真摯な姿勢が求められた。このような状況下においても、教育研究活動を推進すると同時に産学官での連携活動を推進させ、多様化する社会に本学の優秀な卒業生を輩出していく必要がある。これらの状況を踏まえ、本学では10年後を見据えた大学の将来「中村学園2030年ビジョン」を策定した。そのビジョンを基に中・長期計画「中期総合計画」を策定し、内部質保証最高機関である審議会や自己点検・評価委員会において、各学部・学科・研究科・部局が設定した目標・計画・各年度のKPIについて、年度ごとに計画・実行・見直し・改善のPDCAサイクルを実施し、目標達成に向けての取組みを随時進めていかなければならない。

「中村学園2030年ビジョン」においては「卒業生が活躍する次世代社会から逆算した学びを提供し、九州一社会有為な人材を育む学園になる」ために、以下の9つのキーワードを掲げている。今後はこれらの9つのキーワードを基本として「中期総合計画」を実行し、自己点検・評価に基づき大学としての社会に対する教育研究活動の質の保証に努める。

1. VUCA（ブーカ）：予測困難な社会
2. SDGs：持続可能な開発目標
3. カリキュラムマネジメント

4. STEAM 教育：科学・技術・工学・芸術・数学の教科横断的な教育
5. EdTech：AI 等を用いた教育（教育[Education] × テクノロジー[Technology]）
6. アダプティブ・ラーニング：学びの個別最適化（見える化・多様化）
7. リカレント教育：働きながら学びなおし（学び続ける姿勢の継続）
8. DX（デジタルトランスフォーメーション）：ICT 技術の向上
9. ウェルビーイング（幸福の概念）：身体的・精神的・社会的に良好な状態

今後の展望としては、今回の点検・評価を踏まえ、以下を挙げる。

1. 自己点検・評価委員会の検証
2. アセスメントプランによる評価
3. 学習ポートフォリオの導入による学習成果の測定
4. 多様化する学生のサポート
5. 研究環境の整備
6. 社会・地域ニーズへの貢献（リカレント教育の実施など）
7. 教職員の資質向上と教職協働の推進

終わりに、この度の認証評価受審にあたり、今回の本学における自己点検・評価結果を真摯に受け止め、本学の建学の精神に基づき、質の高い教育と研究に努めるとともに、地域社会の発展に貢献し得る有為の人材を養成し、社会の発展に寄与する所存である。